

平成18年 第3回

身延町議会定例会会議録

平成18年9月11日 開会

平成18年9月20日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 8 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 1 日

平成18年第3回身延町議会定例会(1日目)

平成18年9月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長の施政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 松浦隆 | 2番 | 河井淳 |
| 3番 | 望月秀哉 | 4番 | 望月明 |
| 5番 | 芦澤健拓 | 6番 | 上田孝二 |
| 7番 | 福与三郎 | 8番 | 望月寛 |
| 9番 | 日向英明 | 10番 | 望月広喜 |
| 11番 | 穂坂英勝 | 12番 | 伊藤文雄 |
| 13番 | 渡辺文子 | 14番 | 奥村征夫 |
| 15番 | 川口福三 | 17番 | 笠井万汎 |
| 18番 | 石部典生 | 19番 | 中野恒彦 |
| 20番 | 松木慶光 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 16番 近藤康次

4. 会議録署名議員(3名)

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 6番 | 上田孝二 | 7番 | 福与三郎 |
| 8番 | 望月寛 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20名)

| | | | | | | | |
|----|----|------|-------|--------|--------|------|------|
| 町 | 長 | 依田光弥 | 助 | 役 | 野中邑浩 | | |
| 教 | 育 | 長 | 千頭和英樹 | 総務課 | 長 | 片田公夫 | |
| 行政 | 改革 | 室 | 長 | 山宮富士男 | 町民課 | 長 | 渡辺力 |
| 企画 | 財政 | 課 | 長 | 鈴木高吉 | 産業課 | 長 | 遠藤忠 |
| 出納 | 室 | 長 | 市川忠利 | 建設課 | 長 | 伊藤守 | |
| 福祉 | 保健 | 課 | 長 | 中澤俊雄 | 子育て支援課 | 長 | 赤池和希 |
| 水道 | 課 | 長 | 井上隆雄 | 環境下水道課 | 長 | 佐野雅仁 | |
| 下部 | 支所 | 長 | 赤池善光 | 学校教育課 | 長 | 赤池一博 | |
| 生涯 | 学習 | 課 | 長 | 佐野治仁 | 身延支所 | 長 | 広島法明 |
| 観光 | 課 | 長 | 望月治雄 | 土地対策課 | 長 | 望月和永 | |

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時30分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。
ご起立を願います。
朝のあいさつをしたいと思います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。
平成18年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
日中の残暑がまだ厳しい今日このごろでございますが、9月半ばになりますと、さすがに朝夕涼しく、秋の気配を感じられるようになってまいりました。
議員各位には、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、心から敬意を表す次第であります。
さて、本定例会に町長から提案されます議案は、平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定をはじめ、平成18年度身延町一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算、さらに条例改正等、併せて29件であります。
いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論を得られますよう、切望する次第であります。
まだまだ暑さ厳しい折、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。
事務連絡を申し上げます。
近藤康次議員は、病気療養のため欠席との連絡がありました。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6番 上田孝二君
7番 福与三郎君
8番 望月 寛君
以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。
今期定例会の会期は、平成18年9月11日から9月20日までの10日間とすることに
異議ございませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、会期は平成18年9月11日から9月20日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおり、各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

次に産業建設常任委員会委員長および議会活性化等調査検討特別委員会委員長より、閉会中の調査の報告書がお手元に配布してありますので、ご了承願います。

日程第4 町長の施政報告を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

皆さん、おはようございます。改めて、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

大変、残暑厳しい今日でございますが、皆さん方にはご健勝でご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

それでは、私からごあいさつをさせていただきます。

本日、ここに平成18年第3回身延町議会定例会が開催されるにあたりまして、町政に対する基本的施策についてご報告、併せて、提出をいたしました議案の概要等について、説明をさせていただきます。

まず、本町が今後とるべき行政施策として、地方分権改革でいわれる地方公共団体のみずからの判断と責任において、地方自治経営を自立できるまちづくりを基本とし、従来型の行政運営やルールから脱皮をし、新しいシステムによるまちづくりを構築するための取り組み等の意識改革を職員等に求めてきたところであります。

それらをふまえ、今年度の本庁組織は行政改革推進室を設置いたしまして、6月議会でも説明させていただきましたが、平成18年度以降の行政改革の目標値を定め、集中改革プランの第一次改定版について、行政改革推進委員会の協議をいただき、9月上旬、改めて公表をさせていただきました。

今後、この第一次改定版に基づきまして、財政の健全化、住民サービスの向上、さらには積極的な経費の節減などを努めてまいりたいと存じておるところであります。

本日は9月11日、9月11日はそれを世界中の人が口にする特別な日であります。いわば、世界が総立ちになった日から5年になるわけでございますが、この間、米国は多くの自国の兵士を失い、民間人を含む、さらに多くの他国の人を死にいたらしめ、イラクでは大量破壊兵器は見つからず、大義なき戦争だったことが分かりました。

それでも、ブッシュ大統領は自由をもたらしたと述べ、米国に追隨した小泉首相は自衛隊を派遣し、隊員は危うい場面にもさらされたわけであります。9・11のテロを憎むことでは、世界中に異論はないはずであります。その対処では違った面があるわけございまして、戦争で応えるしかないというやり方を、真剣に顧みるときであってほしいなと思うところあります。

そして、今議会中に迎えます9月13日、それは身延町民にとって特別な日であります。緑豊かな自然と富士川の悠久の流れのもとに、数々の歴史的遺産など、この地域の特性を生かし

ながら、住んでいる人が生き生きとし、協働と交流によるやすらぎと活力ある開かれた町の創造を基本理念としてスタートし、紆余曲折、多事多難なときを経ながら2年になります。もう一度、原点に返って、真剣に顧みるときといたしたいと存じておるところであります。

9月20日、議会最終の日には、自民党総裁が決まります。ご承知のように、わが国は今、歴史的な転換期にあり、極めて重要な局面であると私は考えております。

国内では、私たちの身近な日常生活の中で、老人や女性、そして幼い子どもたちや生活弱者の罪のない尊い命が、いとも簡単に奪われるような悲しい事件が、連日のように報道をされています。また、憲法改正、天皇制や教育制度、靖国神社問題など、広く国民の間で論議を尽くさなければならない、多くの国内課題も目白押しであります。

対外的にも中国、韓国をはじめとするアジア外交姿勢、北朝鮮への対応、米国一極支配の行方、中国の大国化への歩みによる懸念、ドイツ・ロシアの新しい欧州への対応、インドにおける着実な経済成長等々、世界経済も大きく変化をし、これらへの対応は一刻の猶予も許されない状況となっております。

新総裁はそのまま、日本丸の舵取りを行っていくこととなります。私は改革と前進という旗印のもとで、いつのまにか、これまで嘗々と築き、守られてきた国民の規範であるとか、日本人の心といった、本来あるべき大切な姿が失われてきてしまったのではないかと考えております。

また、安倍氏支持になだれを打つ党内でも、来年の参議院選を念頭に地方への予算配分には配慮が必要だといった声は少なくない。自助努力に軸足を置く安倍流改革路線、かつての自民党が得意とした配分の政治の復活に期待を寄せる党内の声に、どう折り合いをつけるのか、安倍氏はリーダーシップを問われることになる。今こそ、国民の間に広がる社会不安を解消し、国家の進むべき方向を明確に、国民に伝えてもらいたいと思うところであります。

次に、平成18年度がスタートして5カ月余りではありますが、この間の町政の主な動きについて、ご報告を申し上げます。

6月定例会で、ご報告済みのものもございまして、重複するものもございまして、ご理解をいただきたいと存じます。

まず、入札談合情報関係につきまして、ご報告を申し上げたいと思いますが、このたびの下水道事業の調査設計委託業務における談合情勢については、大変ご心配を頂戴いたしましたわけですが、談合情報の通報を受け、通報の内容を慎重に調査するとともに、身延町公正入札調査委員会を立ち上げ、対応をいたしました。事務処理方針を協議、対応指針に基づいて、処理をいたしたところでもあります。このことにつきましては、先の全員協議会の席上で皆さん方にご報告をいたしたとおりであります。公共事業の執行については、特に厳正さが求められており、今後、より一層、公平・公正・透明性の高い事業執行に努めていく考えであります。

次に職員の飲酒運転の根絶でございますが、今年も今月21日から秋の交通安全運動が始まります。重点目標の1つに飲酒運転の追放を掲げておるわけですが、最近の新聞等などには、公務員の飲酒運転が数多く報じられておりますが、町職員による飲酒運転根絶のため、職員の自覚を促すなど、あらゆる努力を傾け、町民の皆さんの信頼を損なうことのないようにいたしたいと存じておるところでございます。

次に身延町町民予算提案事業につきましては、補正予算で説明を申し上げたいと思っておりますので、省略をさせていただきます。

次に4番目でございますが、総合計画の策定でございます。

町の行政運営の指針というべき総合計画については、平成17年度初頭から地域の課題や問題点の把握などのため、アンケート調査の実施、各地域をお訪ねし、ご意見・お考え・ご要望等をお伺いするなどの作業を重ねてまいりました。課題を整理・分析・解析を終え、素案をとりまとめたものを7月末に審議会に諮問を行い、現在、ご審議をいただいております。

今後、総合計画作成過程において、パブリックコメントを実施するなど、より多くの方々のご意見の反映をさせていただきながら、来年3月の議会へ提案、3月末公表のスケジュールで、計画を進めておるところであります。

次に5番目でございますが、地域防災計画につきまして、お話をいたしたいと思っております。

災害対策基本法に基づき、平成18年3月に身延町地域防災計画の策定を行いました。大地震、台風などの災害に対し、町が処理すべき事項や地域内の防災機関と、一体的に防災活動を効率的に実施し、町民の皆さんの生命・身体・財産を災害から守るための指針とも言うべき、極めて重要な計画でございます。この計画などに基づき、安全・安心なまちづくりにより一層、意を用いていく所存でございます。

最近、全国的に異常な降雨が多いわけでございますが、富士川氾濫による災害に備えまして、このたび、富士川洪水ハザードマップの作成に着手をしたところでございます。併せて、この洪水ハザードマップには急傾斜地、地滑り地域、土石流危険渓流なども記載をして、今年度末にはリーフレットを作成、全戸配布を予定いたしておるところでございます。

6番目は中部横断自動車道の関係でございますが、六郷インターから富沢インター間の28キロは新直轄方式導入が決定いたしまして、それから、およそ10年後の全線開通のめどがついたわけでございます。

引き続き、早期全線開通に向け、努力をいたしておるところでございます。9月8日には、中部横断自動車道の富沢増穂間建設促進連絡協議会の総会がございまして、この席上で皆さん方と共々、決意を新たにいたしたところでございます。

国ではインターや道の駅などについて、具体的な位置、公道等の検討を進めておるわけでございますが、より利用をやすく、また身延町にとって、より地域経済の発展が期待できるような計画となるよう、国に働きかけをいたしておるところでございます。併せて、高速道路開通を視野に入れた地域開発構想、まちづくり構想の推進にも引き続いて取り組んでいきたいと存じておるところでございます。

現在、国の要請を受け、地元地権者との接触を行っておるところでございますが、事業用地取得が円滑に進みますよう、事業促進のため、最善の努力を重ねてまいりたいと存じておるところでございます。

今日の午後4時からでございますが、議会の皆さん方のご理解をいただく中で、知事のところへ沿線町長、そして8日の総会におきまして、一応、決定をされたんでございますが、正副議長さんにもそれぞれご同道をいただいて、知事に要望等をお願いをいたしたというようなこととあります。

次に7番目でございますが、下部温泉の新源泉利用計画についてであります。

近く、送湯管敷設工事に着手いたします。新年早々には、新源泉利用が可能になるようなスケジュールで、工事を進める計画でございます。

今議会において、給湯条例、事業基金条例、特別会計予算について、ご審議をお願いしておりますところでございますが、議決が得られ次第、温泉旅館へ説明会を行う計画といたしてるところであります。

8番目でございますが、平成18年度の各区からの要望についての対応でございますが、町内各地域から多数のご要望をいただいておりますが、可能な限り、要望に沿うよう、努力をいたしてるところであります。10月中には、各区要望に対する処理方針について、各区長さん方に中間報告をすることとしております。

次に9番目でございますが、水道料金の統一化であります。

水道運営審議会からの答申も勘案しながら、統一料金決定に向け、事務作業を進めてまいりました。今回、超過料金の統一と工事分担金の改定について、条例改正のご審議をお願いすることといたしました。合併協議の折の合意事項である平成21年度の基本料金をも含めた水道料金統一に向け、今後、水道運営審議会のご意見を参考にしながら、検討を重ねてまいります。

次に10番目でございますが、下水道使用料ならびに受益者負担金の改定でございます。

合併協議において、旧町ごとに格差がある料金統一を合併後3年以内に統一の方向で調整するとされております。負担の公平性や下水道事業の健全経営のためにも、可能な限り、早期の料金統一が求められてるところであります。

今年の5月末に下水道事業審議会の答申をいただき、これに基づき、検討を重ねてきたところでありますが、事務作業が終わり、今議会に下水道使用料、受益者負担金について、条例改正のご審議をお願いするものであります。

議会の議決をいただいたのちに、10月以降から関係地域の皆さんへの説明に入り、平成19年4月から改定料金に移行の計画でございます。

なお、同一事業区内で二通りの料金体系になるのを回避するため、受益者負担金については、平成20年4月から料金改定を行うことといたしてあります。

11番目でございますが、照坂トンネル事業の進捗状況でございます。

県道古関割子線、照坂トンネルは近く工事発注の計画であり、年内に工事着手の運びと県から聞き及んでおるところであります。工事期間中、全トンネルの通行規制が予定をされておりますが、町としては可能な限り、通行規制期間の短縮を働きかけていくことといたしてあります。工事期間中における、地元の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

次に12番目でございますが、身延山への西嶋和紙利用要請について。

西嶋和紙産業に携わる若手の皆さんは、新製品の開発研究や販路拡大などに大変な努力を重ねておいでであります。町としても、これを支援するため、現在、和紙を大量に消費いたします身延山に、西嶋和紙の積極的な利用を働きかけているところであります。

また、身延山の広大な林地を利用させてもらい、和紙原料であります楮、三椏の栽培、生産、さらには染料の提供などの可能性などについても、多角的に協力を要請いたしてるところでございます。

先般、このたび、ご入山を、10月3日でございますが、92世内野日総猊下がご入山なさるわけでございますが、内野日総猊下にも、また神倉庶務部長さんにも書面にて、このことについて要請を、私からさせていただいております。

身延山と西嶋和紙を結び付け、有機的な連携により、身延山の協力のもとに、西嶋和紙を全国ブランド品に押し上げられるよう、努力をいたしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

ところであります。

13番目でございますが、鴨川市との姉妹都市提携についてであります。

日蓮上人ゆかりの地として、旧身延町と旧天津小湊町は昭和46年に姉妹協定を結び、交流を重ねてまいりました。両町とも合併により、新身延町、鴨川市になりましたが、このたび釜川市議会の議長が本町を訪れ、「これまでの縁を大事にし、両市町議会の交流を」との要請を受けました。

鴨川市議会では、まず両議会の交流を深め、将来的には姉妹都市として、両市町が協力し合い、観光振興に寄与するなど、両市町の発展を目指したいとの考え方である。

身延町といたしましては、まず両市町議会どうしの交流を深めていただいて、近い将来には姉妹都市としての、両市町が協力し合えるような枠組みで考えてまいりたいと存じておるところでございますので、議会の皆さんのご理解をお願い申し上げたいと存じます。

次に今議会に提出をいたしました議案等々について、ご説明を申し上げたいと存じます。

提出案件は、全部で29件でございます。内訳は認定1件、条例制定3件、一部改正12件、条例廃止1件、規約変更が3件、予算案特別会計1件であります。一般会計補正予算を除く、それぞれの議案につきましては、のちほど提案理由の際に説明等をさせていただきますので、割愛をさせていただきたいと思うわけでございますが、とりあえず平成18年度交付税についての概要と議案第113号 平成18年度身延町一般会計補正予算について、説明をさせていただきますと思います。

山梨県は去る7月25日に、平成18年度普通交付税の交付額について公表を行いました。平成18年度身延町の普通交付税は、市町村合併の特例に関する法律の財政措置による普通交付税の算定方法の特例とし、合併算定替えによる算定が行われました。この合併算定替えにつきましては、合併に伴う財源不足の減少を防止するため、合併後の新町の状態で算定する一本算定による財源不足と旧3町の合併がなかったものと仮定して、旧町ごとに算定した財源不足額の合算額等を比べ、後者が大きい場合には後者の額を交付基準額とする制度であります。この制度は合併後10カ年継続をされ、その後、5カ年度で割り増しが段階的に縮減されるものでございます。

この特例措置に基づく、平成18年度の合併算定替えによる普通交付税は、合併後の新町として的一本算定に比較すると、6億6,581万5千円の増額となり、平成18年度の普通交付税は41億6,148万6千円が交付されることとなりました。平成17年度と比較いたしますと、4.4%の減、1億8,954万1千円の減額となりました。

また、旧下部町からの懸案事項でありました、下部温泉郷の新たな泉源が確保されたことに伴い、身延町下部奥の湯温泉条例の制定をはじめとし、身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の予算を提案させていただきました。下部奥の湯高温源泉による、下部温泉郷をはじめとした観光の振興を図るべく、関連条例、ならびに予算の提案を上程いたしましたので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

それでは、一般会計補正予算の主なものについて、説明を申し上げたいと存じます。

まず歳入であります。県支出金へ市町村合併支援特例交付金7,160万円の追加計上をさせていただきました。当初予算と合わせますと、1億2千万円の計上であります。

繰越金へ1億668万7千円を追加させていただくことを主とし、歳入としましては2億2,991万1千円の補正予算の計上をさせていただきました。

それでは、次に歳出の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

総務費中、戸籍住民基本台帳費、ならびに身延支所費の給料につきましては、8月1日の職員人事異動に伴う予算組み替えによるものであります。

次に民生費であります。社会福祉総務費には、来年度建設が予定されております身延福祉センターの建設に向けた造成工事設計業務費162万8千円、さらには植栽木移設工事費676万2千円を計上させていただきました。

また、児童福祉総務費の給与につきましては、この4月より子育て支援課を設置したことに伴い、静川保育所費より児童担当職員の予算の組み替えをさせていただきました。

次に衛生費であります。簡易水道運営費につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金2,746万9千円を追加計上させていただきました。これにつきましては、身延公共下水道事業の建設に伴い、水道管の敷設替えに関わる負担金などとして繰り出されるものであります。

次に観光費であります。町民の皆さまから町民税の1%に相当する予算の使い道について、提案をいただく身延町町民予算提案事業につきましては、27件の提案事業の応募をいただきました。これら事業の検討につきましては、町民予算検討委員会での選考をいただきまして、本年度は2件の事業を実施することとなりました。

まず、みんなで身延町を知ろう、ふれあい小さな旅として、町内を3コースに分けて巡るツアーが実施されます。さらに、もう1つの事業であります、羽ばたけ身延の子らにつきましては、町内外で活躍する、ときの人などによる、小中学生を対象とした事業、部活動の指導等を実施していただくものであります。これらのうち、ふれあい小さな旅に関わる予算51万9千円を計上いたしました。

次に土木費の土木総務費へ、まちづくりの基礎資料として幅広く利用されます町管内図の作成業務に関わる予算7,200万円を計上いたしました。管内図につきましては、旧3町のうち下部町においては、2500分の1の町図が作成をされていなかったことにより、町図の作成を行うものであります。

町全体といたしましては、航空機による1000分の1による地図情報のデータの作成をし、旧身延町、旧中富町の町図に反映させていく考えであります。

この財源につきましては、県支出金であります。市町村合併支援特例交付金6,500万円を充当させていただきました。

また、道路橋梁維持費では集落からの要望個所について、担当者が現地調査などを行い、緊急度の高いものについて、今回、2,700万円の予算計上をさせていただきました。

以上、簡単で恐縮でございますが、提出案件について、説明をさせていただきました。説明を省かせていただいたもの、また細かな内容につきましては本会議、あるいは各常任委員会におきまして、担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、議会最終日に人事案件3件、教育委員会委員の選任について、公平委員会委員の選任について、また人権擁護委員の推薦について、提出をさせていただく予定でございますので、よろしくようお願いを申し上げます。

大変、長くなりましたが、以上、私のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

日程第5 提出議案の報告、ならびに上程を行います。

認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第92号 身延町男女共同参画推進条例の制定について

議案第93号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

議案第94号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第95号 身延町税条例の一部を改正する条例について

議案第96号 身延町下部奥の湯温泉条例の制定について

議案第97号 身延町下山特産品生産施設の指定管理者の指定について

議案第98号 身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について

議案第99号 身延町下部奥の湯温泉事業基金条例の制定について

議案第100号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第101号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第102号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第103号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第104号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第105号 身延町公園条例の一部を改正する条例について

議案第106号 身延町下水道条例及び身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第107号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第108号 身延町簡易水道施設整備費分担金徴収条例を廃止する条例について

議案第109号 身延町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第110号 芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第111号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第112号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について

議案第113号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第4号)について

議案第114号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第115号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)について

議案第116号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第117号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第118号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第119号 平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について

認定第1号と議案第92号から議案第119号を区切り、上程したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

日程第6 町長から認定第1号について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは認定第1号について、ご説明をさせていただきます。

認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付け、議会の認定に付する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長の認定第1号の説明が終わりました。

ここで、宮崎代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ちください。

次に認定第1号について、助役の詳細説明を求めます。

助役。

○助役（野中邑浩君）

それでは認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、説明をさせていただきます。

決算書の構成であります。例年どおり一般会計を1冊、特別会計を1冊にまとめさせていただいております。

なお、決算付属資料として、主たる施策の成果、財産に関する調書、また参考資料として資料1．会計別決算総括表、それから資料2．普通会計ベースの収入支出の状況、資料3．財政指数等について、お手元にお届けをさせていただいております。

説明につきましては、資料1は、A4、横長の1枚の裏表にコピーしたものでございます。これをもとに、説明をさせていただきます。

まず1番上の欄、一般会計についてであります。歳入総額は107億2,720万8,398円。歳出総額は、98億675万9,582円。差し引き額は9億2,044万8,816円。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として7,637万2,525円。これにつきましては、6月議会におきまして、報告をさせていただきました明許繰越、事故繰越の事業にかかる財源であります。実質収支は8億4,407万6,291円で、決算をいたしたところであります。

次にA4、縦長の1枚紙の資料2をお開きください。

普通会計ベースにて、説明をさせていただきます。

歳入総額で、対前年12億6,280万円。10.5%、一番右の歳入合計の欄ですが、10.5%の減となっております。

歳入のうち町税についてであります。14億4,804万円の収入で、収納率は78.4%であり、対前年、948万5千円。0.7%の増収であります。

なお、517万6,798円の不納欠損の処理をさせていただきました。

地方交付税についてであります。49億9,114万1千円の収入で、歳入総額の46.4%を占めております。前年度と比較し、6,866万円で、1.4%の減であります。

次に町債についてであります。11億8,210万円の起債を起こしたところであります。歳出につきましては、対前年13億4,092万8千円。12.0%の減であります。また、予算に対して95.7%の執行率であります。

主な内容は、別添付資料の主たる施策の成果、主要事業にて説明させていただきます。

総務費中、一般管理費ですが、議場の改修工事を実施いたしました。1,748万2千円の事業費であります。

企画費では、新泉源の掘削工事を実施いたしました。既存泉源の監視業務も含め、2,509万5千円を支出いたしました。

すこやかセンター費についてですが、事務の効率化を図り、より速やかな住民対応のため、センター事務室の増築工事を行いました。事業費は3,555万9千円であります。

続いて、子育て支援対策の1つとして、保育料軽減補助金4,853万5千円。児童手当5,488万円を支出いたしました。

福祉保健関係ですが、住民福祉の向上、健康管理のための各種事業を実施いたしました。重度心身障害者医療費、各種支援費等補助費に3億4,665万1千円。乳幼児医療補助金1,104万円。住民検診委託料7,387万4千円等であります。

4ページをお開きください。

まず、農業振興費では有害鳥獣防除用施設設置補助金として、1,742万5千円を支出いたしました。

次に7ページをお開きください。

道路新設改良費ですが、7路線、7,159万6千円の事業を実施したところであります。

次に消防施設費では、耐震性貯水槽設置工事を実施いたしました。4基で、2,795万円です。

次に教育費であります。北小学校建設事業費として、6億3,734万9千円の事業を実施いたしました。

以上が、一般会計についてであります。

次に特別会計について、説明をさせていただきます。

資料1にお戻りください。

国民健康保険特別会計についてであります。

被保険者の高齢化、医療費の高騰等により、厳しい運営が強いられているところであります。歳入19億8,806万5,630円。歳出は18億6,187万7,595円。差し引き額は1億2,618万8,035円。実質収支も増額であります。

国保税につきましては、5億571万1,221円の収入であり、収納率は85.8%、歳入総額の25.4%を占めております。

続きまして、一段下がっていただきまして、老人保健特別会計についてであります。

歳入27億4,043万7,330円。歳出27億5,744万7,060円。差し引き、マイナス1,700万9,730円です。これにつきましては、地方自治法施行令第166条の2、会計年度経過後、歳入が歳出に対し、不足するときは翌年度の歳入を繰り上げて、これに充てることができるという、いわゆる繰上充用の制度を適用しまして、この規定により処理、6月議会において専決処分の報告をさせていただいたところであります。

次に、介護保険特別会計についてであります。

歳入15億2,570万8,253円。歳出は15億1,875万6,079円。差し引き額は695万2,174円であります。

保険料につきまして、16年度は旧町ごとの保険料でありましたが、17年度に3,020円に統一をさせていただいたところであります。

次に、介護サービス事業特別会計についてであります。

歳入は4,172万6,835円。歳出は4,009万6,011円。差し引き額は163万824円であります。

次に、下部簡易水道事業等特別会計についてであります。

歳入は1億2,668万6,228円。歳出は1億2,668万5,328円。差し引き額は900円であります。

歳入のうち水道使用料、現年度分につきましては、4,833万7,870円の収入であります。

次に中富簡易水道事業特別会計についてです。

歳入は2億1,922万6,102円。歳出は2億1,061万111円。差し引き額は861万5,991円。翌年度へ繰り越すべき財源819万8,622円。実質収支は41万7,369円であります。水道使用料現年度分についてですが、3,584万1,100円の収入となっております。

歳出の主なものとしましては、東部簡易水道事業の工事費4,250万2,500円。北部簡易水道事業の実施設計、地質調査費として2,952万1,800円が支出されております。

次に、身延簡易水道事業特別会計についてであります。

歳入は2億3,140万1,009円。歳出2億3,097万720円。差し引き額は43万289円です。

工事としましては中央監視メーター設置、あるいは中央簡易水道事業、相又事業等で、それぞれ行ったところであります。事業費は2,339万4千円であります。

次に、農業集落排水事業等特別会計についてであります。

歳入歳出は、それぞれ2,450万630円であります。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

歳入は6億9,032万4,647円。歳出は6億7,347万838円。差し引き額1,685万3,809円。翌年度へ繰り越すべき財源、1,679万260円。実質収支額は6万3,549円であります。

中富下水道建設事業におきましては、2億1,892万6,850円の各種工事を実施いたしました。

次に青少年自然の里特別会計についてであります。歳入歳出はそれぞれ4,203万455円あります。

次に高齢者保養施設事業特別会計についてであります。歳入歳出それぞれ4,623万8,060円あります。

次に財産区関係の特別会計であります。12の財産区の収支を合計しまして、説明させていただきます。

歳入合計は542万3,094円。歳出合計は306万7,431円。差し引き額は235万5,663円あります。

続きまして、基金についてであります。付属資料の21ページをお開き願います。

一般会計、特別会計を含めて30の基金を設けております。17年度分の積立金は2億5,665万9,414円。取り崩した額は2億4,810万9,165円。17年度末の残金52億9,194万1,448円となっております。加えて、土地を保有しておりますが、遅沢地内のターゲットバードゴルフ場の敷地1万6千平方メートル等、合計で2万950.04平方メートル、土地を保有いたしております。

以上、概略ですが、決算の内容について説明をさせていただきました。

ご審議をいただき、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

次に平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、この認定については、監査委員から意見書が提出されておりますので、宮崎代表監査委員より報告をお願いいたします。

宮崎代表監査委員。

○代表監査委員（宮崎賢治君）

それでは、監査報告をさせていただきます。

皆さん、ご苦労さまでございます。

平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書でございますが、次の目次の1から4までを飛ばしまして、今、助役さんから概略の説明をされましたけれども、私は私なりの説明をさせていただきます。

第4の総括、4ページをお願いいたします。

今回、新身延町になりまして、ちょうど1年間の、初めての決算報告でございますので、この総括から簡単に説明をいたしまして、意見書に移させていただきます。

（1）決算の概要

今年度の決算は一般会計および特別会計の、これは予算額と書いてありますけれども、予算現額でございます。予算額と予算現額、同じだという考え方です。180億9,065万6,141円。決算額は歳入総額148億897万6,671円、執行率が101.8%。歳出総額173億4,250万9,900円、執行率95.9%。差し引き10億6,646万6,771円となっております。

特別会計と一般会計の決算状況でございますが、一般会計、特別会計、合計だけで説明をさせていただきます。

180億、これは上と同じだからあれですね、その一般会計の執行率が、歳入歳出、一番右側に書いてありますけれども、一般会計で104.7%、歳出が95.7%。この伸びにつきましては、先ほど助役さんが話をされた状況でございます。

特別会計が歳入で97.9%、歳出で96%。これにつきましても、繰越金、分担金負担金、国庫補助金等でございます。その減でございます。

以上、合計でいまして、歳入101.8%、歳出が95.9%。町債の現在高は、次の表のとおりになっておりますけれども、一般会計、特別会計、併せまして183億8,407万1千円でございます。16年度です。

17年度借入金が14億7,170万円。17年度償還額が16億2,231万3千円。こ

の括弧は、元利合計でございます。

平成17年度末の残高が182億3,345万8千円でございます。この借入額と税収を見てもらえば分かるのとおり、現在のところ、ほぼ同じ額となっております。

次のページにいきまして、5ページでございますが、収支決算の状況でございます。これも一般会計、特別会計、合わせまして10億6,646万7千円です。翌年度繰越財源でございますけれども、両方合わせまして、1億136万1千円です。実質収支の合計でございますが、9億6,510万6千円です。

一般会計の概要でございますが、17年度決算による一般会計102億4,337万3,141円。これに対する決算額が歳入総額107億2,720万8,398円。予算額に対する執行率は104.7%。歳出総額98億675万9,582円。予算額に対する執行率は95.7%。差し引き9億2,004万8,816円。

決算収支の状況は、次の表のとおりです。これも先ほど、申し上げたとおりでございます。

歳入、予算の収入状況。予算の収入状況でございますが、これも数字は、皆さんそれぞれ、聞かれたとおりでございます。

次のページへいきまして、これにつきましても、助役さんが説明したとおりでございます。

歳出。次のページ、7ページでございますが、歳出でございます。

この表につきましても、先ほど、説明をされたとおりでございます。

次のところで、イは、これも皆さん方は十分ご存じのことと思われま。

補助金の支出について、7ページのウでございますが、これはたまたま、16年度、17年度の比較をしておりますけれども、これは件数につきましては、合併当初はいろいろな細かいものがございました。そういうものが、件数が大変ございましたので、136件。今年度、17年度は95件でございます。95件で、2億1,547万8千円です。

総支出に対する割合でございますが、2.2%。前年度よりは多少、増えております。これにつきましても、いろいろな団体等、補助をしておりますが、その中で、私どもは監査をできるのは、本当に数%でございます。その中に写真等で見た場合、これははてなというものもござい。公共事業、補助金でございますので、土木等の公共事業は厳しい検査をしております。町の補助金につきましても、予算に盛ってあるから、全部支払うということではなく、厳しいチェックをして、公共の福祉に適合しているかどうかという判断をしていただきたいと、そんなふうに思っております。

特に、1点言いましても、公民館関係でございましたけれども、誰が見ても、素人が見ても、ちょっと、これははてなというようなものがございます。

次のページでございますが、特別会計でございますが、これにつきましても、先ほど、助役さんが語る説明をしておりますので、省かせていただきます。

次は10ページでございます。

10ページの中で、繰入金、そして、これには入っておりませんが、町債を使っております簡易水道、そして下水等でございますが、つい最近、2、3日前の新聞にも出ておりましたが、水道料金で一番高いのが北海道の池田町、見た方もおられるかもしれませんが、これは20立方メートル当たり、約、基本料金が6,200円だそうです。これが日本一高い水道料金だそうです。この水道料金、これは水道協会が発行しているものですが、この中に水道、その事業は2,550件、団体、町村ですね、それで経営をしております。その中で黒

字団体が96.1%、ほとんどの水道の経営は黒字になっております。わが町も、当然、黒字になっております。

ただ、内容でございます。内容を見てもみますと、水道につきまして、身延町、中富町、それぞれ合わせますと、相当の繰入金と、そして町債の投入をしております。

次は財産でございますが、財産につきましては、この表のとおりでございます。

基金につきましても、先ほど助役さんが説明をなされたとおりでございます。

基金の運用状況につきましては、ここにちょっと書いてありますけども、17年度の基金運用状況を示す書類、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められたと。

基金の運用については、厳しい財政状況を考慮すると、一考する必要があるかと思えます。金利もだんだん上がってきておりますので、その52億9千万円という基金の運用を的確にやっていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

前へ戻りまして、2ページへ戻りまして、審査の期日でございますが、石部監査委員と私で、7月25日から28日まで4日間、全体の監査をした結果でございます。

めぐりまして、審査の方法でございますが、審査の方法、審査の結果、これは読んでみてください。

審査の意見書・指摘事項というところを、ちょっと読ませていただきます。

合併から2年が経過しようとしている。町民の行政に寄せる期待は、大きなものがあると同時に、厳しい経済情勢の中での町行政の取り組みに、あらゆる角度から町民の関心が一層高まってきていると思われま。

今回の決算は、新町として、1年を通した決算としては初めてのものである。決算収支の状況は、実質収支において一会計を除き黒字となっているが、一会計というのは1,700万円の、先ほど助役さんが説明された身延町老人保健特別会計、これでございます。地方自治法166条ということで、この会計以外は黒字です。経常収支の比率は高く、財政の硬直化が懸念されているところであります。

歳入面においては、町税をはじめ各種公共料金に多額な収入未済額が見受けられる。この収入未済額につきましては、町税、また、それぞれの部署におられる方は、それなりに方法を変えまして、努力をしておられるようでございますが、なかなか思うようにならないということでございます。

納税意欲の啓発はもちろん、滞納者の実情を把握し、税負担の公平性の観点からも関係各課相互の連絡を密に、職員が総力を挙げて取り組まれます。

また、町債についてであるが、町債発行は税負担を後払いするものであり、予算を執行した世代が、その利益を享受し、次世代が費用を負担するというものであり、財政改革の見通しは立てにくい。

なお、公債費の財源負担の度合いを判断する指標の1つで、公債費に充当された一般財源の総額に対する割合である公債費負担比率を見ると、16年度17.9%、17年度18.6%となっている。財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。深刻に受け止めての対処が必要であります。

歳出面では、各種団体等に多額の補助金が交付されているが、交付対象団体等の活動状況を分析、精査した上で適切な交付をされたい。また、事業の計画実施に当たっては費用対効果、

必要性、実情に適したものを十分考察し、将来を見通した上での取り組みが必要である。

国における三位一体改革、地方交付税の見直しなどにより、地方の財政は一層、厳しさを増していくものと思われる。また、あらゆる施策に大きな影響のある少子高齢化対策が大きな課題であり、具体的な事業の展開が急務である。

このような状況に対処するため、行財政改革を積極的に進める中で、自主財源の安定的な確保を図るとともに、町債の発行を極力抑え、借入金への依存度の引き下げに努力されたい。また、経常的な経費の節減を図り、事業の計画実施に際しては、緊急性・必要性などを十分精査した上で、長期的な視点に立って当たり、社会・経済情勢に即応した効率的な予算執行に努め、新町の理念である、やすらぎと活力ある開かれたまちづくりの実現に努力されることを望むものであります。

なお、何%ということを書いておりますが、先ほどの、先週なんか、新聞にございましたけども、国自身が現在、国債残高が、予算額の18倍でございます。それと同時に市町村、町村は入っておりますが、市は大体2倍から4倍、多いところが、一番多くて芦屋市が4.4倍のようでございます。

参考までに、国でやっておりますのが、2010年までにプライマリーバランスを、基礎的財源といいますか、次年度の税収に合った支出をするというふうに、2010年までにやるということをおっしゃっております。2010年といいますのは、これは2005年の資料でございますけども、国の税収は2005年で、約3兆円伸びています。それと同時に、740兆の税負担が18兆4千億円でございます。それを年間3兆円ずつ、税収が伸びると、単純計算で10年で、現状で約15兆円ぐらいのマイナスになっております。それで、3年間、現状のように伸び続けると、15兆円がゼロになると。それでバランスがとれるという格好のようですけども、借金の14兆8千億円は返す財源がございません。当然、交付税の跳ね返りは相当あるのかと思います。

以上、余談もちょっと入りましたけども、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

宮崎代表監査委員には、大変お忙しい中、ご苦労さまでございました。

ここで、お引き取りをいただいてよろしいかと思っております。

大変、ご苦労さまでございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（松木慶光君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を行います。

続きまして、町長より議案第92号から議案第119号について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、ご指名でございますので、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第92号 身延町男女共同参画推進条例の制定について

身延町男女共同参画推進条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、男女共同参画の推進に関し、町の施策の基本的な事項を定める必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第93号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について。

政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第94号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について。

身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町下部奥の湯温泉事業に関わる特別会計の新設に伴い、所要の改正を行う必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第95号 身延町税条例の一部を改正する条例について

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町行政改革の一環として、当初の目的が達成された町税の前納報奨金制度を廃止したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第96号 身延町下部奥の湯温泉条例の制定について

身延町下部奥の湯温泉条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町下部奥の湯温泉を分湯するに伴い、条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第97号 身延町下山特産品生産施設の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり、指定する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称 身延町下山特産品生産施設

所在地 身延町下山1578番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 企業組合みのぶゆばの里・とよおか

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又425番地1

代表者の氏名 代表理事 井出正博

3. 指定の期間

2006年(平成18年)10月1日から2011年(平成23年)9月30日まで

提案理由

身延町下山特産品生産施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第98号 身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり、指定する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称 身延町相又特産品生産施設

所在地 身延町相又525番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 企業組合みのぶゆばの里・とよおか

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又425番地1

代表者の氏名 代表理事 井出正博

3. 指定の期間

2006年(平成18年)10月1日から2011年(平成23年)9月30日まで

提案理由

身延町相又特産品生産施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第99号 身延町下部奥の湯温泉事業基金条例の制定について

身延町下部奥の湯温泉事業基金条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町下部奥の湯温泉事業の財政運営の円滑を図るため、基金条例の設置をするものである。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第100号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について
身延町立学校設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町立身延北小学校建設事業の完了後において、これを供用するに当たり、その位置を変更したい。

また、合併に伴い、方位を冠した身延地区の小学校の校名は立地上不自然であり、旧地名を用いた他地区の学校との整合を図るため、これを変更したい。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第101号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

健康保険法等の一部改正に伴い、保険給付の内容に変更があったため、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第102号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

健康保険法等の一部改正に伴い、保険給付の内容に変更があったため、身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する必要であります。

議案第103号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

健康保険法等の一部改正に伴い、保険給付の内容に変更があったため、身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する必要であります。

議案第104号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第105号 身延町公園条例の一部を改正する条例について。

身延町公園条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

県営土地改良事業により、新たに設置された施設が町に譲渡されたため、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第106号 身延町下水道条例及び身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

身延町下水道条例及び身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

合併前の旧3町間で合意が形成され、調印された合併協定項目「使用料及び手数料等（下水道関係）の取り扱い」ならびに「下水道関係事業（受益者分担金について）の取り扱い」に基づいて、下水道料金および下水道受益者負担金等の格差を是正し、公平性の確保と下水道事業の健全な経営を図るため、身延町下水道条例及び身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第107号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

身延町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

合併前の旧3町間で合意が形成され、調印された合併協定項目「使用料及び手数料等（上水道関係）の取り扱い」に基づいて、水道使用料金の格差を是正し、公平性の確保と水道事業の健全な経営を図るため、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第108号 身延町簡易水道施設整備費分担金徴収条例の廃止について

身延町簡易水道施設整備費分担金徴収条例を廃止する議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

合併前の旧3町間で合意が形成され、調印された合併協定項目「上水道事業関係の取り扱い」

に基づいて、負担の公平性の確保と水道事業の健全な経営を図るため、本条例を廃止する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第109号 身延町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
身延町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第110号 芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

芦川村を笛吹市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が芦川村の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと、および消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）が施行されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約（別紙）

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、芦川村を笛吹市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が芦川村の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと、および消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）が施行されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合同規約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に、議案第111号でございます。

芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について。

芦川村を笛吹市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が芦川村の区域における事務を従前の例により行うものとするについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する規約（別紙）

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由であります、芦川村を笛吹市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が芦川村の区域における事務を、従前の例により行うものとするに伴う、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第112号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について

芦川村を笛吹市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該市の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を次のとおり変更する。

芦川村が平成18年7月31日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございます、芦川村を笛吹市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該市の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更に関わる協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

次に議案第113号であります。

平成18年度身延町一般会計補正予算（第4号）

平成18年度身延町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,991万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,364万円とする。

2は、略させていただきます。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第114号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成18年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,221万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,591万8千円とする。

2は、略させていただきます。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第115号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)

平成18年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,305万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,817万3千円とする。

2は、略させていただきます。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第116号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成18年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,623万8千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第117号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成18年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,223万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,623万8千円とする。

2は、省略させていただきます。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第118号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成18年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,295万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,676万1千円とする。

2は、省略をいたします。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第119号 平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算

平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,060万1千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

平成18年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

詳細説明は、簡にして要を得た説明をお願いいたします。

議案第92号、議案第96号、議案第99号、議案第113号、議案第119号について、企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木高吉君)

それでは、提出した議案の詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第92号をお願いいたします。

議案第92号は、身延町男女共同参画推進条例の制定についてでございます。

合併以来、新しい町になっての、初めての条例制定ということでございます。旧3町にはそれぞれ、この男女共同参画の推進条例があったところでございます。新町になりまして、プラン策定委員の皆さまの、いろいろご協力をいただく中で、この条例についても、新しく制定しようということで、内容の検討がされてきました。今回、提出する運びとなったものでございます。

条例の内容でございますが、お聞きいただきたいと思います。

身延町男女共同参画推進条例でございます。

この条例につきましても、第1条の前に前文を挙げさせていただいております。国の情勢、それから、その他、社会的な情勢等、また狙いとするところなどを前文という形で掲げさせていただきます。

条例は、全部で第17条まででございます。

第1条、目的からあるわけでございますが、これらの主な点について、説明を加えさせていただきます。

まず、この条例の目的でございます。第1条でございます。

この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、町、それから町民および事業者などの役割を明らかにするとともに、町の施策の基本的な事項を定め、これらの施策等を実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とするものであります。

第2条には、この条例に使われております語句の定義を謳いました。

まず、第1号に掲げておりますように、男女共同参画という意味でございますけれども、男女

が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいうということでございます。

以下、第2号、それから第3号、4号、それぞれ語句の説明を掲げさせていただいております。

次に、第3条で基本理念を謳わせていただきました。基本理念といたしましては、5項目を掲げました。

まず、ちょっと読んでみますと、男女共同参画は次の理念に基づき推進されなければならない。

第1号といたしまして、男女の個人としての尊厳が重んじられること。直接・間接的に性別による差別的扱いを受けないこと。個人として能力を発揮できる機会が確保されること。その他の男女の人権が尊重されることということでございます。

2といたしまして、社会における制度、または慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における、あらゆる分野の活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう、配慮すること。

3号といたしまして、男女が社会の対等な構成員として、町における施策および民間の団体における方針の立案および決定に対して、共同して参画する機会が確保されること。

4といたしまして、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における家族の一員としての役割を果たし、かつ家庭以外のあらゆる分野において、活動を行うことができるよう配慮されること。

5号といたしまして、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと協調して行われること。

以上の5項目の基本理念を謳いました。

4条は町の責務ということで、3項目。

それから第5条には、町民の責務ということで、2項目。

それから第6条には事業者の責務ということで、3項目。

さらに、第7条には教育に携わる者の責務ということを謳わせていただいております。

それから第8条、性別による差別的取り扱いの禁止ということで、2項目を掲げさせていただいております。

次に第9条、これは基本計画ということでございます。

町長は、この男女共同参画の推進に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定しなければならないということ。

それから2項、3項、4項でそれぞれ、この基本計画のあり方を掲げさせていただいております。

第10条で、推進体制といたしまして、町は男女共同参画の推進に関する施策を総合的、かつ計画的に実施するための推進体制を整備しなければならないということであります。

それから第11条は活動支援、それから第12条は調査研究のこと。それから、めくっていただきまして、第13条は広報活動。14条、推進状況の公表。第15条、相談への対応。それから第16条、ここで推進委員会を設置するということを謳わせていただいております。

なお、推進委員会の細かな規約等については、これ以外のことは規則のほうで定めさせてい

ただくことにいたしました。

第17条では、この条例のほかは規則で定めるといってございませう。

公布の日から、施行いたしたいと考へております。

以上が議案第92号 男女共同参画推進条例の制定でございませう。

次に、議案第96号を願ひします。

議案第96号は、身延町下部奥の湯温泉条例の制定でございませう。

この条例につきましては、まったく新しい条例でございまして、町長のあいさつの中にもふれておりましたように、町の大きな施策の1つとして取り組んでいるところでございませう。

新しい温泉の使い道、あるいはいろいろな規約等、それからお金に関すること等も、この条例の中に盛り込んでいただきました。

この条文については、1条から読み上げて、また注釈を一部、付け加えさせる形で説明をさせていただきます。

まず目的、第1条でございませう。

この条例は、下部奥の湯温泉の利用による観光の振興および公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

定義、第2条。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号といたしまして、下部奥の湯温泉(以下、温泉という)とは、身延町下部字見ノ木202番地に湧出する温泉をいう。

2号といたしまして、分湯とは町が設置する分湯槽から分湯口を通して、温泉を供給することをいう。

3号といたしまして、温泉受給装置とは、分湯口から温泉使用施設に温泉を引湯するための装置をいう。

4号、温泉受給者とは第7条の規定に基づき、分湯契約(以下、契約といいます)を締結したものをいう。

5号、温泉使用施設とは温泉受給者が温泉を使用して営業する施設をいう。

以上が定義であります。

次に第3条、設置であります。

町長は第1条に規定する目的のために、温泉を分湯するための設備(以下、分湯設備といいます)を設置する。

第4条、分湯を受ける者の範囲であります。

分湯は、次の各号のいずれかに該当する者、または施設に対して行うことができる。

1号といたしまして、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく許可を受けて、次条に規定する分湯区域内において、営業を行う者ということにございませう。

旅館業法におきまして、第3条において、知事の許可を得ることが謳ってございませう。この許可を受けた者という解釈で、願ひをいたしたいと思ひます。

2号といたしまして、町長が設置、または保有する施設。これは例を申しますと、町営で設置しております温泉会館が、これに該当するものであります。

それから、第5条の分湯区域であります。

温泉受給者が分湯を受けることのできる区域は、次のとおりとする。

1号といたしまして、身延町下部のうち湯向、大村、腰巻、岩下、見ノ木、廻沢、松原、上ノ山、横道、湯之平および雨河内。

それから2号といたしまして、身延町常葉のうち雨河内。

それから3号といたしまして、身延町上之平のうち川振石、日影島および桐久保。

以上、分湯の区域でございます。

具体的に申しますと、源泉から湯町、それから下部温泉駅周辺までの区域でございます。

次に第6条であります。温泉受給資格申請。

第4条第1号に該当するもので、分湯を受けようとするものは町長に申請を行い、承認を受けなければならない。

めくっていただきます。

第7条、契約。

前条の承認を受けた者は、承認の日から7日以内に契約を締結しなければならない。

2項、前項の契約締結後において、次の事項に変更を生じたときは、前条に規定する受給資格申請を行い、承認を受け、速やかに契約を締結し直さなければならない。

1号、温泉受給者の住所。

2号、温泉受給者の名義。

3号、温泉主要施設の位置。

3項、前2項に規定する契約の期間は5年間とし、更新することができるものとする。

第8条、加入者負担金。

温泉受給者は加入者負担金、1口当たり63万円（うち消費税3万円）を契約締結日から30日以内に、町に納入しなければならない。

2項、すでに納入した加入者負担金はいかなる理由があっても、これを還付しない。

それから3項といたしまして、前条第2項および第3項に基づく契約については、加入者負担金の納入は要しない。

それから第9条、名義変更料。

温泉受給者を変更する場合において、新たに名義人となるものは名義変更料、1口当たり31万5千円（うち消費税額1万5千円）を契約締結日から30日以内に、町に納入しなければならない。

ただし、個人が営業する場合において、温泉受給者が死亡し、相続人に名義を変更するときは、この限りではないということでございます。

第10条、温泉使用の制限。

温泉受給者は、契約書に記載した温泉主要施設以外において、温泉を使用してはならない。

届け出、第11条。

温泉受給者は、次の各号の1に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

1号、温泉受給装置に関する工事を行うとき。

2号、温泉使用施設を改造、改築、または除却するとき。

3号、温泉受給者の名義を変更するとき。

4号、温泉受給者が死亡したとき。

5号、温泉の受給を一時停止、または廃止しようとするとき。

6号、一時停止している温泉の受給を再開しようとするとき。

7号、その他町長が必要と認める事項があるとき。

めくっていただきます。

第12条、分湯の原則。

分湯は昼夜を問わず、連続して行うものとし、加入口数に応じ、一定量を均等に供給する。

2項といたしまして、町長は第8条第1項の加入者負担金の納入および温泉受給装置の接続を確認後、分湯を開始する。

3項、第1項の規定にかかわらず、町長は分湯設備の工事、点検および、その他不可抗力による事故が発生したときは分湯量を制限し、もしくは分湯を休止することができる。

4項、前項に規定する分湯量の制限、もしくは休止により、温泉受給者が受けた損害について、町長は、その責を負わない。

第13条、使用料。

温泉使用料(以下、使用料という)は、1口につき1カ月当たり1万8,900円(うち消費税額900円)とする。

2項、温泉受給者は分湯を開始した月から、これを廃止した月までの期間について、前項に定める使用料を納入しなければならない。

ただし、開始または廃止した当該各月の分湯日数が15日以上であるときは使用料の減額を、15日未満にあっては、その半額を納入しなければならない。

3項、温泉受給者の届け出により、分湯を停止している期間は使用料が発生しないものとする。

ただし、停止または再開した当該各月については、分湯日数が15日以上であるときは使用料の全額を、15日未満にあっては、その半額を納入しなければならないということです。

それから第14条、使用料の徴収。

町長は、使用料を温泉受給者から徴収する。

2項、温泉受給者は当月分の使用料を翌月末日までに、町に納入しなければならない。

3項、町長は温泉受給者が使用料を指定期限内に納入しないときは、督促状を発して納入を促す。

第15条、使用料の減免。

町長は規則で定めるところにより、使用料を減免することができるということでございます。

ここで掲げております、例えばの例でございますけれども、規則で定めるわけですが、災害とか、その他特別な理由により、使用料の納入が困難であるというようなとき等を想定いたしておるところであります。

次に第16条、管理。

町長は、分湯槽に取り付けた分湯口までを整備し、維持管理しなければならない。

2項、温泉受給者は温泉受給装置を整備し、維持管理しなければならない。

第17条、立ち入り。

町長は必要と認めたときは、温泉受給装置および温泉使用施設に立ち入り、必要な措置をとるよう指示することができる。

次のページです。

第18条、分湯の停止。

町長は、次の各号に該当する場合には、分湯の停止をすることができる。

- 1号、温泉受給の一時停止の届け出があったとき。
- 2号、使用料を3カ月以上滞納したとき。
- 3号、その他町長が必要と認めるときということでございます。

次に第19条、契約の解除。

町長は、次の各号に該当する場合は、契約を解除することができる。

1号、第6条および、第6条といたしますのは温泉受給資格申請でございました。第6条および第11条、これは各種の届け出でございます。その申請、または届け出の内容に偽りがあったとき。

それから第2号、第10条の規定に違反したとき。これは契約書以外での、施設での温泉の使用等があたります。

それから第3号、詐欺、その他の不正行為により、使用料の徴収を免れたとき。

4号、使用料を6カ月以上滞納し、納入する見込みがないとき。

5号、第8条第1項に規定する加入者負担金を納入しないとき。

それから6号といたしまして、第9条に規定する名義変更料を納入しないとき。

それから7号、第11条第5号の規定による温泉受給の廃止の届け出があったとき。

それから第8号ですが、温泉受給の一時停止期間が1年以上に及ぶ場合で、期間経過後も温泉受給再開の見込みがないと、町長が認めたとき。

第9号、その他町長が必要と認めるときという、以上9号でございます。

それから2項といたしまして、町長は前項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を文書で通知しなければならない。

第20条、委任。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるということでございます。

この施行規則によりまして、各種様式とか、それから先ほど、一部、条文にございました使用料の減免などの内容について、規則を定める予定であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

次に、議案第99号をお願いします。

議案第99号 身延町下部奥の湯温泉事業基金条例の制定でございます。

身延町下部奥の湯温泉事業基金条例を、新たに制定するというものでございます。全7条から、なっております。

この条例については、他にいくつかの基金条例がございますので、主たる点だけ説明を加えさせていただきます。

まず第1条であります。設置。身延町下部奥の湯温泉事業（以下、温泉事業という）の財政運営の円滑を図るため、身延町下部奥の湯温泉事業基金（以下、基金という）を設置するというものでございます。

次に第6条の処分でございますが、基金は温泉事業の財政運営上、必要があると認めるときは当該必要とする額を処分し、特別会計歳入歳出予算の財源に充てることのできるということでございます。

公布の日から施行するという内容でございます。

次に議案第113号、予算でありますけれども、平成18年度身延町一般会計補正予算（第4号）でございます。

一般会計補正予算の内容につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして、第7ページをお願いいたします。

第2表におきまして、地方債補正をお願いいたします。

変更ということで、減税補てん債を1,500万円に、それから臨時財政対策債を3億8,600万円にするものでございます。

地方債は合計といたしまして、一番下の欄にございますように、17億7,340万円ということでございます。合計で、補正前と比較しますと、1,040万円の増額ということになるわけでありまして、

次に歳入であります、11ページをお願いいたします。

予算の内容につきましては、主に金額が大きなものとか、それから新たな事業とか、町長のあいさつにも出ておりました、いくつかの新しい事業等については、補足説明という形でさせていただきます。

11ページの15款の県支出金であります、この中に1目として総務費県補助金7,160万円を計上いたしました。これは説明欄のとおり、合併支援の特例交付金ということでございます。

これは当初予算において、4,840万円の計上をいたしました。今回で、合計1億2千万円になるわけでありまして、この交付金につきましては、16年度から20年度までの5年間、各1億2千万円、合計6億円でございますが、合併に関する、いろんな事業に充てることのできるということで、今回、予算計上をさせていただきました。

また、支出のところでも申しますが、充当先については総務管理費の例規システム、それから土木費の町図をつくる費用といたしまして、充当をさせていただきます。

それから、その下のほうの繰入金であります、18款繰入金、特別会計繰入金、老人保健特別会計繰入金ですが、2,305万2千円の、これは追加であります、これは過年度の精算金ということで、計上をさせていただきました。

それから次の2目ですが、下部奥の湯温泉事業特別会計繰入金、これが1,890万円でございます。これについては、加入者負担金につきまして、繰り入れを計上いたしました。予定口数といたしましては、30口を一応、計算をいたしまして、63万円を掛けたものでございます。特別会計で扱い、繰り出し、繰り入れをして、一般会計に戻すものでございます。

また、これについては歳出で、基金のほうへ積み立てることといたしたいと思っております。

次のページをお願いします。12ページ。

19款ですが、繰越金。今回、計上額1億668万7千円でございます。これで、17年度の当初予算等の、併せて計上額が、そこにございますように、4億1,154万円になったものでございます。

次に一番最後ですが、21款の町債であります。6目で減税補てん債、これは240万円でございます。

この減税補てん債につきましては、平成11年度からの恒常的な減税による地方公共団体の減収をうずめるための財源といたしまして、起債ができるものであります。18年度で、この制度が終わる予定になっております。

なお、この金額については、一般財源として充当をさせていただいております。

それから、次に7目で臨時財政対策債800万円あります。これは平成16年度から18年

度までの間、地方一般財源の不足に対処するため、発行ができるものでございます。国の普通交付税の財源不足のため、地方公共団体が起債を起こして、政府資金を充てて、後年度元利償還金について、交付税措置がされるというものでございます。これについても、したがって、今年度、最後の制度という形になります。併せて1,040万円の町債の補正をお願いいたします。

では、歳出に移ります。

次の13ページであります。金額は少ないわけですが、議会費で45万円を計上させていただきました。町長のあいさつにもありましたように、鴨川市との友好を深めていくということで、この事業に充てるための費用といたしまして、45万円、計上させていただきました。

それから次に総務費であります。総務管理費中の3目財産管理費に521万9千円の計上がございます。説明欄のとおり、元下部保育所の解体工事ということで、下部の95番地ほかになるわけですが、木造の平屋建て、498平方メートルにつきまして、これは昭和4年に建てたもので、非常に古いものでございます。これを取り壊すための予算でございます。

なお、この取り壊したあとにつきましては、駐車場として利用すべく、今後、内容を詰めていきたいと考えております。

次にめくっていただきまして、14ページおよび15ページですが、14ページの一番下に戸籍住民基本台帳費で228万円が計上してございます。

それから、その次のページの一番下ですが、身延支所費にマイナス195万8千円ということで、この2つにつきましては、職員の異動による増減分が主な要因でございます。

次に16ページをお願いします。

民生費中のものでございますが、1目の社会福祉総務費、962万3千円の補正でございます。説明欄にありますように、13節および15節において、身延福祉センターの造成工事の設計、あるいは樹木の移植工事の計上でございます。

平成19年度に波木井地内、文化会館の横に建設予定の工事でございますが、今、実施設計をやっているところであります。造成工事設計および予定地内の樹木の移植を、今年度中に発注をいたしたいというものでございます。

次に17ページであります。

児童福祉費中でありまして、1目児童福祉総務費、補正額1,674万5千円でございます。それから、この補正と、それから一番下の目で、7目の静川保育所費、マイナスの1,348万8千円とございますが、これは静川保育所に計上してありました管理部門の給料、手当、共済費について、総務管理費のほうへ移動をいたしましたものであります。これを主な要因とするものでございます。

次に19ページをお願いします。

衛生費中でありまして、3項1目の簡易水道運営費、2,754万円の補正であります。28節で繰出金という形で、簡易水道事業への特別会計への繰出金の追加であります。これは身延簡水、それから中富簡水の建設費に充てるものであります。

それから19ページの一番下でありますけれども、6款中の1項4目の農業土木費、これは831万4千円の追加であります。右の説明欄にございますような、主に工事関係費に補正をするものであります。

次に20ページをお願いします。

20ページが一番下ですが、7款の商工費、観光費の中に93万7千円、少額でございますが、この中に、町長のあいさつにありましたように、新しい事業といたしまして、町民予算の事業を仕組んでおりますけれども、これに関わる経費51万9千円が、この中に入っております。

それから次のページの土木費であります。8款1項1目土木総務費、7,417万3千円の補正でございます。この主なものは、13節委託料の7,200万円。町管内図作成業務ということでございます。身延町全域を空中撮影いたしまして、行政区域内を1000分の1の地図レベルで処理をするとともに、旧下部町のうち山間部を除く、約100平方キロにつきまして、2500分の1の地図を作成しようとするものでございます。

なお、歳入でも申しましたように、財源といたしまして、合併支援特例交付金6,500万円を、ここに充ててございます。

それから次に2項1目の道路橋梁維持費であります。2,700万円でございます。これは右、説明のとおり、工事費に追加をするものでございます。

次のページをお願いします。

道路改良新設費、2目については1,650万円。右の各路線等につきまして、追加をするものであります。

次に23ページであります。9款の消防費中、1項1目非常備消防費であります。425万3千円です。この11の需用費が294万円、これにつきましては消防団員のヘルメット、800個でございますが、全団員分ですが、ヘルメットを新調する経費、それから18については消防小型動力ポンプ、身延地区の上町に配置をする予定のポンプの買い替えであります。

次に25ページをお願いします。

10款の教育費中ですが、2項1目の小学校の学校管理費、補正額538万6千円でございます。この金額につきましては、身延地区の校名変更を今回、条例等、提出されますけれども、これに伴う校名変更に関わる費用でございます。

内容は、右の説明のとおりであります。

30ページをお願いします。

13款の諸支出金ですが、1項5目湯町開発基金費であります。補正額といたしまして、1,890万円。積立金ということで、加入者負担金30口分、歳入で受けましたものを、ここで積立金という形で、基金に積み立てる予算でございます。

以上が一般会計でございます。

次に、議案第119号をお願いいたします。

議案第119号は、平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算であります。

予算の内容につきまして、説明を加えさせていただきます。

6ページをお願いします。

まず、歳入といたしまして、1款温泉事業収入、1項1目の温泉使用料ということで、170万1千円を計上したところでございます。これにつきましては、30口分ですね、予算を計上いたしましたものであります。1万8,900円の30口分を、一応、3カ月分を予定いたしましたところであります。

次に7ページですが、2款分担金負担金です。1項1目温泉事業加入者負担金であります。

1,890万円の計上であります。1口63万円で、一応、30口分をカウントいたしました
が、1,890万円、加入者負担金を計上いたしました。

次に8ページをお願いします。

歳出でございますが、1款温泉事業費、1項1目温泉管理費1,947万9千円を計上いた
しました。右の説明欄でございますように、7節賃金で、臨時職員の賃金ということでありま
すが、施設、あるいは送湯管等の巡回をする必要があるではないかということで、一応、3カ
月分計上しました。

それから11節で需用費41万4千円。消耗品、それから光熱水費、電気料等であります。
修繕費20万円。

それから12節役務費、通信運搬費、一応、NTTの電話回線等も使用いたしますので、3万
円掛ける4カ月分を計上しました。

それから28節繰出金ですが、一般会計でも申しましたように、一般会計への繰出金とい
うことで、加入者負担金収入分を一般会計へ繰り出すものであります。

次に9ページですが、2款基金積立金、1項1目下部奥の湯温泉事業基金積立金112万2千
円であります。新たに基金を設けまして、今後の施設の改良、あるいはさまざまな工事、張り
替え等の財源に充てるため、積み立てておくものでございます。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第100号について、学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

議案第100号の詳細説明を行います。

提出議案について、今回は2点について、改正しようという内容であります。

まず1点目は、身延北小学校の建設事業は着々と進捗しておりまして、12月中旬に完成し
ます。完成後は旧校舎から引っ越し作業を行いまして、3学期の始業式から供用開始をする予
定であります。これに伴いまして、その位置を、旧校舎の地番から新校舎の地番に変更しよう
というものであります。この改正規定については、平成19年1月1日を施行日とします。

それから2点目につきましては、提案理由にもありましたように、方位を冠した身延地区4小
学校の校名を、今後もそのまま用いることは不自然であり、下部地区および中富地区と同様に
旧地名、下山、身延、豊岡、大河内、その旧地名を用いた校名に変更し、他の2地区との整合
を図るというものであります。

これにつきましては、教育委員会の方針を出ささせていただきましたが、地域審議会の提言、
それから会談によりまして、地区住民への周知、それから地区の議会議員の皆さん、地域審議
会委員の皆さん、区長の皆さん、それからそれぞれの公民館長の皆さん、PTA役員の皆さん
方によりまして評議を行いまして、それから、その結果を受けて、小学校区ごとに説明会、報告
会を開催いたしまして、そこでの意見を総括いたしまして、教育委員会で結論づけたというも
のであります。

この改正規定につきましては、平成19年4月1日を施行日とします。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（松木慶光君）

次に議案第106号、議案第118号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

議案第106号の詳細説明をいたします。

身延町の下水道条例の、下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例でございますが、第1条でございますが、全協でも説明いたしましたとおり、平成19年4月1日より施行いたします。これは、33条第1項を次のように改めるということでございまして、使用料の算定方法でございます。

基本料金が従来、旧身延では20立方メートルまで2千円。旧中富では10立方メートルで7,100円。超過料金として、20立方メートルを超えるものが旧身延では100円。身延では100立方メートルを超え、500立方メートルが110円。500立方メートルを超えるものが120円というふうに定めておりました。

中富では、10立方メートルを超えるものが120円。10立方メートルから30立方メートル以下までが120円。30立方メートルから50立方メートルが130円。50立方メートルを超えるものが140円というものを一本化いたしまして、そこに書いてございまして、10立方メートルのものを900円とします。超過料金としまして、10立方メートルから20立方メートルまで110円。20立方メートルから30立方メートルまで、120円。30立方メートルを超えるものに130円ということで、答申を受けております。そういうことでございます。

それから第2条でございますが、負担金等徴収条例の一部改正でございます。

これにつきましては、平成20年の4月1日より施行いたしますが、受益者負担金ということでございまして、旧身延、旧中富、旧下部とありますが、旧中富では18万円でございますが、旧身延では20万円。これを平成20年4月1日より、20万円に統一するというものでございます。

3条の3項でございますが、これにつきましては、旧中富町で行ってございました分割納付でございますが、1月、7月、9月、11月と4回やってきましたけども、この旧身延町の施行規則に合わせまして、一括納付を基本といたしますが、受益者の申し出により、3年以内の分割納付、年ごとにできる制度といたします。

なお、第5条第4項は旧条例中、第4項の合併前の中富町の処理区における分担金という言葉を削除、4項を削除するというものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第118号へ移らせていただきます。

6ページをお開きください。

まず1款1項3目、減額の20万円でございますが、当初予算で過年度分を2件と見込んでおりました。40万円を盛っておったんですけど、うちの職員が努力した結果ですね。出納閉鎖期間内に20万円、徴収できたということで、普通であれば、6月議会でかけなければならなかったんですが、その手続きが遅れたため、今議会にて減額補正予算をするものでございます。

2項の1目中富下水道負担金8万5千円につきましては、右説明のとおりでございますが、県道下部飯富線改良工事に伴う公共マスの移設工事負担金でございます。

2項の身延下水道事業負担金3,234万円。これは財政課長からも申しましたとおり、簡易水道の受託費の工事負担金でございます。

それから2款1項2目、7万1千円でございますが、これも出納閉鎖期間中に、滞納繰越分

でございます、15年度分が2万1千円入り、16年度分が4万4,450円入金され、17年度の現年度滞納繰越額が9万8,340円ありましたので、これを差し引きいたしますと、滞納繰越分として7万1,790円が、さらに加わったということでございます。

4款1項1目の10万9千円と、4款1項2目の減額の7万1千円と、4款1項3目の62万4千円につきましては、10万9千円の1目は県道の拡張工事に伴う、先ほど申しました宮木地内でございます、2件でございます。

それから2目につきましては、減額7万1千円につきましては、帯金下水道の一般会計の繰り入れ、減額となる7万1千円でございます。

それから3目の62万2千円につきましては、角打駅横のところに明光建設さんが事務所を建てるということで、汚水マスを1基設置しなければなりませんので、それが42万2千円と維持管理費が20万円ということでございます。

8ページをお願いします。

ここにつきましては人件費と、右説明のとおりでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

以上で昼食のため、休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、会議を行います。

次に議案第107号、議案第108号、議案第117号について、水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

それでは水道課所管の3議案について、詳細説明をさせていただきます。

まず議案第107号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

合併協定に基づきまして、水道運営審議会より答申を受けまして、検討した結果、超過料金を統一させていただきたく、お願いするものでございます。

中富地区につきましては「60円」を「100円」に、身延地区につきましては「120円」を「100円」に改定し、統一させていただきたくものでございます。

なお、下部地区につきましては、現行どおり100円でございます。

施行期日は、平成19年4月1日から施行させていただきたくということでございます。

よろしく願いしたいと思います。

続きまして、議案第108号について、詳細説明をさせていただきます。

身延町簡易水道施設整備費分担金徴収条例の廃止についてでございます。

同じく合併協定項目に基づきまして、水道運営審議会より答申を受け、検討した結果、負担の公平原則に基づき、他の2地区との統一を図るため、本条例を廃止させていただきたくものでございます。

この条例につきましては、平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いいいたします。

続きまして、議案第117号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、詳細説明をさせていただきます。

今回の主な補正でございますが、水道事業費の建設費の増額補正でございます。

4ページをお願いしたいと思います。

第2表 地方債補正でございます。変更でございます。

起債の目的が簡易水道事業債、過疎対策事業債、現在、身延処理区で実施しております。下水道事業との合併施工個所の水道施設整備費が増となったものでございます。簡易水道事業債ならびに過疎対策事業債、それぞれ810万円の増額となりまして、3億9,420万円に補正をさせていただくものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

一番最後のページになります。

歳出のところ、主なところを説明させていただきます。

歳出の第2款の水道事業費、2項身延簡易水道建設費、1項の簡易水道建設費、今回、お願いする額が3,801万円でございます。

15節の工事請負費567万円。これは説明のとおりでございます。

19節の負担金補助金及び交付金でございますが、3,234万円でございます。これは下水道との合併施工に関わる負担金ということで、身延中央簡易水道配水管等の敷設工事の負担金でございます。

財源でございますが、これにつきましては、国庫補助金が668万8千円。地方債が起債でございますが、1,620万円。その他のところで、一般会計から繰入金1,512万2千円でございます。

次に4項の中富簡易水道の建設費でございます。

1目簡易水道建設費ということで、やはり、863万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、13節の委託料103万4千円の減でございますが、これは東部簡易水道、下田原の実施に伴う工事管理業務が精算によりましての減額ということでございます。

15節の工事請負費966万4千円。これも東部簡易水道増配水化敷設工事ということで、下田原地区の県道への埋設個所ございまして、国土交通省との許可協議に基づくものの、工法変更に伴うものでございます。

同じく財源につきましては、一般会計からの繰入金ということで、863万円でございます。

以上、詳細説明は終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第114号、議案第115号について、町民課長。

○町民課長(渡辺力君)

それでは議案第114号の、町長の詳細説明をさせていただきます。

今回、補正額は1億5,221万1千円からなっておりますけど、補正要因は健康保険法等の一部改正をする法律の施行等により、高額医療費、共同事業における交付金および拠出金の算定方式等の改定および、新しく保険財政共同安定化事業が設けられたことによるものでございます。

それでは、まず歳出、8ページをお開きいただきたいと思います。

それではまず、2款の保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費については、国保連合会でそれぞれ推計していただいて、私たちは計上しているわけですが、その数値等により、2,747万1千円の減額をするものでございます。

次に4項出産育児諸費、1目出産育児一時金170万円の追加でございます。これは議案第104号をお願いしてございますけど、身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例をご提案申し上げてありますけど、少子高齢化対策の観点や、最近の分娩量をふまえて、10月1日から現行30万円から35万円に引き上げいたしましたことと、当初12名を予定しておりましたが、身延町におかれましては16名、今4名の増が見込まれております。これにかかる経費を計上したものでございます。

次に、5款の1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金5,229万6千円の追加補正となっております。これは拠出金の算定方法が、今回、改正されてございます。改正内容といたしまして、まず1つ目が基準拠出対象額、去年まではレセプト、1件あたり70万円を超える部分というのが、今回から80万円に変わってございます。その超える部分の総額に、10分の6に相当する額というふうなことで、17年度まで算定されていまして、本年度から100分の59に、そして、その総額を前3カ年の一般被保険者の医療費分で案分して算出をするが、これまで全体の医療費でやっていたのを、高額療養費基準拠出対象額に改定されました。本町のように高額療養費の割合が高い町におきましては、案分率が当初より上がりまして、本町の場合は2.46というふうな結果によりまして、拠出金が5,229万6千円というふうな追加補正をいたすものでございます。

次に4目保険財政共同安定化事業拠出金、これは新しく設けられた科目でございます。1億2,568万5千円の補正計上となっております。国保会計、非常に厳しいものがございまして、国民健康保険制度の財政基盤の強化策として、また県内の、それぞれの国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために、先ほど申し上げました80万円以上、今度は、この事業の中では8万円を除く1件30万円以上、80万円までの医療費について、それぞれの市町村間で設けましている、国保間の拠出による保険財政基盤安定化事業を、平成18年10月から実施されることに伴いまして、6カ月間に要する拠出金を計上したものでございます。

なお、算定上の案分率については、一般被保険者数を併用している点で、先ほど申し上げました高額療養費との違い、あとはほとんど同じ内容になっております。

次にこれにかかる歳入として、6ページのほうをお開きください。

まず4款の国庫支出金、1節の高額医療費共同事業費負担金1,307万4千円。それから6款の県負担金、県支出金、1節の高額医療費共同事業負担金1,307万4千円の追加補正となっておりますが、これは先ほど、支出のところでも申し上げましたが、共同事業拠出金が本町の高額医療費に占める案分率が高いというふうなことで、補正が支出のほうで5,229万6千円されておりますけど、これは国・県がそれぞれ4分の1ずつ負担することになっておりまして、その分を計上したものでございます。

次に、7款の1項1目高額医療費共同事業交付金1,782万8千円の減額でございますけど、これは対象医療費が先ほど申し上げましたが、高額医療費、昨年まではレセプト1件70万円までであったのを、80万円を超える額に改正されたことによるものでございます。

次に、2項の保険財政共同安定化事業交付金1億4,219万1千円の計上でございます。

これは先ほど歳出のところで申し上げましたけど、保険財政基盤安定化事業、町から出す拠出金が1億2,568万5千円に対する歳入、交付金として1億4,219万1千円配分される内容になっております。これにつきましては、8万円を超える医療費というふうなことで、先ほど申し上げましたけど、2保険給付費に対する、これらにつきましては国庫負担金とか、そういうものを除いた部分、100分の59を掛けまして、その額から高額共同事業交付金を除いた額というふうなことでなっております。

次に10款の繰入金、1項1目4節出産育児一時金の繰り入れでございます。1,133万円の計上となっております。これは先ほど申し上げましたとおり、補正追加170万円に対します、一般会計からの繰出金3分の2の計上額となっております。

それから11款の1項繰越金56万7千円は、一般会計からの繰り入れを除いた出産育児一時金に財源充当繰越金をするものでございます。

以上、114号の詳細説明は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

次に議案第115号 身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)の説明でございますけど、事項別明細の6ページを見ていただきたいと思います。

それぞれ歳入の部分で、1款支払い基金、交付金、合わせまして過年度分が444万3千円。それから2款国庫支出金、過年度1,148万5千円。3款県支出金、過年度712万4千円。それぞれ計上されておりますけど、これは17年度分の精算がなされたことによります補正でございます。この歳入を受けまして、17年度におきまして、不足分については一般会計から借入れをしていたわけですけど、その分を、2,306万1千円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(松木慶光君)

次に議案第116号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長(中澤俊雄君)

議案第116号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、町長の詳細説明を申し上げます。

最初に7ページをご覧ください。歳出について、説明します。

1款1項1目の一般管理費ですが、13節の介護保険システム保守および認定審査会システム保守委託料の合わせて76万5千円の減額と、14節の賃借料、介護保険システムのレンタル料ですが、132万3千円の減額は、平成18年度から峡南広域行政組合が峡南地域の要介護認定の訪問調査、主治医意見書の回収等の事務を行うことになったために、町では必要がなくなったためです。

また、13節の介護保険システム改修業務委託料210万円の追加は、平成18年度の介護保険制度見直しに伴う、コンピューターシステムの改修費用であります。

2款の保険給付費や4月から6月までの給付実績に伴い、1項3目の地域密着型介護サービス給付費を2,412万8千円増額し、2項1目の介護予防サービス給付費を同額減額するものであります。

めくっていただきまして、8ページの4款1項1目の給付準備基金積立金は95万2千円を追加し、7款1項3目は過年度分国庫支出金償還金として、599万9千円の追加をお願いするものであります。

以上が、歳出の主なものです。

次に6ページに戻っていただきまして、歳出に伴う財源といたしまして、3款2項3目の介護保険事業費補助金は、歳出で説明しました平成18年度の介護保険制度見直しに伴うコンピューターシステム改修費の国庫補助金109万2千円であります。

7款1項3目の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金が5万円、事務費繰入金は歳出で説明しました要介護認定事務の減額と、コンピューターシステムの改修費の追加等を差し引きした98万円の減額であります。

8款1項1目の繰越金は、17年度からの繰越金695万1千円を充てるものであります。今回の計上で、繰越金は全額の計上になります。

以上で、町長の詳細説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきたく、お願い申し上げます。

○議長（松木慶光君）

議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第97号、議案第98号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号は詳細説明を省略いたします。

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして、散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

それでは、ご起立ください。

最後に、相互に礼をしたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時20分

平成 1 8 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 2 日

平成18年第3回身延町議会定例会(2日目)

平成18年9月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 提出議案に対する質疑

日程第2 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 松 浦 隆 | 2番 | 河 井 淳 |
| 3番 | 望 月 秀 哉 | 4番 | 望 月 明 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 上 田 孝 二 |
| 7番 | 福 与 三 郎 | 8番 | 望 月 寛 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 穂 坂 英 勝 | 12番 | 伊 藤 文 雄 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 奥 村 征 夫 |
| 15番 | 川 口 福 三 | 17番 | 笠 井 万 汎 |
| 18番 | 石 部 典 生 | 19番 | 中 野 恒 彦 |
| 20番 | 松 木 慶 光 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

16番 近 藤 康 次

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20名)

| | | | | | | |
|-------|---|-------|--------|-----|------|------|
| 町 | 長 | 依田光弥 | 助 | 役 | 野中邑浩 | |
| 教 | 育 | 長 | 千頭和英樹 | 総務課 | 長 | 片田公夫 |
| 行政改革室 | 長 | 山宮富士男 | 町民課 | 長 | 渡辺力 | |
| 企画財政課 | 長 | 鈴木高吉 | 産業課 | 長 | 遠藤忠 | |
| 出納室 | 長 | 市川忠利 | 建設課 | 長 | 伊藤守 | |
| 福祉保健課 | 長 | 中澤俊雄 | 子育て支援課 | 長 | 赤池和希 | |
| 水道課 | 長 | 井上隆雄 | 環境下水道課 | 長 | 佐野雅仁 | |
| 下部支所 | 長 | 赤池善光 | 学校教育課 | 長 | 赤池一博 | |
| 生涯学習課 | 長 | 佐野治仁 | 身延支所 | 長 | 広島法明 | |
| 観光課 | 長 | 望月治雄 | 土地対策課 | 長 | 望月和永 | |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

それでは、前に事務連絡をさせていただきますが、近藤議員におかれましては、病気のため欠席ということでございます。

また、近藤議員の状況なんですが、昨日、行ってまいりまして、非常に元気で、食事のほうも普通食でいいが、おかゆが好きなので五分粥を食べているということで、顔色もいいし、非常に元気です。そんなことで、状況報告だけさせていただきます。

それでは、本日は大変、ご苦労さまでございます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は議事日程第2号により、行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

すべての議案につきましては、委員会付託となっておりますので、質疑につきましては、総合的・大綱的な質疑に留め、詳細は委員会で行うよう、ご協力をお願いいたします。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

決算認定については、私どもは審査の中で、翌年の予算の策定の中に反映できるようなものが、この中にかという点で、これを読んでいるわけなんですけども、短い時間で、なかなか思うように理解できません。

そうした中で、こんな短い時間ですので、2点だけお聞きしたいんですが、ちょうど今日で、合併して丸2年、前々年度の決算と17年度の決算を比較しないと、私もなかなか、思うように中身が見えてこない。

そういう中で、もちろん、監査委員さんの意見書の中でもあるんですけども、見た中身で、合併のときには小さなまちづくり、身の丈合った行財政ということを謳い文句にやってきたわけですけども、では、財政状況が改善されたのかどうかという点から見たときには、やはり財政力指数、あるいは経常収支比率、自主財源比率を含めて、公債負担率、すべてがいいほうに向いているとは、数字の上では思いません。公債負担率については、警戒指数に近づいているという状況、これは監査委員さんの中でも指摘されていますけど、そういった状況をどう考えているのか、これが、その考え方が来年の予算立てに役立ってくるのではないかと思いますので、その点を1点、お聞きしたい。

もう1点は、中身が少し、細くなるんですけど、不納欠損の金額、これはどういった基準で、不納欠損がされているかと。というのは、数字が収入未済額に対して、非常に不納欠損の金額が小さいと。前年度の収入未済額も、4月に流れ込んで乗っかっているということを考え

ると、それを差し引いて、前々年度の未済額がどのくらいあったのかから比較しなければ分からないわけですが、私どもが持っている表ですと、そのへんが見えないものですから、不納欠損をどういう形でやられているのか。法令上、5年を経過したら、もう、これは不納欠損だというまま、やっているとする、これは滞納整理の努力がまったくされていないと。不納欠損は法的な手段に訴えて、回収不能という時点で不納欠損をしないと、予算に入ってこない金が予算上、計上されてしまうということがありますが、このへんの不納欠損はどんな形でやられているのか。それから、法的手段に訴えてやられているのかどうか。あるいは、細かく言うと、自己破産を申請し、決定された納税者なり、家賃を支払う義務の方、債務者があったとしても、そのまま5年、放っておいて不納欠損しているのかどうか、そのへんの2点について、不納欠損の内容と、今の財政が、このまま数字の上では、2年目ですけど、少し、マイナスの状況に変化していることについての考え方、この2点についてお伺いします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

それでは、今の1点目の質問にお答えするわけでございますけど、新町になりまして、平成17年度は丸く1年間を、新町になっての1年間の決算がうてたという形で、提出してございますような資料で、決算状況がなったわけでございます。

議員さんの質問の中にも一部出ておりましたが、比較をする数字というのが、単純に16年度を比較しては、これはちょっと、16年度は半年しか確定なところはないわけで、参考にはなりませんけれども、これが确实、対比できる数字かなということは、ちょっと疑問が残るところであります。

さて、そうはいっても、決算統計を毎年、全国の市町村やっております、合併した、しないにかかわらず、したであれば、したなりの、いわゆる、町が1年間あったものと仮定をしての数値等が出ておるわけで、これらと比較するのが妥当であろうと思います。

ご指摘の、いくつかの問題点と申しますか、うちの町が留意しなければならない点が、ご質問の中にも出ていたわけですが、まず公債ですね、いわゆる年度末の残高が120億円弱の金額が残っていると。特別会計は別でございますが、普通会計で120億円弱の借金残高があるということが、まず1点だと思います。これを前年度の額と単純に比較いたしますと、ほぼ横ばいということで、どうにか現状維持ということはしておるわけですが、まちづくりをしていくには、やはり当然、義務的な経費は、それなりにかかるわけですが、もちろん、新しい町になっての建設事業というのも、当然、やっていかなければならないわけです。建設事業をやるには、旧町のときにもそうでしたが、自主財源が乏しい中では、やはり起債に頼らざるを得ない。それも、有利な起債を選んで使っていくという状況にあるわけです。

とにかく17年度は、16年度並みの合計残高数値は推移したということでありますけれども、今後、ご承知のように、特別会計において、下水道が新たな区域をはじめると。あるいは、水道の施設についても、整備をしていかなければならないと。またまた、例えば教育施設の状況は、今後、このままでいいのかと、いろいろな問題があるわけです。これらをしていくには、当然、有利な起債、あるいは基金等も有効に活用していくのが、当面の、とる方法でございますけれども、自主財源が思うように増えない状況であれば、これも致し方ない、1つの方策かなと思っております。

しかし、残高の推移を見ながら、また、歳入の状況等を見ながら、もう1つは、地方交付税が国の三位一体改革からはじまって、減額がされております。これらの状況も見ながら、全体的な運営をせざるを得ないだろうと。新町になったら、合併特例債も当然、使えることは使えるわけでありまして、この使い道についても、当然、慎重に、返済方法、あるいは返済額を見ながら、計画的に利用していくことが肝要だろうと、このように考えております。

したがって、合併して2年ということで、まだ、新町になっての不透明感はあるわけでありまして、財政面では、より慎重な運営をしていくつもりであります。

以上が考え方ですけども、以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか・・・もう1つ。

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、不納欠損のことについて、ご答弁を申し上げます。

1ページのところに517万6,798円を、平成17年度で不納欠損をさせていただきました。これにつきましては、まず居所不明、これも、それぞれの催促、督促等を送付した結果、もう居所不明というふうなことが確認され、また公示送達、それぞれの手続きに基づいてされ、つまり居所不明と時効を合わせまして処分しているものもございまして。

それから、先ほど議員さんからも申し上げられましたけど、会社の倒産、破産、そういうものにつきましては管財人のほうへ、また、それぞれ裁判所のほうへ、町として交付要求をいたしまして、その手続きにより精算がされた部分、それらを合わせまして、517万6,798円というふうなことで、不納欠損をさせていただきます。

不納額は、3億円から超えてございます。中には大きな固定資産税、1件ございます。これらも今、交付要求をしているところでございます。また、あと細かい部分については、担当のほう非常に努力されまして、それぞれ旧町の部分で、ちょっと不明な点もございまして。一つひとつ、全部、洗い直ししながら、それぞれ督促状、あるいは催促状を送りながら、また滞納にならないように、継続して納入していただけるように訪問をし、それぞれの家庭の事情に応じて、それが時効にならないように、いくらかでも納入をしていただいている、そんな努力をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか・・・。

では穂坂君、続いて。

○11番議員（穂坂英勝君）

後段の不納欠損の件なんですけども、端的に申し上げますと、私、担当課の方たちが努力していることはよく分かるんですけども、聞いてみると、はっきり言いますと、法的な措置に訴えているものは1件もなさそうです。公示送達と言われたのは、裁判所に持っていく書類の提出の中で、送達不能なので公示をしただけの話であって、滞納者に対して初期的な、一番初期の督促行為も、法的にはされていないというのが現状だろうと思います。催告書は裁判所になると、督促には入れてくれません。最低、支払い命令以上を法的な督促といいます。支払い命令を出すのに、100件の滞納者があっても、いっぺんに出せば、1日で済む話、ちゃんと異

議申し立ても、法律的にいつてこなければならぬようになってる。そういうものを使わな
いで、みんなで一生懸命やっただって、ない人は金を払わないんだから、早い話。だから町長が
行こうが、助役さんが行こうが、お金のない人は払いません。それは努力しているとは言わな
いですね。そうではなくて、前にも申し上げたことがあるんですが、担当のところへ行って申
し上げたんですけども、私が取ってきますといて、おおぼら吹いていて、思うように取れ
なかったんですけども、やはりきちとした、法的手段に訴える必要は、滞納者に対しても親
切な話だろうと思っておりますので、そのへんをひとつ、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松木慶光君）

では、渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

総括的な質問をしるということで、細かくは委員会の中でしたいと思うんですけども、総括
的に、全体を通して、流用がすごく多いのではないかと感じました。それも比較的、
金額が大きいというのが、私、ちょっと気になりました。それから充用ですね、これが災害と
か、そういう仕方がない部分であるんだしたら分かるんですけども、そうでない部分で、こ
の充用が多いというところが気になって、やっぱり、もうちょっと予算の段階で、きめ細やか
な、きちとした予算が立てていれば、こういうふうにならなかつた、私は感じるんですけ
ども、そのことについて、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

お答えします。

議員さんご指摘の、流用が多いではないかというご指摘でございます。

この決算書の一番右の欄に歳入、あるいは歳出それぞれ、備考というところに書いてあるわ
けですけども、例えば同じ目の中でも、節を越えて、例えば11節から13節にいったよと
か、あるいは13節から11節へいったよというふうな、こと細かに出ておるわけでありまし
て、確かに予算は年間の、おおむねこのぐらゐの金額が必要だろうということで出すわけでご
ざいまして、当然、不足であれば、補正予算をとって、その中で執行するということが一番の
原則でございます。議員さん、ご指摘のとおりでございます。

言い訳になりますけれども、新町になって、いろいろ、職員も努力をいたしておるわけであ
りますけれども、なかなか、まだ中身が見えてこない点がいくつかあったようでございまして、
これは当然、理由にはなりませんけれども、そういう現状がございました。

今後については、この点、厳しく、伝票書類の決裁が、私どものほうへまわってまいります
ので、この点で、厳しくチェックをしていきたいと、こんなように思っております。

議員さんご指摘の点につきましては、今後、注意をいたしますので、ぜひ、ご了解をいた
きたいと思ひます。

それから充用でございますけれども、いわゆる予備費からいろんな事業へ、予算化してい
ない部分が急に発生したというふうなことで、例えば、災害もそうでありまして、例えば火災に
あったとか、見舞金を出すとか、それから行路病人が出たとかという、いわゆる予測が
できないことに対して、主に充用するわけでございます。

1年間通じますと、やはりいろいろなことがございまして、その都度、臨時議会を招集してやれば済むわけでございますけども、内容によってはなかなか、そうもいかないというようなことがございますので、この点はぜひ、ご理解いただきたいなと、こんなように思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第92号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

これは旧3町それぞれにあった推進条例ということで、それが新しく身延町ということで、プランの策定委員の方たちがご努力をして、これまで、ここに出ているものになったということで、ちょっと2、3、ご質問をしたいと思います。

第4条ですね、事業者の責務ということで、事業者はこうしなければいけないというふうに、ここには書いてあるんですけども、具体的にどういうふうに、町としては指導というか、要請というか、されるのではないかなというふうに思うんですけど、どういうふうな、具体的には、どういうやり方でやるのかということが、1点ですね。

それから教育に携わるものの責務ということで、教育の中で、学校教育の中で、この基本理念に配慮した教育を行うよう、努めなければならないとあるんですけども、このことについて、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

それでは、議案第92号の男女共同参画の条例のことでございます。

ご質問、事業者の責務ということで、第6条になろうかと思っておりますけども、それでよろしいでしょうか・・・はい。

条文によりますと、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう、努めなければならないというようなことで、第1項でございます。町の基本理念に沿うように、町内の各事業所の皆さまにもご理解いただいて、ご協力をいただくというようなことでございます。

また、2項におきまして、その被雇用者が仕事と家庭生活および地域活動を両立して行うことができるよう、労働環境の整備に努めなければならないということでございます。

男女共同参画の理念に沿った雇用体制について、その環境整備にご協力をいただくと。みずからの会社において、そのような整備に努めるということが2点目でございます。

また、3点目が育児とか、あるいは介護などを理由に退職した者の再雇用についても、積極的に努めなければならないということでございます。

ほかの条文もそうでございますが、これは当然、罰則規定等もございませんし、また、条例の内容からして、そういうべきものではないと思っております。しかし、町で新しい、このよ

うな条例をつくって、まちぐるみで男女共同参画を進めていこうということでございまして、町の責務、それから町民の責務、事業者の責務、また教育に携わる方の責務というような、いろんな立場の、違った捉え方の方たちに、それぞれのご協力をいただき、また町の考えを理解していただくということでございます。

具体的に事業者に出向いて、1社1社、これを説明すればいいわけでございますが、時間的な問題とか効率的なことを考えると、まず一般の町民に向けても、この条例ができたならば、いわゆる男女共同参画プランができておりますので、これと、それから条例と一緒に印刷をいたしまして、全戸配布、また事業所にも送付をいたしまして、この趣旨を、まず理解していただくような措置をとりたいと思っております。

また、事業者の皆さまには機会があるたびに、この男女共同参画の趣旨、理念につきまして、ご説明を申し上げますし、また会社等のいろいろな機会がございましたら、ぜひ、このようなことを、町でも掲げてやっていくというようなことをご理解いただいて、PRいただけるような努力をしていきたいと、こんなように思っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

あとの条文にも関わるんですけども、ただ、その広報活動にしてもそうですけども、ただ、印刷をして配っただけではなかなか、この問題は広がらない、推進できないというふうに、私は思うんですけども、そこでもう一步突っ込んだ、推進のための支援対策というんですかね、そういうものが必要ではないかなというふうに思いますけれども。それは、また、あとの質問で、とりあえず教育長のほうから、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

お答えをいたします。

教育に携わる者の責務ということでございます。

このことにつきましては、基本理念を配慮した教育ということでございまして、当然、第3条の中にもふれられております。男女が社会の対等な構成員ということでございます。常日頃から現場の、特に学校教育現場の先生方におかれましては、このことにつきましては意を用いていただいているところでございます。

具体的な活動の内容といたしまして、現行の中で行われている事務というものにつきましては、従来は男女を別々にという扱いをしていた部分がございますが、最近の動向といたしましては、男女の混合ということが行われております。そもそも、これを混合することによって別扱いをしないという、そういう考え方に基づくものでございまして、今後、進む中におきまして、気が付いた部分があれば、今後、教育委員会ともども協働する中で、この施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

先ほどの広報活動ですね、ただチラシを印刷して配るだけではなくて、具体的にどのような方法をとるのかというのが1点。それから14条で、町長はこういう実施状況について、公表しなければならないというふうにありますけども、いつ、どのように公表するのか。これも、お聞かせください。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

先の部分でございますけれども、先ほども事業者のことで述べましたけれども、この新しい条例に基づく理念等は町民、あるいは事業者の皆さまに浸透していくのに、先ほど、申しましたように、確かに、チラシだけでは物足りないではないかということ、ごもっともだと思います。

この条文の第10条に推進体制のこと、あるいは16条に推進委員会の設置というのが謳ってございます。今後、推進委員さんを町民の中からお願いをいたしまして、積極的に男女共同参画を進めていく上の足となって、手となって、また、いろんなご意見をいただいたりということで、推進委員会を立ち上げていこうと、このように思っております。この中で、具体的な活動等も、いろんな提言があると思いますので、これに基づいて、推進を強力に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

公表は、どういうふうにされるのか。もう1点。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

この男女共同参画推進事業でございますけど、これは旧町時代に、この条例はそれぞれの町でおつくりになって、結構、自主計画とかプラン、いろいろな面で、何年か実施をされている経緯があるわけでございまして、新しい町になって、それを集大成をしたような格好で、こういう条例をつくらせていただいたわけなので、内容については渡辺議員も、もうすでにご承知のとおりでございますので、それを私どもは肅々としてやっていくしかないわけで、公表については、推進委員会の皆さん方の一応、ご提言だとか、そういうようなものをまとめさせていただき、また職場のほうとか、いろいろな面で実施計画を立てたプランを、どんなふうな格好で推進していくかというようなことは、年次で、きちっとしたまとめをして、公表させていただきたいと思いますので、河井議員がこのことについては、ずいぶん長い間、県の委嘱もされておりますし、町でもお願いをしてあるわけでございますが、それぞれの、この分野でご活躍をいただいている皆さん方に推進委員をお願いをいたしまして、これが段階的にきちっとした条例を実施していく過程で、あがってきたものについては、それぞれ反省をしたり、また集約をさせていただいて、前へ向いて進められるような格好のものをつくらせていただいて、それを公表させていただくと。これは集中改革プランでもそうですし、いろいろな面でも、やはり、

そんなふうな格好でやってまいりたいなと思っておるところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

今の一連の質疑の中で、今、町長が言われるように、旧町時代、この参画に委員として携わったことがあります。それに関連して、ちょっとお伺いしたいことがあります。

まず、推進体制、第10条ですけれども、計画的に実施するための推進体制を整備しなければならぬとだけ、書いてあるんです。確か、旧町のころは町長を本部長とする推進本部体制ができていたと思うんです。そのことは、今回のこの条例にはふれておりませんが、どうなっているかということなんです。

それから、もう一つ。それと、先ほど、企画財政課長の答弁にもありましたけれども、推進委員会の設置、第16条の関係です。町の基本計画に基づき、推進活動を行うと、これは分かるんですけれども、その3のところ、町長に男女共同参画に関する施策について、意見を述べるができることとあります。難しいところなんですけれども、なんか、これは、ただ意見を述べるができることだけだとちょっと、なんか物足りないというか、食い足りないというか、そういう感じがありますので、その点、もう一つ。どういう意味合いなのか、お聞きしたい。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉議員、ちょっと、先ほど当初、お願いしておきましたが、詳細については委員会で、ひとつご審議をしていただきたいと思いますとお願しておきましたので、その点にご留意の上、質問をお願いしたいと思います。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

旧身延のときに望月議員さんも、いろいろご協力いただきました。現状がよく認識されておるといような中で、ご質問をいただきまして、重要な点だと思っております。

この条例の中には、文言としては出てまいっておらないわけですが、ご指摘のように、第10条の推進体制、この中には、先ほど言った、町の推進委員会を設置するのも一つでございますが、当然、役場内の、いろいろな各分野分野における施策の中で、男女共同参画を広めていくには、どういう方法があるのか。また具体的に施策として、どのような方法がとられていくのか。このへんは、また庁内組織も当然、立ち上げます。今後の行政の中に、この点を反映していくわけでございますので、そのへんは当然、考えておりますので、今後、設置をしてまいりたいと思います。推進本部という形になるのでしょうか、そのへん、名称はまた別でございますが、いずれにしても、そういう組織をつくってまいりたいと思います。

それから、推進委員会の設置の中の第3項でございますが、委員会は町長に男女共同参画に関する施策について、意見を述べるができることとございます。町長が町内からお願いしました推進委員の方に、いろんな推進をお手伝いいただくということが、この条文の趣旨でございますが、この推進委員の皆さまも、町の職員とは立場が違うわけでございますし、町民のいろいろな、接していく中で、町民の声を町へ、また施策の中へ反映していく機会といたしまして、この3項を掲げたものでございます。

審議会とかとは、ちょっと性格が違いますので、推進委員という立場であれば、ご意見をいただくのがいいのかなと、こんなようなことを考えまして、3項をつくったものでございます。以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第93号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第94号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第95号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第96号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

奥村君。

○14番議員（奥村征夫君）

2点ほど、お伺いしたいと思います。

第8条の加入者負担金、第13条の温泉の使用料の算定と伺いますか、これはどのような経緯と伺いますか、考えで決められたか、伺いたいと思います。

それと12条の加入口数に応じ、一定量を均等に供給するとなっておりますが、これをどのように理解したらと、私は思っているんですけど、加入口数に応じて1施設1口か、また、それとも、施設の大小があると思うわけですけど、その大小の希望に応じて、複数を可能な形で謳っているのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

まず1点目でありますけども、第8条に加入者負担金ということで、温泉受給者は加入者負担金63万円を、30日以内に納入しなければならないという決めがございます。この63万円の金額を弾いた根拠と伺いますか、この理由ということだと思います。

加入負担金につきましては、今まで、実は、この温泉の供給体制をとるまでには、ご承知のように、湯町開発基金を財源といたしまして、2億円以上のお金を投じて、温泉の調査、あるいは掘削、あるいは影響調査、その他もろもろの事業がなされてきたわけでございます。

受益者が身延町民まんべんなく、例えば、このお湯を供給いただいて、使えるであればいい

わけでございますが、ある程度、その施設を整備した中で、受給者というのは特定されるというふうなことがございますので、一部加入負担金という形で、負担をしていただくのがいいだろうという考えが1つ、ございます。

そして、その金額につきましては、63万円という根拠でございますが、今までかかってきた金額を、では、そのまま数で割れば、単純にいいではないかというようなこともあると思いますが、そうしますと、非常に膨大な300万円以上の金額になるかと思います。

現実には、湯町の旅館組合の皆さまにご理解いただいて、この活性化をしていく中で、大きな期待をしておるわけでございますが、とにかく、いろんな施設整備も今から、実はかかるわけでございますし、町の発展のためには年明けには、これをぜひ、利用していただきたいという願いもございまして、また、もう1点、お湯の量でございますが、ご承知のように、毎分200リットルということの限度がございます。これを30口、あるいは40口に分けるといたしますと、毎分5リットル前後の量しか供給できないだろうということを鑑みまして、これがもし、20リットルとか、あるいは30リットル使えるであれば、また違う考えもあったわけでございますが、とにかく量が5リットル前後ということを考えますと、かかった経費をそのまま割ったでは、ちょっと無理があるということの中で、63万円ということを出したものでございます。

それでは、もう1点ですが、12条1項で、いわゆる分湯の原則ということ謳ったわけでございます。この謳い方をどう理解したらいいかということでございますが、まず供給する方法とすれば、例えばメーター器を付けて、使った量だけ供給できる体制であれば、違った考えも出てくるわけなんですけど、先ほど言いましたように、もとの湯量が毎分200リットルということがございますので、この200リットルを加入者の皆さんに、均等に分湯していこうという考えでございますので、このような謳い方になったわけでございます。

したがいまして、300メートルの地下からお湯を200リットル揚げて、それを分湯槽まで配管をいたしまして、分湯槽から、一応、口数は40口を設ける予定で、準備をしておるんですが、この口数が平等に分配できるような装置を考えていくと、こういうことでございます。

繰り返しになりますが、メーター器にはできませんでしたので、このような方法をとらせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑は。

穂坂君・・・13条、これを。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

失礼しました。

13条の使用料の根拠でございますが、1万8,900円ということでございます。これにつきましては、まず、今回、今、施設整備をいたしておりますが、分湯までの施設整備にかかった費用、これを、この施設ごとの耐用年数、あるいは30年とかの想定をいたしまして、1年当たり、どのくらいの償却が必要だなというようなこととか、それから電気料、それから事務費、その他もろもろの運営していく中の経費を予測いたしまして、これを30口で、一応、割って、年間の経費が出るわけですが、それを3カ月、年明けには整備をしていきたいという中で、3カ月分というような形で、予算は計上いたしたわけでございますが、とにかく、1カ月当た

りは1万8千円プラス、その消費税が900円という形で、計算をいたしたものでございます。
以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

やっと、ここまできたなという感じで、条例の制定、大変、大事なことなので、気が付いた点を3点だけ、お伺いします。

ちょっとダブるような感じがありますけども、同僚議員の質問の中にあっただようなので、口数の、1受給加入者が複数の加入契約は結べないだろうと思います。今までの説明を聞きますと、そうすると、そういう制限条文は入れておいたほうがいいんじゃないかなと、1点思います。

200ミリ、湧出してくるものを単純に割っていくと、どこで制限を設けておかないと、先々、その都度、いや、実は実情がこうだからということになるかと思えますけども、制限条項があっただほうがいいんじゃないかと、規則の中で定めるのかどうなのか分かりませんが、それが1つ。

もう1点、15条に使用料の減免を規則で定めるよ、とあるんですけども、減免するような具体的な事例というのが思い浮かばないんですけど、減免を規則で定めるという意味が、ちょっと曖昧に、せっかくの条例が曖昧になってくるのかなというのが1点。

もう1点、19条で契約の解除を決めておりますけども、4項では18条の2項を受け、3カ月以上滞納は、分湯を停止するよと決められております。そのあと、6カ月滞納で解除という解釈で、この条文を読んでいいんでしょうか。その中に、収入する見込みがないときはそうするよと書いてあるんですが、収入見込みがないとか、あるいは3カ月以上の滞納で分湯を停止して、6カ月になったときに収入が見込めるか、支払いに応じてくれるのかどうなのか考えて解除をすると、こういうふうには読んだらいいのか、このへんの条文が、とりようによっては左右される部分があります。そのへんをきちっとされたほうがいいなと思ってるので質問でございます。

3点です。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

まず、口数の制限についてでございますけども、ご覧になったとおり、この条例の中には口数についての文言がないわけでございます。1口ということを一応、想定をいたしておるわけでございますけれども、今後、例えば、これから条例がとおりますと、説明会をいたすわけでございます。地元の皆さんにご理解いただいて、加入をしていただくわけでございますが、この状況を見ないと、20人になるのか、あるいは30人になるのか、まだ実は不明確な点がございまして、したがって、現段階で1口限りだよとか、あるいは2口だよ、3口限りだよというような、そういうようなことは謳えませんでした。1口ということ想定をいたしておるわけでございますが、これはまた、地元の皆さんに説明をする中で、ご要望も聞く中で対応しなければならぬ部分もあると思いますが、町といたしましては、あくまでも1口ということ想定をいたしたものでございます。

15条の減免でございますけども、この使用料を減免ということは、あんまり想定は、実は

したくないわけでございますけど、そうはいつでも、例えば、どのような災害があるのかも分からないというようなこともございます。また、現場の状況で、どのような形になるかも分からないわけでございますので、一応、災害等の場合を想定しての、この条項でございます。災害に遭われて、使用料の納入が困難であるというようなことが、例えば出た場合は、この条文を適用するようになるかなど、このようなことを想定いたしております。

それから18条で、分湯の停止ということを謳っておるわけで、これは使用料を3カ月以上滞納した場合は分湯を停止することができますよということが1つ、それから19条では、これは契約の解除という、一番振り出しに戻ってしまう話になるわけですが、一番最初に結んでいただきます契約を解除することができるという、一番重いといたしますか、重大なことでございますが、これを一応、4号において、使用料6カ月以上滞納したと、納入する見込みがないということ、例えば経営状況等の中で、経営者の方が非常に厳しい状況に落ち込まれたとか、いろんな形があった場合、例えば、こちらになくなるというようなことも、あっては困るわけでございますが、そういうことも想定する中で、6カ月以上ということになれば、いろんな面から再開する見込みとか、あるいは納入する見込みについての見通しがつくだろうということを考えました。この中で、6カ月という期間を設けて、これは契約を解除することができるということで、町長が一方的に解除ということになるわけですので、一番重いことになるわけです。ということで、この条項も入れさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第97号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第98号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を15分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時15分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

議案第99号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第100号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。
笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第100号について、1点だけ質問させていただきます。

今回の校名変更でありますけども、いろいろな部分の中で、補正予算にも載りましたし、大きな変革だなという感じがいたします。そこで、PTAの方とか、それから地域審議会、多くの意見を聞いて、ここに体制集約されているわけでありまして、子ども側に立ったときに、子どもサイドに立ったときに、例えば、校歌が変わるとか、あるいはなんらかの影響がないのではなからうかという感じもするわけでありまして、特に東小学校を大河内小学校に改めるといようなことがあるわけですが、ほかの小学校については、過去の小学校の経緯で理解ができるわけでありまして、どういった検討の中で、そこに落ちたのかという考えが1点と、前段で述べました、子どもたちに影響はないんだろうかと。どんな状況の中で、子どもたちに、こういった部分の伝達をしていくのかと、子どもは関係ないのかなという感じもするわけでありまして、その点につきましては教育の問題でありますので、教育委員長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

各団体の長の方々に集まっていたいて、ご説明を申し上げたときには、皆さん大変、いい反応ですよ。もろ手を挙げるぐらいの賛成が多かったんですが、その大半は懐かしさというか、自分たちが学校に行っていたときの名前に戻るのかとか、それから地域の学校の名前になるんだということで、私たちも非常に説明をしやすかったという部分があったわけですが、今、笠井議員さんの質問も大変、私どもにとっては、非常に痛いご質問をいただいたというふうに思います。

これは、もともとは、ご説明申し上げましたように、例えば身延北小はもう、なじまない。身延北にまだ、3校もあるという状況ですので、これはもう、あらゆる部分で不都合が出てくることが、その一番元になるわけですが、子どもたちの心情の面はどうなのかと言われると、非常に痛い面があるわけですが、子どもたちはもう入学したときに、身延北小われらの学校だということで愛校心も育ってきていますので、非常にそのへんは痛い質問をいただいたなと思いますけども、こうなったら、子どもたちにも十分に説明をして、その愛校心を育てるべく、教育を一生懸命していくということしかないかなと思います。

それから学校の職員に対しても、こういう事態になったということを説明して、愛校心を育てるべく教育をしてほしいということで、お願いしていくしかないなというふうに思っております。

不十分だと思いますけども、以上、お答えします。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第101号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第102号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第103号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第104号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第104号なんですけれども、国民健康保険条例の一部を改正する条例ということで、これは出産手当なんか30万円から35万円になったという面ではいいんですけれども、「10分の2」を「10分の3」に改めるということで、自己負担が2割から3割に上がる方がいるということなんですけども、これは何人ぐらいが対象となるのか、お願いします。

○議長(松木慶光君)

町民課長。

○町民課長(渡辺力君)

それでは、お答えいたします。

まず、国保会計におきましては50人が該当になります。それから老人保健でございますけど、老人保健におきましては、209名でございます。

以上でございます。

○議長(松木慶光君)

他に質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員(笠井万沱君)

それでは議案第104号について、1点だけ。

今回、今、同僚議員が言いましたように、30万円から35万円になったということで、全体的には35万円の中で、すべてが変わっていくと思うんですね。今の身延町を考えたときに、少子高齢化の中で、なんらかのいい方法はないであろうかと。力点を置くところが、例えば、こういう状況の中でいくと、うちの町は40万円なんだと。40万円にしようというような部分の中で、今回の条例を制定するときに、そんな意見は出なかったのかなという感じがいたしますけれども、その1点、課長でも町長でも結構ですけど、答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

町内におきましても、町長の意向としても40万円というふうな意見が、というか、そんな思いもございました。ただし、今回、私たちが提案しているのは、あくまでも国民健康保険というようなことで、それぞれ企業におきましては、社会保険とか多種多様がございます。そちらの比較もございまして、健康保険法等の全体の中で、35万円というようなことで、統一の中で、出産育児金については35万円というような方途をとらせていただきました。今、議員さんがおっしゃられる、また・・・いいですか・・・失礼しました。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第105号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

議案第105号について、1点だけ、お伺いします。

ここに身延町の公園条例として、9施設が掲げられておるわけですが、この施設の管理を今後、どのようにされていくのか。また、それに対する予算づけはどうなるのか、この2点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

お答えします。

今回は追加ということでもって、この表にありますとおり、下の3件ですね、これを新たに追加させていただきました。また、今後の管理ということもございますけども、一応、指定管理というようなことも見据えていきたいと思っております。当然、その管理費、予算等についても、その中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今の答弁ですと、指定管理ということは、この地域の人たちの、いわゆる区長さんとか、そういった人たちをお願いするというような形、解釈でよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

そのようになりますと思います。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第106号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

下水道条例の受益者負担のことなんですけども、2点ほどお伺いしたいんですが、まず1点は本改正案では料金格差がなくなるわけなんですけども、下水道事業の健全経営収支バランスの見直しについて1点、お伺いいたします。改正後と改正前の比較をお願いします。

2点目。見直しのローリング期間があるだろうと、こういう料金設定の問題ですから、3年を目途に、これを見直すとかという、そういうものを予測しながらの一部改正だと思んですが、この2点についてお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

お答えいたします。

6月の議会でもご説明して、資料を配ってございますが、前年度、水道と同じようなやり方で、前年度を下回らない程度の形で答申を受けております。

また、ローリングにつきましては、答申の中で必ずローリングを考えてくださいという文言が入っています。これにつきましては、一応、3年を目安ということを考えておりますけども、今までの、これからの事業によりまして、ローリングは必ずするわけなんですけど、事務局としては3年ローリングが適切かなと。また、その当時期になれば、審議員さんの意見をまた、諮るような形があるかと思っておりますけども、以上のとおりでございます。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沓君）

それでは議案第106号について、1点の質問をさせていただきます。

先般、今、話が出ましたように、奥の湯の温泉の中で、毎分200リットルを40口あると。1時間にすると大変の量でございますし、1年間にすると、大変の量であります。そこで、今回の条例の中で、水道以外、井戸水等を使用した場合の使用料認定基準、1カ月当たりの認定用水量を8立方メートルとする等々、井戸水の場合に謳ってあるわけでありまして、今回の温泉掘削の中で分湯して、そのお湯のカウントは観光の中で、町長も振興の中に力を入れていますし、そういう部門については、この条例の中に謳わずして、カウントしないと理解していいですか。答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

規則のほうで、これを謳ってございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

どのように謳うのか、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

・・・失礼いたしました・・・ちょっと休憩してもらっていいですか・・・。

○17番議員（笠井万沱君）

要するに地下水についてはメーター器を付ける、あるいは、今ここに、私が言いましたように、ここに書いてあるように、家族1人が1日に使用する量を250リットル、あるいはそういうふうな中でカウントしていくわけですね。ところが下部温泉の温泉、分湯する湯量、1時間に200リットルですよ。1時間でどのぐらい、たくさんの量なんですよ。それを、石鹸洗って、すべて洗ったものを下水道なんかには当然、流さなければならない。その部分については、政策の中で、彼らの振興のために、カウントしないように、ここに書いてありませんけども、カウントしないような方向の中で、展開をしていくのかということ聞いております。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

それにつきましては、答申の中でも湯洗い場については、下水へ流していいと。中の、湯船の中は駄目だというような答申で、謳い方をしております。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

言っているのは、洗い場へ水を流すとか、こっちへ流して下水道へ流せと言っているのではないんです。出てきた湯量を、一般的には、地下水についてはメーター器を付けて、普通の水道水については水道水のメーター器によって、下水道料が支払われているわけですよ。地下水の場合には地下水でメーター器を付けて、水道を自分で引いている人は自分で揚げて、その部分については下水道をカウントしていますよね。そういう部分の中で、ここに書いてあるように、井戸水以外を使用した場合、井戸水のほかの水、水道以外の水を使用した場合、そこには家族1人がと書いてある。1カ月1人の認定用水を8立方メートルについて、下水道料金をいただくと書いてあるんですね、ここには、だけれども、政策の中で、ここに温泉の部分が謳っていないけれども、その部分については、政策の中でカウントしないのかと聞いているんです。分かりますか。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

認定水量のことですね、要するに。温泉がうんぬんではなくて、要は入ってくることにに関してやるわけですから、温泉のカウントというのはいたしておりません。また、よその町村を調べても、これはやっていないようですね。最近、なんか、やり始めたところはあるようですね。

ど、従来、やってはいないようです。

○17番議員（笠井万沱君）

分かりました。ぜひ、そうしてください。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第107号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第107号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質問をさせていただきます。

今回の条例改正の中には、ここに書いてありますように、120円を100円、それから60円を100円にという状況の中で、今回、改正するわけがありますけども、下がる下部と身延の状況については、下部はそのままですので、これは理解できるであろうと。60円から100円にというのは、65%の値上げになる。非常に町民に対しての理解を得にくいではなからうかと。中富地区の町民に対して、理解が得にくいだらうというような感じが、私がするわけがありますけども、この審議会が11月30日に審議委員に委嘱されました。2回開かれていますね。1月25日と。その中の言葉の中に、当局の答えの中に、このような格差がある場合は問題が生じるわけだが、その前段階として、今回は100円に合わせておき、中富は40円アップ、下部は現状維持、身延は20円ダウンとなります。これが妥当だということ、行政当局の中で語られているわけですね。行政は審議会の、その後の中で落としどころを、もう決めていたのではなからうかというような感じが、私はするわけがありますけども、例えば5年間ですよ。合併協議会の中で調整したのは、5年間です。5年間の中に調整していかなければならないという、調整方針であったわけがありますけども、このへんについて、担当課長、どのように考えていたのか、どのような審議会をしてきたのか。まず、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

お答えいたします。

水道料金の改定につきましてですが、審議会へ答申させていただきました。先ほど、議員さんがおっしゃりましたとおり、11月21日に諮問をいたしまして、11月30日、1月25日、2回審議していただきました。その中で、審議された中で試算資料をもとにご審議をいただいたわけでございます。

その中で、5年以内に第2段階での改定ということで、第1段階は超過料金の改定ということになったわけでございます。そのことからいたしまして、前年度の徴収金額が下回らない統一料金が妥当ではなからうかということの中で、試算すると100円ということでございます。そのようなところで、統一超過料金を100円とさせていただいたものでございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

私が言っているのは、行政当局が前もって100円を、落としどころとして考えておいて、その部分の中で審議会へ入ったのではないかということ、今、聞いたわけですけど、それはいいとして、旧中富もはじめ、例えば、増穂の水道料金、それから南部町の水道料金、鯉沢の水道料金、市川三郷の水道料金等々あるわけでありまして、それぞれにすべてかかっている。50立方メートルまで80円とか、それから42円とか、95円とか、74円とかあるわけでありましてね。旧中富においても、地方公共企業法で定めてあります、7つありますよね、7つあって、水道については地方財政法による公営企業の経営の中で、第6条があるわけですね。そして公営企業で、政令で定めるものについては、その経理については特別会計をもって、これを行い、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって、これに充てると。そこで、ただし、災害、その他、特別の事由がある場合には議会議決、これは町長の判断の中で、ライフラインのものについては、これは最重要課題だといって、高齢化の中で安くしようというようなことで、きっと政策の中で展開して、各町全部違っていると思うんですよね。全部、違っている。そこにすべての水道料金の違いがあったと思うんですよね。

そこで、町長に1点だけお伺いしたいわけでありまして、政策の中で、すべての企業会計、財政的な困窮とか、いろいろありますけれども、すべて企業会計的な原則の中、物事を進めていくのか。それとも最重要課題の中で、身延町としては身延教育なのか。または、水道なのか、そういう部分を見せてほしいなという感じがするわけでありまして、1点だけ、町長にお伺いして、質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

笠井議員のご質問にお答えをいたします。

この水道料金問題は、大変、難しい問題でありまして、これは19回もやりました合併協議会の中で、最終段階まで、この結論がつかかねる面もあったわけでありまして、これは合併協議会においてになった方は、よくご存じだろうと思っておりますし、合併協議会だよりも、このことについては、ふれているわけでありまして、

まず1点として、この企業会計でやることで、まず、私どもとすれば、今の町とすれば、基本的な姿勢であるわけで、そのために特別会計をきちっとさせていただいておりますし、また、いろいろ、話し合いの過程の中であったわけでありまして、旧町時代に3年単位だとか、5年単位でもって水道料を逐次上げながら、要するに基盤整備をしてきたというのが普通の状況だと思いますけれども、大変、残念でございますけど、中富町におかれては10年ぐらい、要するに水道料金は見直しをされていなかった経緯があったと、僕らは合併協議会で承知をいたしておるわけでありまして、ですから、一気に上がるというような格好になるわけでありまして、

ただ、これは、やはり政策的な面でもって、このことについて、町が考えを持っているかということ、それは私どもといたしましても、やはり、それはケース・バイ・ケースにはなりませんけど、それなりのことは考えてはおります。ただ、原則とすれば企業会計という形で、収

入と支出をきちっとした格好で、バランスをとりたいと。一般会計から入れるようなことが重なりますと、これは町の財政的な面にも及ぼすわけですし、それと平等を欠くという形が、格差が出るということも考えなければならぬと思います。大きな、要するに水をお使いになるところは、結構、安くつくわけなので、本当に家族だけで、基本料金だけでというところの方ですと、そういうことはないわけですけど、やはり、要するに企業だとか、大量に水を使う方に利益を与えるような格好になるような会計は、やはり、これは改めなければならぬのかなと、私は思っているところでございますので、今回の措置は審議会のほうへ、私どもから、要するに仕組んでというようなことはございませんで、長い、合併協議会の経過の中で、5年を目処にということですから、今回、3年目ということでもありますので、これは中間の、ひとつのあれで、一応、手立てでやらせていただいたわけでございますので、最終的にはやはり、入った水道料金で、要するに諸経費が賄えるということまで、なんとかご理解をいただきたいのと、住民の皆さん方にご理解をいただかなければならぬのかなと思うところであります。

ある程度、また、政策的に、これは福祉関係でもそうですが、そういうようなご家庭については、それなりにまた、配慮をしなければならぬのかなと思いますが、基本的にはできるだけ、最終段階で、平成20年ごろになろうかと思いますが、とりあえず、平等な水道料金にさせていただくと。そのためには今、遅れている水道の基盤整備については、鋭意、水道課でも努力をいたしておりますで、私のほうから、正直なところを言って、ブレーキをかけなければならないような状況なんです。まだ、不備なところがすごくあるわけなので、これらは、ここ5年ぐらいの間に、10億円近い金を投入しませんが、整備ができないというような形でございますので、ぜひひとつ、こちらへんをご理解いただいて、私どもも、住民の皆さん方には、この水道料金についてのご説明はさせていただいて、ご理解をいただけるような格好にいたしたいと思います。

格差とか、いろいろな問題、何が格差だとかということになりますと、大変、難しい面がありますが、とりあえず、特別会計の企業会計とすれば、正直なところを申し上げて、今まで、お答えをしたような形で、進めさせていただければなと思っていますところ です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

今、町長の考えは分かりました。1月15日に審議会が終わりまして、今回、答申するまでに、相当、時間がありました。さっき、前段で話をしましたように、課長に話をしたときに、行政は100円で落とすことを基準に、会議を進めてきたと。身延と下部の部分については、下がる、あるいはサービスが低下するわけではありませんから説明は入りませんが、そういった段階の中で、旧中富町の町民に対して、今回、これこれしかじかで、こういう状況の中で水道料金が上がりますよという説明が、1月15日、答申がきて、今日に至るまで説明がなされていない。私は例えば、今回の議会があって、議会が議決したら、町民に説明する、ではなくて、25日の終わった時点で、これだけの期間があって、この議案を出すときに、そういった部分を出すべきではなかったかという感じがしているわけでありまして。そのへん、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

お答えします。

3地区の代表者で構成されております、水道運営審議会にて説明をさせていただいて、検討していただきました。そののちに執行部で検討し、議案として議会へ提出して、承認していただいたのちに、関係住民の皆さんに説明するのが順序と考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

議案第107号について、すべて同僚議員が聞いたあとですので、1点だけお伺いをいたします。

水道料金、格差あり、不公平さは承知しておりますが、私ども旧中富町、合併する前にサービスは高く、負担は軽くという謳い文句で合併を進めてまいりました。その合併して2年余りで水道料金値上げ、ちょっと、中富地区の住民の皆さんには協力を得ることが大変だと考えておりますが、そこで1点、下水道施設の接続して推進していく中で、悪影響を及ぼすことがないか、1点お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

お答えいたします。

私たちの試算ですと、1.02%ぐらいが上がるかなという試算表が出ていますけども、悪影響が全然ないわけではないんですけど、数字でいくと、確か1.02%だと、私は記憶しております。上がるということです。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

では関連で、1点質問したいと思います。

この新旧対照表の中でいきますと、水道料金の旧中富町ですけど、超過料金、今までは60円ということでありまして、統一して100円になったわけです。その使い方では超過料金、40立方メートル以上、旧の場合だったら2,680円。今度は統一されると3,940円。ということで、実にその差額が1,340円あります。ご存じのとおり、西嶋地区、いわゆる旧中富地区は大変、和紙といいますか、紙を生業として仕事をする方もありますので、この、実に1,340円という開きは大きな開きがあると思いますので、その40立方メートル以上、使用している個所というか、家庭というか、事業所というか、そんなことをぜひ教えてもらいたいと思います。

○議長（松木慶光君）

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

現在、手元に、その資料がございませんので、のちほどよろしいか、40立方メートル以上の使用の件数ということですね。後日でよろしいか、お願いしたいと思うんですが。手元に

資料がございませんので。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

私、同僚議員の質問とご答弁の中で大方、理解したんですけど、違う点だけをご質問させていただきます。

まず、水道事業の健全経営を図るという形で、提案されている107号でございますけども、改正によって改善される数値がどのくらいだろうか、アバウトで1点、お願いしたいと。

2点目は、先ほど、町長さんからふれられてしまっているんですけども、基盤整備がされなくて、水道設備を切望している集落、60戸ぐらいの集落とか、いろいろあるんですけど、これらの水道設備の計画が、これによって前倒しされるような、少し緩やかな形になればなという願望を含めながら、その点に対する影響はどうだろうかという点を1つ。

それから、今現在、口径別基本水量の格差はいつごろ、また検討を加えていくのかどうか。これが終わって、良い悪いは抜きにして、水道料金が統一化されることになろうかと思うんですけど、今、途中の段階だろうと思うんですけど、そのへんの見通しを、その3点をお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

お答えいたします。

第1点目の収入が改善されるかという件でございますけど、試算表、16年度ですね、決算ベースに試算したものがございまして、これで100円に統一いたしますと、超過料金収入が約150万円ほど、増加するということになります。

2点目の基盤整備の計画は、これによって促進されるかということでございますが、現状におきましても、この料金体系ですと、基準外の繰り入れ、一般会計から繰り入れが多いと。これを解消するには、全協の中でも説明させていただきましたけど、一般会計繰入金をまったくゼロにするには、165円。基準内の繰り入れを考えた場合ですと、135円という数字でございますので、まだ、かなり、かけ離れたものがございます。しかしながら、いっぺんに、この金額という改定まではいけませんので、これも水道法にもございますように、3年以内に、料金改定をもとに随時、計画的に改定のほうは行っていきたいと、こんなふう考えております。

3点目の口径別の改定はいつごろかということのご質問ですが、5年以内に2回ということの中で、今回、超過料金を統一させていただきました。次回には、基本料金を含めての口径別、用途別、それぞれ旧3町違います。下部地区におきましては、口径別でとります。中富地区は口径別で、用途別ではありません。まったくフリーでございます。身延地区におきまして、口径別、なお用途別、営業用、官庁用とか、そういうふうな区分がいくつも分かれております。それを統一、一本化するには、ちょっと時間が必要かなと、いろいろ研究してやっていきたいと思いますが、目標年次は一応、5年以内というふうなこともございますので、21年を目処に、まず、その基本料金の関係を統一させていただいて、基本料金、超過料金、一本化した身延町

の簡易水道料金が一本化するような形の中で進めていきたいと、こんなふうに考えております。
以上でございます。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第108号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第109号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第110号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第111号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第112号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第113号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第113号 平成18年度身延町一般会計補正予算について、質問をさせていただきます。

まず1点目でありますけれども、16ページ。

今回、身延町の福祉センターの造成工事設計162万8千円。それから15節、植栽の移植工事676万2千円。当初、2千万円、調査費を盛って、今日まできているわけでもありますけれども、現在、この部分ですね、この積算と、今回やっている工事、概要について、1点目として、説明を求めます。

2点目として、非常に単純な質問でありますけれども、次の17ページ。児童福祉総務費の中で、職員手当がここに載っているわけでもありますけど、これは次の部分の、18ページの組み替えだと思うわけでもありますけども、ここが当初の予算の497万8千円が504万2千円、

6万4千円の、同じものを移すのに、なぜ6万4千円増えているのかなという単純な疑問を持ちました。この説明を求めます。

3点目として、19ページ。農業振興費の中で下部農村文化公園、指定管理者になったわけでありまして、76万8千円の工事請負費、これは塗装工事でありまして、この概要について、説明を求めます。

それから4点目として、21ページ。

土木総務費、鈴木課長のほうから説明があったわけでありまして、7,200万円、町管内の図の作成業務でありまして、7,200万円と、非常に大きいなという感じがするわけでありまして、この業務をこれから、今回、予算がとったあと、委託なり、あるいは請負なりするわけでありまして、どういう手順の中でやっていくのか。これをお聞きしたいと思います。

5点目でありまして、先ほど質問しました、今回の学校校名変更の中で、ここに120万5千円、校旗、校名旗、学校印等々があるわけでありまして、今回、これ以外に、今後、出てくるような感じがするわけでありまして、そのへんについての、今後の予定等々について、説明を求めたいと思います。

以上、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

福祉センターについて、お答えいたします。

身延福祉センター造成工事設計業務ですが、この福祉センターの予定地のそばには、今、町道になっておりませんが、道路的なものがあります。それらの設計といたしますか、調査と、それから敷地内の造成するための調査といたしますか、そういうこと。それから、予定敷地内に立木等がありまして、それらの調査等の設計が、委託料の162万8千円でありまして、それから平成19年度に建設する場合は、敷地内の立木を、邪魔になるところは先に移動して、それから造成等をしないと、平成19年には間に合わないということで、この敷地内の立木の植栽の移植工事に676万2千円を、今年度、予定しております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ページでいいますと17ですか、その裏の18が減額で、こちらが増えているということですが、これは児童手当、それから扶養手当の関係で増えているということで、期末勤勉手当も扶養手当が関係してきますので、増えました。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

農村文化公園の塗装工事ということで、指定管理という話が出たわけでございますけれども、

これは農村文化公園に対しましては、町からの補助金が、昨年までは240万円、運営費が出ていました。18年度は、本当は打ち切りというような話もあったわけですが、それが半額ということでもって、120万円出ております。また、こういった工事とか、修繕をする場合には、一応、50万円ぐらいを目処に、協議して50万円以下なら、その施設でやってくださいと、50万円以上では町と相談の上というような形の中で、今回、工事請負費となっておりますけれども、塗装費を計上させていただきました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

次、建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

2500分の1の町図作成業務委託でございますが、旧下部町の約130平方キロメートルあるわけでございますが、このうち山間部を除きます100キロを2500分の1の図化をしていきたいと。それから写真情報、いわゆるGPSの数値を管理していただいたということで、旧身延町、旧中富町、これも今現在、2500分の1があるわけでございますが、アナログということで、なかなか、うまくパソコンというか、今の時代に対応できないというふうなことで、1000分の1のレベルで写真を撮っていきたいと。なおかつ、それらを今後、どんなふうにも活用するかということに当然なるわけでございますが、これらの数値化をGISとしまして、国土交通省の関係になるわけでございますが、GISの中で属性、いわゆる道路台帳とか、先ほど、話が出ております上下水道、そういったもの、もろもろのものを含めた将来的に数値と、いわゆる、各課の属性情報を加工、分析、表示、そういうふうにも共有化できる、いわゆる1000分の1のレベルで写真を撮っておきたいと。あと、将来の共有化の中で、いろいろな方策を含める中で考えて、当然、いかなければならないわけですが、それは今後、各課のワーキンググループ等をつくる中で、進めていかなければならないと、こんなふうにも考えております。

以上です。

・・・ただいま申し上げたとおり、7,200万円を含める中で、7,200万円は飛行機飛ばして、2500分の1の図化を作れば、それで終わるわけでございますが、それ以降、議員さんの意とすることは、それ以降、ワーキンググループ等をつくって、将来的には情報の共有化を進めていかなければならないと、こんなふうにも考えております。

以上です。

・・・事業の発注方法、そんなふうな話ですか・・・事業の発注につきましては、今まで行われているような方法で、一般競争入札です。

○議長（松木慶光君）

では、企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

予算がとりましたならば、この、いわゆる業務を行う業者は、全国には多くあるわけですが、主に東京の業者が専門的な知識と技術と機材、要するに飛行機関係ですね、そういうふうな形を持っているということで、専門業者におそらく入札執行になろうと思います。

私どもの考えている、これとこれとこれを整備したいというのは、先ほど、建設課長が申さ

れておりましたので、それらをクリアできる会社を選びまして、入札執行になろうと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

昨日、企画財政課長が予算の提案の際に申し上げましたとおり、25ページの1目学校管理費にかかるものが、今回の校名変更に伴う諸経費であります。細かく拾い上げたつもりでありますので、今後、これ以外にというようなことは、今のところ、考えられません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万汎君）

それでは、今の答弁につきましては、理解をしたところであります。

1点だけ、質問させてください。

今回の補正予算の中に、特殊建築物定期検査業務というものが、たくさんあるわけでありませうけれども、このへんについて、最後、説明を求めたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

町内の公共施設の中に、例えば集会施設とか、いろんな学校の校舎なんかもそうですけれども、公民館とか、いろいろな公共施設がございます。建設後3年とか経ちますと、その安全基準等を確認する上で、法令で基づいた検査をしなければならないというふうなことがございます。施設によって、3年の場面もありますし、5年の場面もありますし、その規模とか、それから使う性質によって違うわけですが、これらの、それぞれの予算項目の中に掲げてございますように、該当する施設がありますので、計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

13ページですね、総務費の中の一般管理費、8節報償費なんですけれども、行政連絡員43万円、今ごろ、なぜ、この予算が出てきたのというのが1点。

それから14ページですね、バス運行対策費ということで、もう、この町営バスの運行業務というのは始まっていると思うんですけども、ここで、この予算がなぜ出てきたのかというところが2点目。

それから3点目なんですけども、22ページ。住宅費ですね。柿島団地ということで、予算が出ているんですけども、住んでいる皆さんへの説明がどうなっているのか。それから、これからどういうふうな手順で行われていくのかを、ちょっと説明していただきたいと思います。その3点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは、ご答弁いたします。

ページで言うと、13ページですね。総務費ですが、8の報償費が増えてございます。43万円増えましたが、これは下部地区の行政相談員、当初、41名ということで算定いたしましたが、実際、委嘱いたしましたのが71名ということで、30名の増になったということで、今回、補正をしたものでございます。

それから14ページですね、町営バスですね・・・14ページの13委託料135万5千円です。これは町道上田原大塩岩間線、これが8月から工事のため通行規制になりまして、迂回路ということで、康栄閣という温泉がありますが、そこから上大塩の農道を通って、今、迂回をしております。1日6便でございまして、これの、バスの運行業務の委託でございまして、大型バスが入りません。2トン車以上は通行規制でございまして。大型は、あそこへ停まって、当然、運転手さんもバスの管理がありますので、動くことができません。もう1人、町のワゴンで今、迂回路しているというような状況でございまして、その追加分でございます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

ご質問の町営住宅、柿島団地についてでございますが、前から一般質問等で数回、ご答弁を申し上げているわけですが、旧下部町の時代、平成12年から計画が始まっております。そんな中で、今現在、設計等を進めている段階で、その過程で、今、住んでいる皆さま方に説明はと、こういうことですが、もうすでに旧町時代から数回、それから昨年も、私も出向いて、公民館で説明会をしているわけですが、もう、すでに5回ないし6回ぐらいの説明は申し上げます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はありませんか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

児童福祉費について、お伺いいたします。17ページ。

臨時職員賃金として、ここに計上されておるわけですが、17年度の決算の中には常葉保育所、それから原、久那土、静川保育所と、ともに臨時職員の賃金が計上されておりました。ここにも107万9千円という賃金が載っているわけですが、この児童福祉、いわゆる保育所関係だけで、臨時職員が何名おるのか。また、職員のいわゆる職種ですね、給食のほうなのか、それとも保母さんのほうの臨時職員なのか。それと併せて、町全体で今現在、臨時職員が何名おられて、17年度と18年度の人数が分かりましたら、その2点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは、お答えをいたします。

今回の補正でお願いをした臨時職員の賃金でありますけども、この児童福祉総務費の臨時職員につきましては、現在、産休に入っている職員がおりまして、その産休職員の代替ということで、臨時職員を事務ということをお願いをしているところであります。

保育園全体でというふうなことのご質問でありますけども、保育士の臨時職員は3名、それから調理員の臨時職員は2名というふうなことで、お願いしているところでありますけども、今回、やはり産休に1人、保育士が入っておりますので、その産休の代替保育士も含めてお願いしているところであります。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

全体の臨時職員数ですが、今、手元に資料がございませんので、あとで提出いたします。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

2点だけ、質問させていただきます。

1点は、先ほど質問がありましたけれども、19ページの下部農村文化公園塗装工事、これは先ほどの答弁で、橋の塗装ということでありましたけども、あの橋は鉄骨が建ってしまって、足元が木でございます。そうすると、人間が歩いて一番危険な部分が木の部分。年中雨ざらしになっていますから、最近、見ましたところ、結構、腐食といいますが、痛んできている、その防腐の塗装も、この中に入っているかどうかを確認したいと思います。

それと、もう1点ですが、先ほどの柿島団地の内容ですが、この柿島団地の住宅移転費補助金となっています。この内容、それから戸数もご答弁いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは文化公園の関係ですけども、先ほど質問がありました指定管理のことだけしか、先ほどはお答えしませんでしたけども、この塗装工事につきましては、当初予算で168万円をいただきました。そのときに説明したかと思うんですけども、栈橋とか、それから上にのぼる階段、その塗装工事というようなことでもってお話をしたわけですけども、発注するに際しまして、現地を調査するとともに、そのとき立てた見積書の内容等を見ましたところ、今、出ました吊り橋の鉄骨部分が塗装工事には入っていなかったということで、今回、一緒に出したほうがよろしいかということでもって、今回、お願いしたわけですけども、その今、ご質問にありました栈橋部分、木製ですけども、厚さが10センチほどあります。今、言われたとおり、老朽化して、穴が空いたり、腐食が進んでいるところもございます。その個所が10カ所ぐらいありますけども、その取り替えを兼ねて、今回、お願いしました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ただいまのご質問でございますが、住宅移転の戸数ということで、内容等のご質問でございますが、戸数については今現在、10戸を予定してございます。これ、説明会の中でアンケート等をとる中で、また、新しい住宅にどうですかというふうな話の中で、とりあえず行って帰ってくるということもありますし、行って、そのまま、また違う方向に進む方もいるということを含める中で、10戸ぐらいを今現在、見積もっております。内容等については、ご承知のように、引っ越しに必要な経費と、こういうふうなことでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

それではここで、議案第106号について、先ほど望月議員の質問に対して、環境下水道課長の答弁の訂正を行いたいということでございますので、環境下水道課長からお願いします。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

先ほど、望月議員から質問がありました、水道料の超過料金値上げが下水道料金に影響あるかという形でございましたけども、私は1.02と言いましたが、これについては、下水道料金は下水道料金なので変更はないわけございまして、1.02という数字は、私が改正前、改正後のものの数字を言ったままでございますので、それはご訂正をお願いします。

また、下水道施設の推進に影響があるかということにつきましては、若干、影響はあると思われれます。

以上です。お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第114号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第115号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第116号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

議案第116号 介護保険の補正予算について、質問をしたいと思っております。

7ページの委託料でありますけれども、広域行政組合、介護保険の部分の中で、委託した部分が、この中に含まれると理解していいわけですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

お答えいたします。

ここで減額している委託料は、今、峡南地域、すべて同じなんですけど、甲府情報システムという会社へ介護保険システムなんかを委託しております。その会社へ払う委託料の減額であります。今後、まとめて峡南広域行政組合というところが、町村では委託しますから、各町では必要なくなったということで減額したいと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沓君）

広域行政組合へ、こういった部分の業務を委託していくわけでありまして、委託しなかった、今まで委託していなかった部分と、今年度、委託したと。委託した部分の中で、もし、できれば、数字的なメリットうんぬんあれば、ここへ公表していただきたいと。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

予算の組み立て上、今度は峡南広域行政組合というところで仕事をやっていただきますと、すべて負担金という格好で、予算は計上されております。今までは甲府情報システムとか、そういうところへ委託しましたり、峡南広域行政組合が負担金を払って、そういう格好で、病院へ直接払ったり、調査員には直接、賃金を払っていました。それらをまとめて、峡南広域行政組合の負担金ということになりました。そんな関係で、平成17年度と18年度を比べまして、839万1千円の減額が、予算上されております。

以上であります。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第117号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第118号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第119号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第2 提出議案の委員会付託を行います。

総務常任委員会に、

認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
一般会計のうち、

歳入全般

歳出の第1款 議会費

第2款 総務費中、7項国土調査費を除く総務費

第3款 民生費中、1項2目国民年金費、4目老人医療費

第5款 労働費中、1項2目働く婦人の家運営費

第9款 消防費中、2項水防費を除く消防費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第14款 予備費

平成17年度身延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町西嶋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町大河内地区財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町下山地区財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第92号 身延町男女共同参画推進条例の制定について

- 議案第 9 3 号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 4 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 5 号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 6 号 身延町下部奥の湯温泉条例の制定について
- 議案第 9 9 号 身延町下部奥の湯温泉事業基金条例の制定について
- 議案第 1 0 4 号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 0 9 号 身延町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 1 0 号 芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 1 1 1 号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第 1 1 2 号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について
- 議案第 1 1 3 号 平成 1 8 年度身延町一般会計補正予算(第 4 号)についてのうち
 - 歳入全般
 - 歳出、第 1 款 議会費
 - 第 2 款 総務費中、7 項国土調査費を除く総務費
 - 第 3 款 民生費中、1 項 6 目高齢者保養施設費
 - 第 9 款 消防費
 - 第 1 3 款 諸支出金
- 議案第 1 1 4 号 平成 1 8 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 議案第 1 1 5 号 平成 1 8 年度身延町老人保健特別会計補正予算(第 3 号)について
- 議案第 1 1 9 号 平成 1 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について

を総務常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会に、

- 認定第 1 号 平成 1 7 年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
一般会計の歳出のうち、

- 第 3 款 民生費中、1 項 2 目国民年金費、4 目老人医療費を除く民生費
- 第 4 款 衛生費
- 第 5 款 労働費中、1 項 1 目労働諸費
- 第 8 款 土木費中、6 項下水道費
- 第 1 0 款 教育費

平成 1 7 年度身延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 1 7 年度身延町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 1 7 年度身延町下部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 1 7 年度身延町中富簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 1 7 年度身延町身延簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度身延町青少年自然の里特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第100号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第101号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第102号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第103号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第106号 身延町下水道条例及び身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第107号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第108号 身延町簡易水道施設整備費分担金徴収条例を廃止する条例について

議案第113号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第4号)について

歳出、第3款 民生費、1項6目高齢者保養施設費を除く民生費

第4款 衛生費

第8款 土木費中、6項下水道費

第10款 教育費

議案第116号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第117号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第118号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

を教育厚生常任委員会に付託いたします。

産業建設常任委員会に、

認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
一般会計の歳出のうち、

第2款 総務費中、7項国土調査費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費中、6項下水道費を除く土木費

第9款 消防費中、2項1目水防費

第11款 災害復旧費

議案第97号 身延町下山特産品生産施設の指定管理者の指定について

議案第98号 身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について

議案第105号 身延町公園条例の一部を改正する条例について

議案第113号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第4号)について

歳出、第2款 総務費中、7項国土調査費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費中、6項下水道費を除く土木費

を産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これもちまして、散会といたし

ます。

ご苦労さまでした。

○議会議務局長（深沢茂君）

ご起立をお願いします。

最後のあいさつをしたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時30分

平成 1 8 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 3 日

平成18年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成18年9月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 松 浦 隆 | 2番 | 河 井 淳 |
| 3番 | 望 月 秀 哉 | 4番 | 望 月 明 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 上 田 孝 二 |
| 7番 | 福 与 三 郎 | 8番 | 望 月 寛 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 穂 坂 英 勝 | 12番 | 伊 藤 文 雄 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 奥 村 征 夫 |
| 15番 | 川 口 福 三 | 17番 | 笠 井 万 沱 |
| 18番 | 石 部 典 生 | 19番 | 中 野 恒 彦 |
| 20番 | 松 木 慶 光 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

16番 近 藤 康 次

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20名)

| | | | | | |
|----|----|------|-------|---------|------|
| 町 | 長 | 依田光弥 | 助 | 役 | 野中邑浩 |
| 教 | 育 | 長 | 千頭和英樹 | 総務課長 | 片田公夫 |
| 行政 | 改革 | 室長 | 山宮富士男 | 町民課長 | 渡辺力 |
| 企画 | 財政 | 課長 | 鈴木高吉 | 産業課長 | 遠藤忠 |
| 出納 | 室 | 長 | 市川忠利 | 建設課長 | 伊藤守 |
| 福祉 | 保健 | 課長 | 中澤俊雄 | 子育て支援課長 | 赤池和希 |
| 水道 | 課 | 長 | 井上隆雄 | 環境下水道課長 | 佐野雅仁 |
| 下部 | 支所 | 長 | 赤池善光 | 学校教育課長 | 赤池一博 |
| 生涯 | 学習 | 課長 | 佐野治仁 | 身延支所長 | 広島法明 |
| 観光 | 課 | 長 | 望月治雄 | 土地対策課長 | 望月和永 |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。
それでは、ご起立をお願いいたします。
相互にあいさつをしたいと思います。
礼。
（ あ い さ つ ）
着席ください。

○議長（松木慶光君）

今日は、大変ご苦労さまでございます。
昨日は皇室におかれましては、秋篠宮家の長男のお名前がゆったりと久しい人生を、また大きくまっすぐに育てほしいという希望を込められ、悠仁様と命名され、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます次第でございます。
それでは、事務連絡を行います。
近藤康次議員は病気のため、欠席でございます。
それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
今日は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問を行います。

芦澤健拓議員と望月明議員の一般質問は一部取り消し、修正があり、別紙のとおりとなりましたので、お願いいたします。

まず、通告の1番は日向英明君です。
日向英明君、登壇してください。
日向君。

○9番議員（日向英明君）

今回は大きく分けて2つのことに絞って、通告いたしました。

第1点目は、行政運営についてであります。第2点目については、本町の排水事業の計画の今後の取り組み方について、以上2つの点について、質問したいと思います。

まず第1点目ですけれども、行政に経営選択を取り入れようとする考えが、国はもとより地方自治にも広がりつつあります。言ってみればお役所から、いわゆるサービス総合企業、そんなふうな社会の中の、住民の考え方が変わっているかと、そんなふうにも思われるところであります。本町でも組織の再編が図られ、その意図が感じられるところでありますが、以下、町長の当初議会での施政方針の中より、いくつかお尋ねいたします。

まず、第1点目ですけど、町民一人ひとりがやる気を起こす、まちづくりの具体的なことについて、お伺いしたいと思います。

ちょっと、ここに3月当初定例会の会議録の、町長の発言の中から、ちょっと朗読をしてみたいと思っております。

まず、まちづくりの最初の基本目標は、やる気を生かせる町であるわけでございます。21世紀は精神社会の世紀、あるいは心の世紀となるといわれております。平成16年度版国民生活白書によると、61.8%の方が地域活動への参加意欲を持っている。

本町においても、諸団体の事業、行事などの取り組みから町民の意欲、すなわち、やる気の高まりを実施するところでございます。

そういったことで、やる気を最大限発揮するには、その環境を整えることが大変大事だと、町長の所信表明から、こんなことが載っています。そこでお尋ねします。

平成17年7月に実施した、まちづくり総合計画での町民アンケート調査結果で、今後のまちづくり施策の取り組み重要度評価では、いわゆる町長のおっしゃられる住民参画と協働の推進では0.94%と、重要度政策の中の30項目の中で、実に25番目という低い位置にいるわけですね。ですから、このことから、町民一人ひとりが参加できるような、具体的な指標といたしましうか、事業というか、そんなものを町長が考えておられるかどうか、まずはじめにお聞きします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

改めて、おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思いますが、ただいまの例に引用されました総合計画のアンケートの時点での14%ということでございますけど、あれから1年ほど経っているわけでございますけども、この時の流れの中で、1年1年、住民の皆さん方の意識というのは変わってきているのではないかなんかということを感じられるわけでございますけど、まず第一に、やはりやる気を起こしていただくということは、今までのような状況でやろうとすると、なかなか難しいなと思うわけでございますので、やはり、まず、行政がいかにあるべきか、これがまず第一であろうかと思うわけでございます。このためには、集中改革プラン等を策定いたしまして、今回、第一次の改訂版も出ささせていただいたわけでございますけど、それを粛々と、できるだけ早く実施をしていくと、それと、その中にもございますが、この職員の意識改革をきちっとしていくと。

行政のほうの、そういう体制づくりを整えて、そして然るのちと申しますか、一方では、住民の皆さん方のまちづくりに対する意欲を喚起するといいますと、大変、ちょっと言葉があれですけど、振り起こしていただくという手立てを講じなければならないと思うわけでございますけど、住民の皆さん方の意欲をもり立てていくためにということで、今年度は予算提案事業を実行に移させていただきまして、大変、若い方も応募をしていただきまして、27件というふうに提案があったわけでございますし、また検討委員会も5人の皆さん方、それぞれ公募の皆さん方が大変、頑張ってくださいました。お一人は自分で提案を出されたんですけど、検討委員会にまわりたいということで提案を引っ込めて、検討委員会に参加をさせていただいたというようなこともございまして、大変、意欲的に、今回のこの予算提案事業は、まずまず、第一歩とすれば、そういう面で、私どもの思いをある程度、住民の皆さん方が受け止めてくれたんではないかなと、そんなふうに思うわけでございます。

それと、あと行政改革推進委員会の皆さん、本当にご熱心に今、お取り組みをいただいておりますし、あと地域審議会でございますか、各地区の地域審議会にお伺いをいたしまして、大変、積極的に町のことを思っていて、それぞれ具体的なご提案までさせていただいているというような状況であります。

また、各諸団体でございますけど、老人クラブだとか女性団体、諸団体の皆さん方もそれぞ

れ各種団体の組織の中で、私たちがやらなければというようなお気持ちで頑張っていたいていることも、私も総会等で一応、お伺いを知ることができたわけでございますけど、あと体協さんだとか、要するに社協の皆さん、いろいろな面で頑張っていたいておりますし、あと観光面では観光協会、そして商工会等々の皆さんが、それぞれ積極的にこの自分たちのまちづくりをやっていこうというようなことで、それぞれが、商工会のほうは株式会社観光センターを設立して、なんとか、このまちづくりをみんなでやっていこうというようなこともおっしゃっておりますし、また観光協会もそれぞれ頑張っていたいております。

そのような、皆さん方が意欲的に頑張っていたく、要するにサポートをするということで、田中収先生にお願いをいたしまして、富士川身延野外博物館でございますか、この冊子を発行させていただいて、いろいろな面で身延の町を知っていただいて、それを活用していただくというようなことで、いくつかのまちづくりに、町民の皆さんが意欲的に参画をしていただけるような政策的なものは、まず、今、掲げたような形でやらせていただいているところであります。

あと、細かい点で個々の皆さん方とは、やはりお話し合いを個々にもっていただいて、やらせていただくということでございますが、この区の単位と申しますか、区長会等のいろいろ、地域の会合等で、こういうことは私どもも感じたんですけど、やはり、最終的にはある程度の単位の区のコミュニティーというものが、しっかりしていただくということが、まず第一だと思います。そのコミュニティーをきちっとしたものにしていただくには、やはり、私どもの行政のサポートが必要であろうかなと思いますので、そんなようなことで、雑駁でありますが一応、施策とすれば、今、やらせていただきたいと思っております。細かい点につきましては、また。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

今、町長の答弁の中でいくつか、何をやったかですね、そんなことで、施策的なものが盛り込まれているということで、大変ありがたいわけですけど、尊い町税の中の、町税4億5千万円ですかね、その中の1%、400万円ばかり、予算計上をさせていただいて、その町民の提案型の事業を取り組んでいるというようなお話がありました。27件の提案があったんですけど、ぜひ、その中で予算化されたものが有効活用できるように、またひとつ、よろしく願います。

さらに、この中の6ページですけど、町長はおっしゃられるとおり、地域の中では、あれもこれも、それもと、従来のような地域の要望の中では、みんな行政の中で、何もかも自分、行政でやるというようなことがなかなかできにくいと、今の答弁の中でもありましたけど、この6ページのここにも、地域での課題はできるだけ地域の力で解決していくことを基本とする。いわゆる地域力を言っているわけですけど、もう少し、その地域力に対して、行政がどんなふうな地域力を求めているか。そのへんを1点、願います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

地域力を高めていくということは、これは方法とすれば、やはり前段で申し上げましたよう

に、地域コミュニティーの、要するに組織とか、内容を充実していただくということが一番、あれでしょうと思いますが、それで区の、要するにあり方について、やはり、ここ、合併して2年ほど経過する中で、旧町の区のあり方が、ちょっと異なっているわけですし、これはやはり、どの町の区のあり方がよかったかなというのは、今まだ、検証中でありまして、でき得れば、やはり、これは福祉・防災関係、いろいろな面で、ある程度のコミュニティーが、要するに補うと申しますか、コミュニティーでなんとか賄えるみたいな、組織とか、そういうものが必要であろうかなと思うわけですね。

ですから、去年から、防災関係でございますけど、一応、各区へお願いをいたしまして、それぞれの集落の防災マップを作っていたきたいということで、今、全体の47%ぐらいの区で完成をして、策定をいただいているわけです。ですから、これは東海地震が発生したときに、今の身延町の地形だとか道路状況、いろいろな自然状況を勘案しますと、とても、ずたずたと、道路は寸断をされるというような形で、これは中越地震の山古志村周辺の地形と似ておりますから、そういうような被害を被る可能性は多分にあるだろうということですから、各集落が孤立する可能性を予測していなければならないなど。ですから各区の防災の、そういうマップを作っていて、そして行政とすれば、そこへ、ある程度の拠点みたいなものはつくらせていくと。

この前、松浦議員に案内をされて、折八の公民館へまいりましたけども、折八公民館でお集まりをいただいた方、高齢者の皆さんがほとんどでございます。皆さん方が自分たちで道路整備をしたり、ゲートボール場の地ならしをしたりとか、そういうことをおやりになっているんですね。ですから、やはり、これは、発災のときにはどんなふうな格好で、この人たちが孤立をしても、きちっとした格好でフォローできるのかなということを考えたときには、やはり、その備蓄食料だとか、備蓄薬品だとか、町の主要なところに置くということではなくて、各コミュニティーへ分散をして、きちっとした形で置かせないと、機能を失くなるんではないかなということを感じさせられましたし、また、やはり地域の皆さんが、高齢者の皆さんでも力を合わせられて、ああいう格好でやっておられて頭が下がったわけでございますけど、早速、建設課、一緒に2人ばかり若い人たちに行ってもらいましたので、要望についてのあれは、できるだけ一応、やっていくようにというようなことで、今回も予算をちょっと盛らせていただきましたけども、そんなふうなことで、地域の皆さん方にそれなりの自立をしていただくためには、それなりの予算はかけなければならないのかなと思いますし、まず第一に行政が、先ほど冒頭に申しましたように、信頼をされないと、どうにもならないわけですから、よく課長会議でも、こういうことは話しているんですけど、住民の皆さんと個人的に、パートナーシップをきちっとつくるのが大事だよと。そのことによって、いろいろな仕事がスムーズにいくわけですし、トラブルがあったときに軽くて済むといったらおかしいんですけど、そういうものがあるわけで、とりあえず、その集中改革プランもそうなんですけど、難しいことを羅列してみても、これは実行できなければどうにもならないわけでございますから、本当に初歩的なことでございますけど、あいさつをしっかりとするとか、対人関係をきちっと保つとか、そういう面をまず、やると。そんなことで、地域の皆さんに職員を信頼していただいて、それなりに、また、地域地域での要望等は可能な限り、きちっとやらせていただくということが、1つのあれかなと思っております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

昨年、私、車田の行政連絡員、平たく言えば区長をやっていたわけですけど、私のところでも防災マップ等を作らせていただきました。それで、その今の状況であれば、行政連絡員会議は年1回ということで、どこの集落もほとんど、区長さん、あるいはその連絡員さんは、その地域事情にもよると思いますけど、1年交代というような、そんなことがたぶん、多いではないかと思っております。その1年交代の中で、第1回だけ、その区長さんを集めてみて、町長の思いとか、あるいは行政の思いだけを伝えるというのは、若干、無理があるのかなと思います。ですから、その地域づくりをよく強く根付かせるということにおいては、やはり、回数はまた、別としましても、1回でいいかどうか、そのへんのことも、きちっと今後の課題として、十分、考えていただきたいと思っています。

次に、施政方針の7ページですけど、人と人とのつながりのある町を町長は求めているわけですね。ちょっと、読ませてもらいます。

地域の中で顔が見えない関係が当たり前のようになっています。かつて日常的に交わされていたあいさつや声かけといった心のつながりが希薄になっており、人はさまざまな交流を通じ、癒され、喜び、自分自身を発見する。

町民同士の絆を大切し、顔の見える環境をつくるためには世代間交流、学習交流、他文化の共生など、こういうようなことを町長はおっしゃられております。

そこで、このような町長の思いの中で、1点、教育長に聞きたい。どうしてかという、合併直後の議会で、私が児童のために学校間交流、例えば例を挙げると球技大会、書道大会、学園祭等があるわけですけど、お互いに交流することによって、同じ町に住んでいるという意識が自然と芽生える。つまり、子どものときにきちっと同じような環境で顔を合わせておけば、大人になっても、どこそこの誰だなというようなことが分かって、これからのまちづくりに、いい関係ができるというようなことで、合併時に私が発言した、いわゆる提案した経緯があります。そのときの教育長の答弁では、学校管理者とも協議していくと答弁しています。議場での、教育長として責任ある立場の人の発言ですから、その後の、私の提言あるいは提案はどうなっているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

お答えをいたします。

このことにつきましては、早々に毎月、町内14校の校長で構成しております校長会ですね、そういう連絡会議が月々の上旬にもたれております。その中で、そういったことを、私のほうから話をさせていただきました。そしてまた、先刻、町長と町内の児童生徒との町長の話を聞く対話集会というものがございまして、その席の中で、子どもさんのほうから町のほうが中心になって、そうした学校間の交流というものをなんとか早期にやっていただけないかと、こんな要請も受けている中で、町のほうの考え方といたしましては、ちょうど合併して2年が経過しようとしています。そういう時期でもございますから、できるだけ早く、交流の機会というものはつくっていききたい。そういう話をさせていただきました。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

私が言ったのは、2年前に言ったんですよね。合併時の定例会の中で発言したわけです。それが、まだ生かされていないというか、そのときから今まで、そういうことはされていないという、そういうことなのか。されたのか、されていないのか、どっちか明確に言ってください。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

その分についてのお答えということになると、まだ、その後、発展した部分はありません。そこで、ちょっとお話をさせていただければ、交流といえば、具体的には文化的な交流、あるいは体育スポーツ的な交流と、こういうふう大きく二分されるではなからうかというふうに思いますけども、現状、体育的な交流は部分的にはされておりますけども、やはり、こういう合併して、広域化して、小学校が9つ、中学校が5つということになると、それぞれ学校間の調整作業、そういったものが大変難しい一部分がございますもので、そのへんを調整していかないと、これを達成することができない、そういう関係もございまして、若干、時間がかかっている部分もございますけれども、現在も取り組みはしているところでございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

こういうことは、やるというような方向づけをしないことにはできないですね。だから、これだからできない、これだから先延ばしするということであれば、いつになってもできない。だから、私が言ったのは、そのときにきちっと決めて、いつまでにやるとか、どんな方法でやるということにすれば、もう2年も経過しているわけですから、当然、今の状況の中では、全部はできない、それしかないですね、1つや2つは、もう今の中ではやらされている、学校と学校で、子どもたちが、例えば書道大会というのは、あんまり難しいことではない、やる気になれば、すぐできる。こういうことが、やるというふうな、そういう意識がないから、すぐ、できないできないということの答弁に終わって、議員の答弁に、そのとき答えればおしまいになってしまうと。そういうふうなことが、私は感じられますね。ですから、やっぱり議員の発言というのは、そのとき言われたことを、きちっとどういうふうにつまみかきしているかという、そういう意識が大変少ないようなことから、2年間が過ぎて、なんにもしていないと。今のところ、まだ話しがしていないと、こういうことでしょうか。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

この意味につきましては、重々、教育委員会も理解はしているつもりでございまして、現場で教職に当たっている人たちも、十分、深い認識は持っているわけでございます。したがって、いろいろの立場立場の職員の皆さん方とわれわれとは、いずれの機会か、きちっとした話というものもしていかなければならないとは思っておりますけども、日ごろの活動の中ではさせていただいております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

3回目になりますので、次の質問に移らせていただきます。

2番目の行政経営の仕組みでありますけど、その中の職員コストの意識については、どのように求めているかということで、なかなか、役場の中の仕事というのは、普通の会社組織と違っていて、なかなか利潤追求ということが、言ってみれば、コスト感覚というのは必ずしも明確になっているわけではありません。

コストというのは、利益を満たすために投下された資金、あるいは材料、人材、いわゆる原価というのがあります。先ほども言ったとおり、行政事務においては、利益を得るという考えはほとんどないことから、町長および職員のコストに対する意識感覚がどうしても希薄になるというか、薄らいでいる部分があります。この点に対して、町長は、職員のコスト感覚をどのように求めているか。また、今、自分の肌になんかふうなことを感じているか、ひとつお答えをお願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

コスト感覚、それは物品だとか、いろいろそういうコストもありますし、それと要するに能力的なもの、資質とか、いろいろなもののコストもあるわけでございますので、物品等の関係につきましても、一応、管財のほうで、ある程度のことはきちっとしていただくようにはお願いをしておりますし、それなりに、従来に比べれば、ずいぶん、そういう面ではやっておりますという認識は、私はしております。

あと、要するに資質だとか、そういう、職員のコストということは、これは上げていくことが、まず第一でありますので、一応、各研修会等、いろいろな面で、その専門的な分野だとか、そして、また、この常識的な分野だとか、そういうような面で研修をしておりますので、逐次、その成果は上がってきているのではないかなとは思っております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

今、いわゆる内部管理経費、言ってみれば事務用品、備品等でありますけど、これらはやはり、きちっと削減目標を定めておかないと、どうしても無駄を省いているかということが、実感として沸かないので、そのへんはきちっと削減目標、細かく言えば、例えば、コピーの使い方とか、いろんなものがあると思いますけども、それなりのことは、きちっと内部の中で決めておかないと、なかなか日常的な、そういう使い方をすると、内部管理の経費というのは浮いてこない、そういった日常の、そういうことが費用対効果というんですか、職員に十分理解されると思います。

その次ですけども、最小の経費で最大の効果を挙げるための人事評価であります。このことは、私は旧町時代に一度、それから新町になって、今回で二度目の質問になろうかと思っております。

私が、このことに少しこだわっているというのは、私も従前、公務員というような立場の中で仕事をしていただけですけど、その仕事の中で、この人事評価には非常に深く関わってきましたので、そういった、私の個人的な思いの中で、質問が重なるというようなことになっております。

地方自治法第2条第14項には、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げなければならないと、これは地方自治法で、はっきり決まっているわけですね。そういったことで、前段で言ったとおり、何回か質問してきました。

本町では平成18年3月20日、訓令第2号、身延町職員勤務評定実施規定がありますが、この現状の取り扱いはいかようになっておるでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは、ご答弁いたします。

まず、取り組みでございますが、平成17年11月30日にこの庁内組織といたしまして、総務課長ほか8名の職員によります人事評価制度研究会を組織いたしまして、以来、6回にわたり、会議を開催する中で、今、ご質問がございましたような要綱の改定・様式等の検討をし、平成18年の2月20日には、山梨中央銀行のコンサルタントの会社から講師を招き、管理職を対象に講習会を開催。そのほか市町村職員研修所において、管理職の研修派遣を行うなど、数回にわたって講習会を開催してきました。また、平成18年3月には身延町職員勤務成績評定実施規定を整備し、平成18年4月から施行しておりまして、来年4月から導入の予定でございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

今、総務課長のお答えの中では、来年から、では本格実施ということの考えでよろしいでしょうか。来年から本格実施で。

○総務課長（片田公夫君）

はい。

○9番議員（日向英明君）

そうすると、今年は、いわゆる試しの段階、試行は集中改革プランの中で、丸印が1つありますので、試行ということになっていると思うんですね。試行されているとすれば、私が言ったとおり、訓令第2号、第1条、目的があります。生きがい、働きがいのある職場づくりをつくらなければならないということで、この目的があるわけですけど、今の状況では、その目的に沿ってやられているでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現在は、しておりません。試行段階でございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

そうすると試行だけということで、実際には来年からということではありますが、では、ちょっと質問のあれを変えまして、来年、本格的に、その導入されていくべきことであれば、やはり、この評定者、つまり課長さん方、その他、幹部の職員になるかと思えますけど、いわゆる評定者と、それから被評定者、それは評価される側の職員だと思うわけですけども、そのへんをきちっと目的を捉えていないと、ただ、被評定者と評定者の間に、言葉がうまく言えないですけど、わだかまりが出たり、ただ、この丸をつけたり、5段階評価ですけど、そのようなことで、なかなかうまくいかない。私の経験もそういうようなことがありましたので、やはりこの、評定結果の説明には、よく本人とヒアリングしながら、例えば、目標、あるいはその5段階の中で、ここの点はいいんだけど、ここの点は少し遅れているなというようなことで、ただ単につけるという、そういう行為自体が先行するのではなくて、やはりきちっと本人の持てる力、いわゆるマンパワーということですね、そのことが十分、発揮することによって、職員の能力が発揮され、その勤務評定の正しい成果が行われるというようなことがあろうかと思えます。

ちょっと、それに関連して、もう1点だけ質問させてください。

そうすると、平成19年度には本格的に実施されるということですので、実施された、その経緯については、年2回の勤勉手当等に反映するような考えがあるかどうか、そのへんはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご答弁をいたします。

評定の結果については、職員の能力開発、指導育成および人事異動、昇任、昇給、勤勉手当等に活用する予定でございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは行政経営の3番目の、八の組織改革について質問したいと思っています。

組織改革により係制を廃止して、グループ制を導入したところですが、事務処理および決裁等がよりスムーズになったかどうか。また、今まで長い間、続いた係職を廃止して、職員さんの心情としては、職制を見直すことによって、なんとというか、抵抗感というか疎外感というか、そんなことが見受けられたかどうかなんですけど、そのへんはいかがでしょう。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

これは一応、係制からリーダー制にして、ちょうど半年ほど経つわけでございますけど、旧町時代、身延町で4年ほどやっておりましたので、そのことについてのあれは、ある程度は承知をさせていただいておりますけど、はっきり成果が出たというような形の、要するに感もありますし、そうでないところもあるわけでございますけど、今、いい方向へ進んでおるのかな

という感じは持っております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

役場の組織機構については、やはり、その時代において、最も望ましい機構でなければならぬとされているわけですが、町長さんが言われたとおり、6カ月を経過する中で、メリット、デメリット、また、その組織機構のそういうふうな再編の効果はある程度、住民の期待に応えているかということなんですが、そのへんはいかがでしょうか。もし、デメリット等があれば、お答え願います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今のところ、デメリットというのは、職員間のあれというのは、ちょっとまだ、そこまで承知していませんけど、住民の皆さんに対してのあれは、デメリットというのは、そういうような感じで出てきてはいないとは思っておりますけど。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

今回の組織改正で行革室が新設され、あるいは企画財政が統一され、あるいは町民課、税務の統合、あるいは保育課、福祉保健課、あるいは生涯学習課、文化振興課というようなことで、それぞれが統合に、組織改革になっておりますけど、ここで、今一度、町長にお聞きしたいのは、この組織改正の基本的な、いわゆるコンセプトですね、何を一番、1つ挙げるとすれば、何を一番重点に、今度は組織改革をしたか、そのこの1点だけで結構ですので。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

組織改革のあれは、庁内で一応、この行革推進本部の中に組織機構部会、財政部会、それと事務改善部会と3つの部会がありますので、この組織については組織機構部会でもって、1年以上もいろいろと検討して、こういう格好のものに組織改革が進められたわけでございますので、一面ではやはり、ある程度、人員についての整理をとということも、1つの目途としてあるわけでございますし、それと、やはりリーダー制で、このグループ制がしっかりしてくれば、このことは機能を十分していくんではないかなということもあります。ですから、最終的な目的というのは、やはり小さな役場で、よく集中改革プランにも出てきておりますけども、そのことを1つの前提として、こういう格好でスリムにしていこうということの、1つの具体的な表れであろうかと思っておりますけど。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

時間がありませんので、ちょっと先を急ぎたいと思います。

3番目の、町長の施政方針等の目標など、庁舎、各課および必要と思われる部署に掲示でき

ないかですけど、本町の18年度当初予算の編成方針の主要事業がいくつかあります。ここに例を挙げますと、北小学校の建設・継続、身延総合福祉センター新規、中富町下水道事業継続、身延地区公共下水道新規、下部処理区下水道事業新規、町営住宅柿島団地建て替え事業新規、下部コミュニケーションテレビ施設整備事業、これは従来どおりやっているわけですけど、おおむね大きな主要事業、7つくらいありますね。こういうような事業を各課において、それぞれ推進をするわけですけど、とりわけ行財政が厳しい現況の中で、限られた財源を重点的かつ効率的に使うということに対しては、やはり先ほど、私が言ったとおり、費用対効果の精査および進捗率、予算編成上の効果が一定の水準に達しているかどうか。そういうことを見られるような各部署に、方法はどんな方法があるか、ちょっと私も明示できませんですけど、やはり、その部署に働いている職員、あるいはそこを訪れる町民にも、一目で、例えば柿島町営住宅建て替え団地は今、このへんがこうなっているよとか、これは建設のほうだと思んですけど、あるいは下水道課にはこういうものがあるよと、そういうようなことが各部署に、表でするか、その掲示の仕方はそれぞれ考えていただくわけですけど、そんなことができないかどうかというような質問ですけど。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今、おっしゃられること、確かに、そのとおりだと思うわけでございますので、できるだけ具体的に事業内容とか、そういうようなものを住民の皆さんに知っていただくということは、これは情報公開をする、開示をする、1つの、私どもの責任もありますので、ただ場所が、どんなふうな格好で、でき得るかというのが、今日、初めてお聞きしたものですから、その具体的なあれは、また検討させていただきますけど、一応、ご趣旨については、そのような格好で、意を体してやらせていただくということでありませう。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

行政の執行体制は職員が町長から権限、仕事を委譲されて、職務を実施しているわけです。そういう町、町長の執行部の施策、事業というんですかね、それがある以上は必ず目標があるわけですね。目標のない事業なんかあるわけないですから。その目標値が今、どうなっているか。また、その尺度が理解され、そういうことによって、次年度にも大変、参考になる、例えば継続の事業なんかでは、大変、参考になると思います。目標を掲げて、その成果を監査しなければ、いわゆる、どんな素晴らしい計画を立てても、実現不可能になってしまいますね。そういうようなことで、難しいとか、実現できるかどうか、町長、今一度、前向きにやっていただくと、前向きというか、方法は私が今言ったとおり、よく分からないですけど、職員さんに、まず、目に見える形の中で、なんか方法を考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

行政改革というのは、本当に難しいことなんですけど、ただ、行政に、これは、いつの時代

でも、このことはついてまわるわけなので、やっぱり、きちっと、その時代時代の流れの中で、そのことを対処していかなければならないかなと思いますけど、今、行革推進室で、要するに実施をどの程度の格好で、いつ、どういうふうなことを、改革を進めていくかというのは検討をさせていただいて、例の集中改革プランの改定の1へ載せさせていただいて、ご覧をいただいているわけですけど、その中で、できるだけ前倒しにするような格好で、改革は進めさせていただきたいなと思いますし、改革推進の委員会の皆さん方も大変ご熱心に、このことについてはご提言もいただいておりますし、それと地域審議会でも、一応、この改革の後押しをさせていただいておりますので、1つ、的を絞ってということは、なかなか難しい面もありますけど、いずれにいたしましても、的をできるだけ絞り込んで、やらせていただくようにはいたしたいと思いますけど。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

その掲示ということでの質問から、少し外れると思いますけど、議場での、今、この様子が本庁内でテレビ放映されているわけです。現在では2カ所に、企画のところと、それから総務課のところでしょうか、テレビが2台あって、リアルタイムで、この議場の様子なんかを放映しているわけですけど、そうしたところはいいいわけですけど、その設備のない、真ん中らへんの職員とか、あるいは講堂、総合会館の中で働いている職員さん方については、そういうものが見られるような状況にはなっていないわけですね。ですから、やはり、この議場でのやりとりがリアルタイムで見えることによって、町長の思い、あるいは担当課長の発言、あるいは議員のそういうような質問の意味合い、そんなことを職務しながら見れば、うちの課長はこんなことを言っているんだな、あるいは議員から、こういう発言があって、こういうことの意味を言っているんだなということが分かると思うんですよね。ですから、そういうようなことで、できたら、お客さまの待合室なんかでもあればいいし、また、ちょっと職務をしながら、顔を上げたところに、このリアルタイムの放映が流れれば、非常にいいかと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます、とりあえず、今は下のフロアでやっているわけですけど、でき得れば、これは全庁的に、こういうリアルタイムに、その放映ができれば、それにこしたことはないわけですけど、とりあえず、今、ご指摘のような総合会館等々、ここで可能な限りのところはやらせていただくような格好にいたしたいと思います。議員の皆さんが、そのことによって、思いを述べていただくということは大変、結構な話なので、できるだけ、そんな方向でやらせていただけるようにはいたしたいと思いますが。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

最後の4つ目ですけど、総務課から独立させた行政改革室の役割について、お尋ねします。

身延町行政改革大綱が平成17年12月に策定され、18年度より総務課から独立して、行革室をもっているわけですが、実施計画、いわゆる集中改革プラン等がまとめられ、この集中改革プランの中の5年間で、その目標値を達成するということになります。初年度にあたり、行革室を設置した町長の所見というか、意気込みというか、抱負というか、そんなことがありましたら、ひとつお願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

この行政改革については、合併をして議会の皆さん方から、いろいろ、このことについては、地方分権の流れも急激にスピードを上げて走ってきているわけでございますので、もう、そのままというわけにはまいらない事態になってきておりましたので、やはり、専門的だと申しませんが、それに集中して、やっぱり、とりかかって、具体的にどんどん進めていくような形で作業が進みませんと、なかなか、皆さん方のご期待に沿えるような状況ではないわけでございますので、3人ですけど、要するに、この推進室を設置していきまして、なんとか、これを早期にというような次元の感じでやらせていただくということですから、それまでに、その結果をきちっと出そうというのがあれです。それは総務課で、推進のリーダーとか、そういうような格好で、グループでやればいいやということもあるわけでございますけども、やっぱり室長以下、そのスタッフでもって、このことで、きちんと対応しているんだという姿勢と、それと具体的な作業が進んでいくのではないかなと。それとあと、行革推進委員会の皆さんが大変、熱心でございますので、その皆さん方のご提言とか、ご意見とか、そのご叱正等をきちっと受け止めて、それを即、表へ出せるような状況づくりをするのには、やはり、まとまった、推進室という格好でやったほうが効率はいいのかなと。これは1年経って、成果が挙がってくれることは、もう確かだと思うんですけど、期待はずれのようなことがあれば、これはまた、ご叱正を受けるような格好になるのかなと思いますけど、そういうようなことのないように、一応、頑張ってくださいということでもあります。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

では、実務について、ちょっと室長にお尋ねします。

4月より6カ月間、経過しているわけですが、現在までの取り組みがどうなっているか。また、要員が3人配置されているわけですが、その要員が適正であるかどうか、そのへん簡単で、時間がないので、簡単で結構です。

○議長（松木慶光君）

行政改革室長。

○行政改革室長（山宮富士男君）

4月から6カ月を経過いたしまして、現在までの取り組みということですが、半年が経ちまして、行政改革大綱に基づいて、130余の具体的な取り組み内容を集中改革プランとして策定いたしました。その第一次の改訂版を提案し、行政推進委員会で点検と評価を受けまして、その指摘事項等を各課と再三の協議、打ち合わせをさせてもらいまして、集中改革プラン改訂

版を作成いたしました。今月の初旬に、全職員、それから役場本庁、両支所、出張所、図書館等に配備いたしました。公表させていただきまして、今後は、この町では、この集中改革プランの改訂版に従いまして、行政改革を進めてまいります。

また、6月中旬には総務課との合同によりまして、職員の町内各地の視察研修を開催いたしました。旧町ごとの各集落の確認をしていただくための案内等の対応をいたしました。

それから、3人体制についてということでありまして、町長も言ったように、4月から3人のスタートとしたわけでありまして、まだ半年しか経っておらず、この段階で判断するというのは難しいわけですが、行政改革を強力に進めるには、今の体制は必要であると考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

あと5分ありませんので、最後の質問になろうかと思っておりますけど、行革の目的は住民に対して、よりよいサービスを効率的に提供できるようにすることだと、私は思います。俗に言う行革というと、すぐ、財政問題だけというふうに直感的に考えますが、行革というのは、ただ財政問題だけで解決するものではありません。

3月の所信表明の中で、町長は備中松山藩の藩政改革を行った山田方谷の言葉を引用されて、なかなか、法律を決めることは簡単だと。しかし、その決めた法律を、その法律どおりに施行し、実際、そこに住んでいる人たちに光を当てるというのは大変だということで、この山田方谷の言葉を引用されました。

総括的に、本町の行政改革が始まったわけですけど、総括的な意味で、町長にお聞きをしたいわけですけど、時間がありませんので、このへんで、私の質問は終わらせてもらいます。

あと1点。本町の生活排水事業の現状と今後の計画について、通告したわけですけど、議長のお許しがあれば、この質問については次回にしたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

次回にさせていただきたいと思っております。

○9番議員（日向英明君）

時間になりましたので、私の質問はすべて終わります。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

日向英明君の一般質問は終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告の2番は、芦澤健拓君です。
芦澤健拓君、登壇してください。
芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、質問いたします。

昨年8月に湯町ホテル公園の一画におきまして開始されました、新源泉のボーリング作業の結果、温度51度、ポンプアップによる湧出量が毎分449リットル、ペーハー9.3という無色透明、かすかに硫黄の臭いがあるという高温・高アルカリで、美肌効果が期待されるという新源泉が掘削され、4月26日に発表会が開催されたことは、記憶に新しいところであります。

下部温泉郷はご存じのとおり、大変、歴史のある温泉郷であります。日本経済の低迷と軌を一にするように、最近は残念ながら、いささか活気が失われた状況が続いておりました。しかし、今回の新源泉の掘削によりまして、下部温泉郷の復活を望むことは、各方面で大きくなっております。平成16年9月13日、まさに2年前の今日ですね、新身延町が誕生いたしました。依田町長の率いる新体制のもと、本年4月には新源泉の掘削、また本年度中には、これも長い間の念願でございました、下部温泉郷の下水道工事も着手される運びとなっております。

このように新身延町の新体制のもとで、下部温泉郷が以前のように元気を取り戻してほしいという、そういう願いはわれわれ町民が等しく感じているところでありますが、それなり何より、地元下部温泉郷の皆さんが最も強く、こういう思いをお持ちであろうことは想像にかたくありません。

新源泉の有効活用につきましては、下部奥の湯温泉条例、下部奥の湯温泉事業基金条例が本定例会に提出されておまして、大きく第一歩が踏み出されようとしております。これを機会に過去30年以上にわたって下部温泉郷が抱えてきた、いくつかの問題を解決するための諸施策を推進していただき、下部温泉郷の復活のために、ご尽力いただくことを町当局に期待するわけですが、そのためには、われわれ町議会議員はもとより、地元下部地区の住民が、まず、下部温泉郷の活力を取り戻すべく、自助・自立の努力をすることが求められると考えております。

私は、このたび旧町時代に町議会においてなされた議論をベースに、町当局の現状認識と今後の取り組みについてお聞きする中で、今後の進路を明らかにしていきたいと考えております。

はじめに迂回路建設問題について、お伺いいたします。

この問題は旧下部町において、歴代の町長、私が調べたところは、まだ、今のところ、過去4代にわたる約30年間の議会のやりとりについて、調べたわけですが、地元選出議員をはじめ、多くの議員と、ほとんど議会が開かれるたびにごとに質疑応答が繰り返されてきたと、そういう歴史がある問題でございます。

迂回路建設方法につきましては、当初、下部の入り口に橋を架けて、柳の下を通り、旧三笠の裏を通してトンネルを開けるという案と、山の切り割りをする、いわゆるオープンカットによる案という、2つ案があったようです。地元では、トンネル掘削で源泉が切断されてはいけないとかという不安の声もあり、トンネルではなく切り割り、オープンカットで進めてほしい旨の要望が再三提出されてまいりましたが、その都度、歴代の町長からは地元がまとまっていなと、地元の統一見解が得られれば、県に陳情するというふうな、消極的な答弁が繰り返さ

れてまいりました。

このトンネルによる方法、切り割りによる方法という、その工事計画ですが、これについて、どこからどんなふうにというふうなことが、もしお分かりになれば、お分かりになる範囲で結構ですので、建設課長、ひとつご答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

湯町の県道の迂回路ということで、昭和46年6月ごろから、市川土木の出先の事務所の所長さんのほうに陳情等がございまして、翌年の47年4月26日になるわけでございますが、市川土木の、いわゆる部長さん、今、峡南建設事務所の所長さんになるわけでございますが、現地のほうを視察してございます。

以来、現在に至る間、いろいろ、4億8千万円ですか、予算がついた経過もございまして。これは下部町議会の中で再三、ご答弁しているわけでございますが、県のほうでは数回、予算がついたと。ルートについても、今、議員さんがおっしゃるルートと、その前、湯平橋、いわゆるリバーサイドパークへ行く橋がなかったときには、今の県道をまっすぐ上がって、旧三笠の旅館の跡地へ突き当たるわけでございますが、そこをトンネルで善隣橋のほうへと、上流の下部川の上流の善隣橋のほうへとというのが、当初の案のようでした。

それ以来、議員さんおっしゃるルートを含める中で、いろいろ検討をしてきたわけでございますが、最後には泉源等の問題が出てまいりました。そんな中で、それをどのように解決していくかということが非常に難しく、現在に至っているということになるかと思っております。これも地元の皆さんの協力だけという一言では、片付けられない問題が当然あるわけでございますが、そのような状況の中で、今現在に至っているというふうな状況です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

この迂回路という問題は、現在の下部温泉郷の状況をご存じの方であれば、すぐにお分かりになると思いますけれども、非常に狭隘な道路の両側に温泉街があるという状況でございます。

したがって、なんかの災害が発生したときには、どういうふうにして、その災害から逃れるのかという、そういう問題も含めて、非常に大きな問題であると思っております。今後、その迂回路建設につきまして、あるいは迂回路でなくて、何か、ほかの方法を模索するのかどうか、そのへんに関しまして、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

今回の、芦澤議員の一般質問の通告をいただいて、このことはある程度、はっきりと、過去の議事録等を読ませていただいて、承知はさせていただいております。今年の区の、去年はな

かったんですけど、今年の下部区からの要望事項で、県道湯之奥、上之平線の湯町市内の迂回路の整備ということで、長年の悲願であります。下部温泉郷の発展には欠かせない課題です。早期の整備をお願いしたいという、区長さんからの要望事項がございますので、それなりの承知はしておりますが、ただ、今、ここでどうするこうするというようなことは、なかなか難しい面もありますし、正直なところ申し上げて、下部温泉街の活性化というのは、先ほどおっしゃってありましたけども、やはり、当時は駐車場がまず第1位、この迂回路が第2位で、泉源が第3位というような形で、この議事録を読ませていただきますと、そういう感じなんです。だけど、ご存じのように16年の9月、合併と同時に、例の下部温泉の問題が起こったわけでございます。これは、これを先に片付けなければ、迂回路にしても駐車場にしても、どうにもならないだろうということが1つあるわけなので、今、このことで、私どもが一生懸命、やらせていただいておりますので、この温泉の問題がきちっと整理ができました時点で、もう1回、このことについては考えさせていただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございます。

私も、この迂回路を今すぐ、どうこうせよとかという問題、甚だ、気持ちではございませんので、今後、その新源泉を活用して、地元が活気づいてきたときに、ちょうど、たまたま、その10年後に予定されております中部横断自動車道の開通という問題もあります。これが、開通されたときには、今の迂回路の問題も含めて、あるいは駐車場の問題も含めて、非常に大きな問題というか、今後、10年間でなんとか、その問題を解決しておかないと、中部横断自動車道の開通に間に合わないという、そういう思いがございますので、今回はあらかじめということで、そういう質問をさせていただきました。

駐車場の問題でございます。現在、温泉郷の上のほうにあります慈照院というお寺の庭を利用した、いわゆる、昔から上の駐車場というふうに使われている駐車場、それから温泉会館横の駐車場、それから金山博物館のある河川公園、リバーサイドパークの駐車場と、大きい駐車場とすれば、この3カ所が利用されているわけですが、これらの収容能力、それから現状、不足している状況はないのかどうか。この点について、できれば数字でお示しいただければと思っておりますけども。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

お答えいたします。

現状では、祭りだとか催しが無い以外は、十分、駐車場として間に合っております。数字で示せという場所ですけども、リバーサイド、それから管理者につきましては、リバーサイドが金山博物館で管理をしております。それから、台数としましては大型が5台、それから中型が6台、普通が39台、軽が5台、これら、みんな枠で囲っておりますので、それ以上、問われる可能性もあります。一応、55台が目安となっておりますけども、実際は祭り等で、詰めると、大体70台ぐらい入れます。

それから下部会館横ですけども、そこは下部観光協会にお願いして、管理をしております

けども、普通車が18台です。そこも、一応、枠の間が18台です。

それから慈照院につきましては、所有が慈照院のもので、有料になっておりまして、各駐車場のないホテルで、それぞれ自分で確保してありますけども、そこが一応、18台停まれるようになっております。合計で91台、実際の枠で囲まれているところは、91台分です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

先ほどもちょっとふれましたけれども、10年後に予定されております中部横断自動車の開通ということがあります。つい最近、中心杭打ち式が行われて、10年後の開通ということですが、昨日の建設課長のご説明によりますと、もうちょっと早まる可能性もあるというふうなことで、こういう、非常にありがたいといえますか、中部横断自動車道の開通が見込まれているということで、それがもし開通すれば、観光身延ということで、改めて、全国的に下部温泉郷も売り出せることになるというふうにご考えておりますので、そのためには大型バスの乗り入れも可能になるような下部温泉郷の受け入れ態勢というものを、今から準備しておくことが必要であろうかと思えます。

もちろん、迂回路建設も駐車場の整備も一朝一夕で解決できるような問題でないことは、明らかでありまして、先ほどの建設課長のお話にもありましたように、金も時間もかかる大きな問題であると思えます。そういう中で、今後の駐車場の整備の問題、これはどうしても避けられない問題であると思えますので、この点につきましても、先ほど、町長からのご答弁の中にもありましたけれども、一番、今、目の前にある問題を解決して、その後になると思えますが、一応、現在のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

今回の補正予算でございますが、以後、例の保育園跡地の建物を一応、取り壊しをして、そのあとを駐車場にというような形で、予算を盛らせていただきましたので、とりあえず、あそこを駐車場に利用していただけるような格好にいたしたいなと思えます。

何せ、狭隘な場所でございますので、なかなか難しい面があるわけでございますから、スペースをどこへ探すかというのは、これは地元の皆さんにもお考えをいただかなければなりませんし、それと同時に、大型バスをあそこまで入れることが、果たして下部の活性化になるのか、ならないのかということも、これは考えていただかなければ、大型バスが入れば、これは下部が活性化をするということだけで、大きな予算を投入したり、大変、難しい政治的なことをクリアしなければならぬというようなことは考えなければならぬなど、そんなふうにご思うところであるので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

確かに、元下部保育所というものの跡地を駐車場に利用するという計画があるということは、先日、議案の説明の中でお聞きいたしました。当然、これも活用していただきたいというふうに考えております。

それから、大型バスによる発展うんぬんということでございますけども、今後、やはり、そういうことも考えておかなければいけないというふうに、私は考えております。

ご存じかも知れませんが、長野県の上高地というところはパーク・アンド・バスライドということで、途中の駐車場までは乗用車に入れるんですが、その先は、今度はバスに乗り換えて、バスだけが奥へ行くというふうな形をとって、交通の安全と、それから自然の保護に努めておりますけども、この逆を下部の場合はしたらどうかというのを、ちょっと考えております。つまり、リバーサイドパークのような広い場所を確保して、そこにバスを停めて、そこから逆に乗用車で旅館までお送りするというふうな、パーク・アンド・バスライドの逆バージョンをやったらどうかというふうなことも考えていただければと思います。

そういうことを、あくまでも中部横断自動車道の開通を見越してといいますが、それまでももちろん、新源泉を利用しての下部温泉郷の活性化がなければいけないんですけども、そんなところまで踏み込んで考えていただきたいというふうに考えております。

続きまして、湯之奥金山博物館の経営状況と建設費の起債償還および起債残高について、お伺いしたいと思います。

現在、湯之奥金山博物館は谷口一夫館長の、非常にアイデア溢れる構想に基づきまして、富士川流域王国ですとか、有名高校の参加による砂金取り競争、高名な学者を招いての各種講座の開設、世界最大の金貨公開など、いろんなイベント、それから講座などの文化的な催しを行っておりまして、文化交流施設としても、観光拠点としても、非常に充実した施設になりつつあるわけですけども、当初は町内にいくつかございます。いわゆる箱物行政の結果の1つとして、非常にお荷物扱いにされていた経過がございます。

実際、平成9年4月のオープンから、数年は入館者も伸び悩んでおりまして、毎年、一般財源からの補てんがなされていたと、そういうことが議会でも問題になっておりました。この点につきまして、平成17年度末現在におきまして、入館者の数、収支の状況、起債償還状況および起債残高について、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

お答えいたしますけど、ちょっと確認させてください。

17年3月時点となると、16年度末になりますが、ご質問のように、17年度末でよろしいですか、いや、16年度末でよろしいでしょうか・・・はい。

それでは、お答えします。

17年3月末時点の収支状況、あるいは起債の残高ということでお答えをしたいと思います。

16年度末、いわゆる17年3月時点の収支は、3,058万3,207円の赤字となっております。決算のほうは済んでおりますので、収入合計は2,250万3千円。1千円単位で言いますと。それから支出合計が5,308万7千円ということでございました。それで起債でございますけど、16年度末の起債残高は1億301万9千円でございます。

それがお答えでございますが、なお、参考までにとということで、先ほど議員さんからおっしゃられました、決算が17年度終わりましたので、その状況を申し上げます。

17年度末につきましては、3,533万2,860円の赤字ということでございます。なお、収入合計については2,144万1千円。それから支出合計は5,677万3千円でございます。起債残高につきましては、3,565万8千円でありました。この起債でございますが、この18年度で一応、償還が終わる状況になります。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

この赤字額の3,533万2,860円というのは、これは累計の赤字ということでよろしいですか。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

累計と申しますか、決算ができますね、年度ごとに。その時点の赤字と。その年度で収入があって、支出があって、結果として、その年度に、これだけ赤字が出ましたと、こういうことでございます。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、それは常に、一般財源から補てんしているという、そういうことですか。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

そのとおりです。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

非常に厳しい状況であるということが分かりますけれども、これは下部温泉郷と湯之奥金山博物館の連携ということが、ちょっと今のところ、ないように聞いておりました、このへんをちょっと、下部温泉郷としても湯之奥金山博物館を利用して、集客を図るとか、あるいは湯之奥金山博物館に訪れたお客さんを、その下部温泉郷でなんとか、引き寄せるといいますか、そういうふうな努力が必要ではないかということで、湯之奥金山博物館の経営状況等について伺いましたわけですが、この点も今後の問題として、1つ、頭の中に入れておいていただきたいと思います。

それから、次に移ります。

現在、下部温泉郷には旅館組合が2つ、分立しているという話を聞いておりますけれども、この点について、質問させていただきます。

今回、一般質問を行うにあたりまして、あえて、私、地元の方たちからの意見聴取を一切行いませんでした。現状について、地元のご意見を伺うということは必要なことだったのかも分かりませんが、一切の予見を廃しまして、自分が今、持っている情報と、それから過去の議会

におけるやりとりだけをベースに質問を構成して、現状を客観的に把握したほうがよろしいのではないかというふうに考えたからでございます。

そうということで、地元の意見について、特にお伺いしておりませんので、この旅館組合が2つ分立しているという状況、これについて、現在、新たな新源泉の活用について、今回、この条例が決定されましたあとに、その具体的な説明会等を行うという話を聞いておりますけども、そのへんの具体的な日程等も含めまして、この2つの分立している状況というのが、この問題の解決に支障がないのかどうか。あるいは、もし支障があるとすれば、それはどのように解決していこうというふうに考えているか。あるいは、そんなところまでは、私たちの考えるところではないよというのか、そのへんについて、町当局のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思っておりますけど、大変、難しい問題でございますので、これは明白な答弁は、私、控えさせていただきたいと思うわけでございますけど、これは、要するに温泉街の問題であるわけございまして、政治的な関与をするというのはうまくないと思うので、でき得れば、それは、正直なところを申し上げて、一体化させていただくことが、これは商工会関係でも、観光協会でもそうだと思うんですけど、できるだけ、町内のそういう組織については、一体化をしていただいて、効率よくやっていただくことが、まず、ベストだと思っておりますが、この問題だけは、先ほどの迂回路の問題、いろいろございまして、大変、難しい問題でございます。ただ、今からの新源泉についての作業について、それはそれなりに、私どもは対応させていただくしかないわけなので、今、一括してどうだというようなことは考えておりません。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございます。

それでは、非常に苦しいといいますが、私自身も、この問題は重要な問題ではありますけれども、なかなか一朝一夕には片付かない問題であろうというふうに考えておりましたので、ただいまの町長のご答弁も、ある程度、納得できるところがありますけれども、続きまして、新源泉の受給装置設置費用につきまして、お伺いしたいと思います。

議案第96号 下部奥の湯温泉条例の第16条第1項で、町長は分湯槽に取り付けた分湯口までを整備し、維持管理しなければならないというふうに定めて、第2項で温泉受給者は温泉受給装置を整備し、維持管理しなければならないというふうに定めが起債されております。

これはまだ、採決されているわけではございませんので、決まったわけではありませんが、つまり、分湯槽までは町が整備工事を行って、その先の受給設備工事は旅館、ホテルの責任で、すべてやるという、そういう規定でありまして、当然といえば、当然でございますけれども、先ほども申し上げましたように、下部温泉郷自体が非常に元気のない状況であるということをご存じのとおりだと思います。

従来、町有源泉の分湯量というのは年額6万円でした。新源泉につきましては、加入者負担金として、税込みで63万円。分湯量として、税込みで毎月1万8,900円。年額で22万6,800円という金額を支払うということになっております。

確かに高温源泉ということで、従来のように、低温の温泉をボイラーで温めたりというふうなことではありませんので、燃料費の節約は当然、できることになると思うんですけども、受給設備工事を実施するということになりますと、イニシャルコストの負担というのは、非常に大きなものがあるというふうに考えます。

せっかく、よい源泉が掘削され、下部温泉郷の再生復活が可能になるというところまできているわけございまして、この新源泉を利用できる事業者が、できるだけ多く出てほしいということは、当然、町当局のほうでも希望されていることではないかと思えます。これが少ない場合には、宝の持ち腐れというふうなことになってしまいますので、そのへんが非常に問題だと思っております。

ここは一発、頑張ってやっつけようというふうな事業者もいらっしゃるでしょうが、今までの負担がきつくて、ちょっと頑張れないというふうな事業者もあるかもしれません。そのへんで、少し補助してもらえれば、なんとかなるとか、あるいはせめて、借入金の利子補給を考慮してもらえればというふうな事業者もあるかもしれません。もし、こういう希望があった場合に、町はこういう事業者に対して、なんらかの公的支援を行う考えがございませうか。その場合の方法、財源などはどんなものになるのか。分かる範囲で結構ですから、お答えいただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしますけど、町は今、公的資金でというようなことは考えておりません。ただし、これはまだ、県の県議会が開会されておりませんが、要するに話として、私どもが聞いている範囲でございますので、ここはご理解をいただいておりますので、県観光部の予算で9月県議会に計上される、これは仮称なんですけど、観光関連資金制度というのがあるわけでございますけど、組合単位で借りられるということで、合理化・近代化環境整備に必要な資金ということで、設備で5千万円、一応、10年以内に返済ということでございますが、これは事業費の80%でございますけども、担保、保証人ということで、金融機関、または信用保証協会の定めるところによると。取り扱いの金融機関は商工中金、山梨中央銀行等々でありますけど、とりあえず、この、要するに制度が9月議会で議決をされれば、これをご利用していただくことが、一番よろしいんじゃないかなと、そんなふうに、私どもとすれば思うところでもありますし、観光部のほうへも私どもから、このことについては、鋭意、お願いをいたしました経緯もあるわけでございます。そんなことでございます。このことは、ここだけのということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございます。

そういうこともお考えいただいているということが分かっただけで、ずいぶん、事業者の支えにもなると思えます。ぜひ、説明会等で、もし、できることであれば、そのへんも説明していただければと思えます。

それから、次に移ります。

現在、利用している温泉の今後の利用法について伺いたいと思います。

下部温泉は戦国時代の武将が傷を癒したということで、骨折や外傷に効用があるというだけでなく、胃潰瘍などの内臓の傷も鉱泉水を飲んで治ったという人も多く、温泉まつりでは松葉杖供養祭があるほどで、今、いろんなケガや傷を治す温泉ということで、全国に知られてきた歴史があるわけです。

このたび、美肌効果があるという高温・高アルカリの新源泉が掘削されたわけですが、この由緒ある温泉の歴史をすべて捨て去るというわけにはいかないと思います。むしろ、この2つの温泉の効能を売り出すことによって、大きな集客効果が期待できるのではないかという希望もございませう。したがって、古い温泉の給湯装置を新源泉の受給設備として、使用するのではなく、2つの温泉を活用できる道を開いていくべきではないかと思ひます。

幸い、下部温泉郷に定着して、未来を切り開いていこうという若い人たちも増えているやに聞いております。この若者たちに夢を与え、若者たちの想像的な力を引き出していくことも、われわれの重要な責務であると思ひます。そのためにも受給設備工事の補助について、なんらかの道を開いていただくことが必要であると思ひますし、今後、全国レベルでの広告宣伝についても、力を注いでいくべきであると思ひますが、この点について、町当局のお考えをお伺ひしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

芦澤議員がただいま、おっしゃったこと、まさにそのとおりだと思ひますけど、これは400年以上も続いた、この下部温泉、武田信玄のかくし湯ということで、これは全国的に名湯100選にも入っているわけですが、これはこれで、ご利用をしていただくということ、それと今回の、高温源泉については、また、それなりの効用もあるわけですが、これをどんなふうにして、お使いになるかというのは、それぞれの旅館の皆さん、また旅館組合や温泉組合の皆さん方が知恵を出して、このお考えをいただいて、こういふことでどうだろうと、個々の温泉旅館の皆さん方にはそれなりの、要するに夢みたいなものがおありになるかと思ひますから、これはその今の時点で、行政がどうだこうだというような、筋合いのものではないだろうと思ひますので、ぜひ、このことについては、地元の温泉街の皆さん方が頑張っていたいただければなと思ひます。

それと補助の問題ですけど、先ほどの県の、観光関連の資金はそれなりに活用していただければなと思ひますけど、若い人たちが頑張っていたいただいて、いろいろとソフト面で、ご協議をいただいたりして、大変、私どもも、それは承知しておるわけですが、この活力ある住みよい地域づくりに資する諸活動を推進するグループの育成と事業を支援するためということで、身延町まちづくり推進事業補助交付要綱が制定をしてありますが、これを活用していただくということも1つの方法でございませうし、それと同時に、あとは商工会、観光協会等の、要するにいろいろな面での運用資金みたいなものもあろうかと思ひますが、そういうものも含めながら頑張っていたいただくということが、よろしいんではないかなと思ひます。

この事業の補助率でございませうが、2分の1の限度額10万円ということで、金額とすれば、大した金額ではございませうけど、これはやはり、要するに1つのマニュアルみたいなもので

ございますので、やはりケース・バイ・ケースで下部の皆さんが、やはり盛り上がり、これをやろうということであれば、それはそれなりに町も考えさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

確かに、町長がおっしゃるとおりで、地元が本当に一生懸命やらないと、この問題はどうにもならないということは、私自身も考えているところでございまして、今後、地元選出議員の石部議員をはじめといたしまして、私たちも非常に、その点については努力を惜しまないということを考えております。

それから、下部地区からの選出議員だけでなく、この20名の議会の皆さんがそれぞれにご尽力いただきたい、それからご協力いただきたいというふうに思っているところでございますけど、昨日もロビーで、52号にもっと大きい看板を立てて、その下部温泉郷を宣伝したらどうかというふうな話もいただきました。これは地元の若い人たち、あるいは旅館組合、観光協会に話をしながら進めていければというふうに考えます。

最後に下部温泉郷というのは、身延山と並んで観光身延の大きな目玉になり得る素材であります。この素材を生かすためには、多くの英知の結集が必要であると思います。幸い、新源泉掘削によりまして、温泉郷復活の契機が訪れたわけですから、この機会を逃すことなく、一丸となって、努力を傾注していかなければならないと考えております。

下部温泉郷の復活が、必ず身延町の発展に貢献できるというふうに確信しておりますので、もちろん、私ども地元といいますが、下部地区からの選出議員として努力を惜しまないということでも頑張ってもらいますけれども、最後に町当局におきまして、温泉郷復活にますますご尽力いただけるのかどうか、この点について確認をさせていただいて、質問を終了したいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

結論でございますから、端的に申し上げますけど、とりあえず、今回の、要するに泉源を掘削させていただいたこと自体、町の姿勢を、そこでご解釈をいただきたい、もう、これに尽きるわけでございますので、そのことが、まず下部温泉の活性化の原点だというように考えておりますので、今後とも頑張らせていただきますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

私の質問の中で、ちょっと割愛した部分がございますけども、これは取り下げということで、よろしいでしょうか・・・。

以上で、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

次は、通告3番は望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月君。

○4番議員（望月明君）

通告に従いまして、質問をいたします。

鳥獣害、主に獣害の対策についてであります。

これまで、この類の質問は当議会でも再三、行われてきたところであります。また、町といたしましても、この対策といたしましては電気柵、あるいは防護柵の設置に対する補助、捕獲檻の貸与、あるいは猟友会等への奨励金など、いろいろな形で対策をさせていただいております。また、最近、「獣害から畑を守る」といったような小冊子を作って、各戸へ配布していただくなど、対応をさせていただいております。しかしながら、依然として、この被害は減少しているというところが見えてこないわけでありまして、

それにつきまして、まず、最近の被害状況につきまして、その被害額の調査資料等がありましたら、示していただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

毎年、町は県の農務部のほうへ被害状況等を報告しております。それで県のほうは峡南地区とか各地区をまとめ、また県下の被害状況を一覧表として出しているわけですが、身延町といたしまして、出した数字がここにありますので、申し上げます。

平成16年ですけれども、被害面積が189.9ヘクタール、被害量といたしまして42.1トン。これは稲、それからイモ類、豆類、野菜類と、大括りにしたものでございます。面積もそうでございますけれども、さらに被害額でございますけれども、1,805万円になっております。

それから平成17年ですけれども、ここでちょっと、数字的といいますが、県議会のほうでも、この数字的なことが問題になったようでありまして、その算出方法等が、作物別に10アール当たりの被害額が設定されるようになりまして、その逆算で被害額から、その面積等が算定するようになりました。その結果、平成17年ですけれども、被害面積のほうは26.3ヘクタール、被害量が41.7トン、被害額が1,160万円。これが一応、報告されております。

それから平成18年ですけれども、今のところ、推計ですけれども、被害面積17ヘクタール、それから被害額1千万円ぐらいではないかということでございますけれども、この数字につきましては農協とか、それから共済組合を通じまして、被害状況等の数字でありますので、個人消費でもって、家庭菜園的に作っている方とかの届け出等があれば別ですけれども、普段はしょうがないかなぐらいで諦めているものもおりますので、実際には、うちの町としまして、県に報告するときは、ある程度、水増しといいますが、増やして報告しているわけですが、この数字以上にあるのではないかと、そんなふうに思われます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ただいま被害状況、16年、17年、18年度ということで報告していただきました。

16年度に比べますと、やや被害額につきまして、多少減っているというような数字ではありませんけれども、しかし、実際の住民の声等を聞く中で、なかなか減少というまでにはいっていないというのが、一般の印象であります。先ほどの数値もある程度、想定した数値というようなことも加味されているようであります。

次に、この被害というようなことで関連して、ちょっとお聞きしたいことは、最近、被害の中でイノシシ、サルが特に多いわけですが、町内でシカの被害、あるいはシカが伴ってくる山蛭等の被害と申しますか、こういったものを耳にするわけですが、これにつきまして、どのような状況か、分かる範囲でお知らせいただきたいと。また、これに対する対応はどのようにされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

この問題も、昨年、ここにおられます穂坂議員さんほかから、いろいろ質問があったわけでございますけども、山蛭の被害でございますけど、シカが運んでくるのではないかとというのが定説になっておるわけでございますけども、これは身延の南部と申しますか、そのほうから徐々に北上と申しますか、しているようでありまして、前にもお答えしましたけども、20年ぐらい前までは、人里にはおらなかったように記憶しております。それが、シカを見るようになってから、この里山と申しますか、下のほうに降りてきたというようなことでございます。それがさらに広がりますと、まだ、中富のほうではあまり聞いたことがないですけども、下部のほうでは、前からいるようなことも、ちょっと聞いております。

被害と申しますか、里に出てきますと、犬等にもたかりますし、もちろん人間も、そういうところへ踏み込みますと、手足を刺されると申しますか、血を吸われるわけでございますけども、一番困るのが子どもたちとか、ご婦人たちが、ちょっと藪というか、そういうところに入ったときに蛭に刺されますと、血が止まらないというようなこともございまして、男性の方でも蛭が嫌いでもって、山には入らないよというようなことがございます。

そんなわけで、対策と申しましても、蛭は湿気を好むというようなことでもって、前にもお答えをしたわけですが、里山の藪等をきれいにさせていただく、要は山林なんかは間伐していただいたり、下草を取っていただいて、なるべく乾燥させたらというのが、その対策の一部です。

一番、効き目があるのは、塩等をかけると溶けるようなことになるわけですが、それだからといって、塩を全面にまくというようなこともできませんので、一応、そんなところが対策かなと思われま。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

大きな被害というものには至っていないようではございますけれども、新たな、そうした災害といいますが、被害に対する対策をもひとつ、今後、対応をしていっていただきたいと、このように思っております。

次は というようなことで、先に述べたわけですが、町におかれましては、獣害対策というものについて、非常に力を入れてもらっているというわけでありまして、それらの中で、第一に電気柵とか、防護柵などの補助件数というんですか、どのような、それから金額、どのくらいかけて対応されているか、数字的な面で示していただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

平成17年の実績でございますけれども、まず、電気柵と、それから防護柵ですね、それに分けてはございますけれども、まず、電気柵のほうでございますけれども、件数で111件、延長にしまして、1万8,888メートル。面積で21.7ヘクタール。この面積につきましては、田畑を囲ったものについては面積的なことができるんですけども、集落の山家のほうに直線でやった場合には、ちょっと面積の把握をしておりませんので、囲った面積ということで、ご理解をいただきたいと思っております。それから事業費、工事費ですね。これは資材費、それから設置費を合わせた申請額でございますけれども、2,078万3千円です。それで一応、町のほうとしましては、その中の資材費の80%を補助ということで、補助金につきましては1,368万2千円になっております。

それから、防護柵等でございます。これはトタンとか、最近ワイヤーメッシュ等を用いる方もございますけれども、その件数が58件。延長で6,471メートル。面積につきましては、先ほどと同じような考えでございますけれども、3.1ヘクタール。工事費といたしまして、530万7千円。補助金として、374万3千円でございます。合わせますと、件数が169件。延長で2万5,359メートル。面積で24.8ヘクタール。工事費で2,609万円。補助金が1,742万5千円。これが17年でございます。

それから18年、今年度につきましてはですけども、8月の申請分まででございますけれども、電気柵について、件数が20件。延長で6,056メートル。面積で1.5ヘクタール。工事費で343万1千円。補助金のほうが241万円です。

それから、防護柵等でございますけれども、件数10件。延長で886メートル。面積で0.4ヘクタール。工事費166万3千円。補助金で100万1千円でございます。

合計しますと、件数30件。延長で6,942メートル。面積で1.9ヘクタール。工事費で509万4千円。補助金で341万1千円となっております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

どうもありがとうございました。

相当の金額を町でも補助しながら、効果を挙げようというところではありますが、件数等、相

当の件数にはのぼっておりますが、なかなか、そうした施設をやろうという考えがあっても、年寄りで、そう長いことはできないというようなことで、実際問題として、申請できないというような方々もあるわけでありまして、いずれにしても、こうした対応をさらに続けていただきたいと思います、このように思っております。

次は2番目といたしまして、こうした獣害に対する駆除に対しまして奨励金ということで出しておられるわけですが、その件数、ならびにどのくらい金額がかかっているか、その点について、数字を挙げていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それではまた、お答えします。

猟友会への駆除奨励金ということでございます。

まず、平成17年の実績でございますけれども、金額の関係ですけれども、17年の11月までは、これはサル、シカ、イノシシについてですけれども、1頭につき1万円だったわけでございますけれども、12月から2万円ということで、議会の皆さんにもお願いをしたところでございます。

その結果、実績でございますけれども、平成17年で、サルが34匹です。金額で48万円。それからイノシシが77頭、87万円。シカが23頭、これは23万円でございます。合計で158万円の駆除奨励金を支払いました。

本年度、18年でございますけれども、8月末現在でございますけれども、サルのほうが26匹、52万円です。イノシシが54頭、108万円。シカが25頭、50万円。合計で210万円を、今までに支払っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ありがとうございました。

続きまして、1頭1万円から2万円というようなことで、町長さんの英断によりまして、上げていただいたというようなことで、金額も18年度は増しているというようなことが、数字的にうかがうことができます。

次に3番目ですが、このような数字的に捕獲していただいているわけですが、その捕獲の関係であります、3番目としまして、もう1点、捕獲檻を貸与していただいております。この利用状況、そして効果はどういうようになっておりますか。また、これも数字を中心にお話をしていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは捕獲檻等の利用状況と効果ということで、お答えします。

今現在、町では移動式の檻を21基、内訳はサル用7基、それからイノシシ用14基ということでございますけれども、サル用7基があるわけですが、サルのほうの捕獲の実績がござ

いませんで、逆にサル用を用いて、それにイノシシが入っているというような状況でございます。

それから現在、7月下旬の天候不順の時期から、急激に鳥獣害の被害が増えてきました。そんな結果、今日現在も、各区から設置の要望が出ております。今のところ、順番待ちというような状態になっております。

それで、現在7月、昨日も実は1頭かかったわけですけども、年度別の捕獲ということで、平成17年には、これはイノシシのみなんですけども、20頭。それから今年度につきましては、昨日現在で44頭が檻に入っております。そのうち、数字がですけども、15頭ほど、ウリ坊といいますか、小さい子どもが1匹で入る場合もありますし、2匹、3匹といっぺんに入ったこともあります。

設置個所によって、数日、それから1週間、1カ月経っても入らないというようなこともありますし、また、かけた、その晩にかかったというようなこともございまして、今年は特に多いのかなと思うんですけども、数字的に増えているということで、檻の効果はあるんじゃないかと、そんなふうに思っております。

これは、猟友会による駆除隊を編成していただいて、駆除のほうもやっけていただいているわけですけど、駆除隊の活動としましては土日、それから祭日とか、昼間のそういう時間に限られるわけでありまして、檻のほうは四六時中、そこに、その餌等を補充しておけばというようなことでありまして、ただ、設置するには地元の協力も、もちろん得ているわけでございますけども、担当する職員も設置といいますか、かけてあるものを、1回、里に降ろして、車でまた別のところへ搬送してというような手間がかかります。また、檻も結構重いものですから、最低4人はいないと檻が持てないというようなことで、職員もそれ相当に3人、4人、それに出かけるようなことになりまして、そのかかったり、移動はいいんですけども、本来の業務に支障をきたしているというようなことが、問題であります。

さらに、網をみんなかけてあるわけですけども、その網へ首を突っ込んだりということで、これはシカが多いわけですけども、生きていれば、鳥獣保護員さんとか猟友会の方に始末してもらわわけですけども、どうしても首を挟んで死んでいるケースが多いわけですけども、そういう場合は、うちの産業課の職員が出向いて処理をして、埋葬までするというようなことをやっております。

それが、今年の場合は4月からなんですけども、シカが7頭、それからイノシシが2頭、このイノシシというのは電車にはねられたケースもございまして、車にはねられたというようなものも、一応、うちの担当の仕事になっております。そういう点で、かなりの労力を必要としております。

また、今、言いました鉄道の関係なんですけども、鉄道の敷地であれば、JRさんへ連絡すれば、そちらのほうで片付けていただいております。ただ、県道とか国道、町道と田畑については、すべて、うちのほうで対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ありがとうございました。

捕獲檻の場合、順番待ちというようなところもあるようですので、予算があれば、なお利用状況も多いようですので、新たな檻の購入も検討していただきたいと思います。

次、3番目といたしまして、質問いたしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、この動物捕獲というようなことにつきましては、あるいは駆除というような点につきましては、動物保護の見地、あるいは野生動物との共生といったような理想を掲げる人々がおるわけですが、それで、これをわれわれの駆除、あるいは捕獲といったようなことに対して、否定的な立場をとる方も多いわけであるわけですが、しかし、私ども山間地の、こうした鳥獣害に遭っているもの、それに苦しむ住民にとってみますと、むしろ逆に、私どもの人間の生存権といったようなものの立場から、積極的に、こうしたサル、イノシシ、シカといったものの捕獲、あるいは駆除が肝要と考えるわけであります。この点につきまして、まず、当局の考えを聞きたいと思います。

また、それに関連しまして、積極的な捕獲という面での具体的な対策はないだろうか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

この問題は、今、出ました法律的なこともあるわけなんです、鳥獣害の保護に関する法律というようなことがございますけども、最近、県も国を通じて、鳥獣害について、新聞にもちょっと載ったことがございますが、その駆除頭数の増といいますか、そういうものも打ち出されておまして、県のほうも今、イノシシ部会、それからシカ部会、サル部会というようなものをつくりまして、その対策といいますか、対策を講じるとともに、その駆除の方法、それから個体数の調査をどのようにしたらいいのかというようなことを、そういう部会でもって、検討しているところでございます。

それで、今、申しされたとおり、これだけ被害が多いと、どうしても積極的な駆除をということで、先ほど言いました奨励金のほうも1万円から2万円にしたということで、これは去年の12月議会で町長のほうから、個体を減らすのが一番ではないかというようなことから、議会の皆さんにもお願いしまして、1万円を2万円にしたということでございます。

この動物といいますか、シカとかイノシシが増えた要因ですけども、これはこの前の議会でもお答えをしましたが、やはり里山の荒廃というものが大きいではないかと思われま。要は、里山の藪といいますか、そういうところをねぐらにしたもの、それから、そういうところでもって、生息といいますか、生まれたものが里に慣れてしまい、そこに居ついて、結局、人間慣れといいますか、そういうものが人家の近くまで来て、庭先まで来て荒らしているというようなことを聞いております。

よって、人手不足とか、それから高齢者が増えている中で、そういう里山の管理とか、農地の放棄とか、そういうところを整備するというような、ちょっと努力も不足しているわけですが、そういうものを解決できれば、要は見通しがよくなれば、鳥獣害も住みにくくなるというようなことが言えるではないかと思ます。

このあとの、松浦議員さんの質問の中で、いろいろ、それに対する事業等の質問もございしますので、このへんにしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

私の場合は、その積極的な駆除というのが必要なのではないかと。そして、もっと積極的な駆除をするにはということで、先ほど、1頭につきの値段が1万円から2万円に上げていただいたというようなこと、これも必要、大きな成果ではあるわけですが、これにつきまして、あとでまた、質問したいと思いますので、その2番目の具体的な対策というようなことについては、次のほうのことで、また、聞きたいと思いますけども、今、したような大掛かりな、そしてまた、徹底した駆除作戦ができないかということでありまして、今、先ほどのような動物愛護とか、そういうようなことがあるわけですが、人間の生存権というようなことを主張する中で、捕獲制限というようなものがありますけども、これを町として、独自の考え方が実行できないかということなんですけども、この点につきまして、要するに県のほうの条例とか、そういうものがあるかもしれませんが、町独自ですね、その被害の状況等を考えながら、より積極的な駆除作戦といったようなものができるかどうかということにつきまして、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

ちょっと想定外でございますけども、積極的といいますか、町独自ということでございますけども、やはり駆除隊をお願いするのが一番でございますけども、ただ、面積的に広くて、いっぺんにやるというのは、いっぺんにできれば、いっぺんに皆さんに、山に入ってもらえればいいわけなんですけども、各駆除隊の都合もございまして、先ほど申しましたように、みんな職業を持っています。そんな関係でもって、日曜、祭日等のときしか出勤できないような状況もありますし、また、猟友会の駆除隊の方がだんだん高齢化が進みまして、なかなか、みんなそろってというようなことが無理なようでございまして、その駆除隊の中でも、また数グループに分かれておりまして、その方々でやってもらっているようなことが実情でございます。町独自でもって、積極的といえる、その駆除隊の皆さんに頑張ってもらいたいということでございます。

さらに年々若い人たちが減っているといいますか、若い人たちに狩猟の免許等を取っていただければと思うわけですが、またこれは、町長のほうからの答弁になろうかと思っておりますけども、そういうものに対して、その狩猟の免許を取ることに對して、補助金等のあれが必要なのかなと、担当課としては、そう思っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

そのような対応をしていただくわけですが、私としては町独自の駆除の方策を、頭数制限とかそういうような県、あるいは国等のいろんな政策の中で、町独自の駆除作戦というものを展開できないかというようなことでもあります。

先ほど、猟友会など免許を持つ者をもっと増やして、そして、そういう対策を練るといふこ

とも1つの、確かに対応だと思えますから、そうした資格を取るための補助というようなものもやっていただくことが大事かなというように思っております。

次、防護柵とか、あるいは電気柵というようなことで、先ほどお答えいただいておりますが、畑を何カ所か、ぐるっと囲んで、そして、そういう形での防護、あるいは電気柵に対しまして、より広範囲の山付きのあたりを、その集落から全体を囲ってしまおうと、こういうようなことを行っているところもあるようですけども、そういうような広範囲の防護柵、あるいは電気柵が必要かと思うんですが、ただし、そういう広範囲な対策は費用の面、設置の補助の面、また地元負担の面というようなことが、ネックになってくるわけでありまして。この点に関しまして、補助額に関しまして、また、その限度等、より設置できるような方向で対応をしたいと、地元の住民は思っているわけですが、これについて、説明をしていただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

私どもも申請者、個人的に来る方々には近所と共同して、電気柵とか防護柵等、設置できませんかというようなことでもって、申請した人には、そのほうが効率的であるというようなことを説明しながら、進めているわけでございます。けども、最近の近所付き合いの関係なんかもございます、なかなかまとまってやってくれるところが少ないようで、個人的にやっているのが主なようでございます。

ただ、昨年ですけども、これはモデル事業ということだったんですけども、身延の相又地区によりまして、相又区という、かなり広い、広範囲なところがございまして、とりあえず実証実験ということでもって、昨年は1,200メートルぐらいですか、これは網でございまして、それを設置しました。

なお、集落、その区を一周、ずっと取り囲むという計画でございまして、5年ぐらいの計画でやられているようでございますけども、昨年は県とか国の補助事業があったわけですけども、今年からはないわけで、この町の事業等を使って進めていく、その補助残につきまして、中山間地の補助金を利用していくようなことでもって、計画しているわけでございます。なお、一周しますと4、5キロの距離になるではというようなことでもって、計画してやっています。

また、1件は昨年ですが、中富地内の手打沢地区ですか、産建委員の皆さんにはちょっと現地を見ていただいたわけですね。そこは電気柵ということでもって、やはり集落をずっと取り囲むというような形でもって、皆さんの協力でやられたと。それから、農道等とかもふさぐというような格好でもって、そこところは時間によって開閉するというようなこともやっているようでございます。

とにかく共同でやってもらうほうが効率的であって、いいではないかというようなことで、町としては進めております。

それから限度額でございまして、一個人に対しましては、資材費の80%ということで、補助金で30万円を限度としております。よって、共同で設置していただく場合には、その人数といいますが、戸数といいますが、それ掛ける30万円というようなことでもって、やっています。ですので、合計になれば、30万円掛ける5で150万円というような計算になるかと思えますけども、今現在はそのような格好でやらせてもらっています。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ありがとうございました。

鳥獣害に対する対策は、人間と動物との戦いということで、非常に長い歴史を持っているわけですが、江戸時代から鳥獣害の対策につきましても、古文書などにもたくさん出ているわけですが、山間地域に住む住民にとって、非常に大きな問題であるわけであります。住民も努力していくわけですが、やはり町当局も積極的にこの問題を、より末永く続けていっていただく以外には方法がないと思っております。どうかひとつ、その点、よろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で望月明君の一般質問は終わりましたので、望月明君の一般質問は終結いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時00分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

連絡いたします。

教育長は、教育委員会主催の1日教育委員会へ出席のため、欠席とのごさいます。

次は、通告4番は渡辺文子君ですが、文子君の通告の中で2番の介護保険制度の改善については取り下げました。それで、郵便集配局の統廃合計画についてを1番に、1番の高齢者増税問題についてを2番に質問していただきます。

それでは渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は今回、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目。郵便集配局の統廃合計画について、まず、質問をいたします。

日本郵政公社は郵便物の収集、配達、貯金や保険の集金を行う集配郵便局のうち1,048局で集配業務を廃止することなどを盛り込んだ、郵便局再編計画を発表しました。これは郵便集配局を不採算の過疎地を中心に再編・合理化しようとするものです。この再編計画は、来年10月からの分社民営化に向けて、郵政公社が職員の配置見直しとコスト削減を図るためとして、検討してきたものです。

4,696局ある集配郵便局は郵便物の集配・仕分け、窓口業務を行う総括センター1,088局、集配窓口業務を行う配達センター2,560局、窓口業務だけの無集配局1,048局の3つに分けられます。無集配局となる局の郵便物の集配や集金は、近隣の総括センターや配達センターが行うこととなります。過疎地で、郵便物の収集区分と配達の業務を独自に行う集

配局が廃止されると、配達区域が広がることによる配達の違いや、地域で高齢者に声をかけながら集荷する地域密着のサービスに支障が出ることは明らかで、住民サービスの低下は避けられません。全国の対象局が集中する過疎地や離島では、まちぐるみで反対運動が広がっています。その中には、関係自治体に理解を得られるのに時間を要すると、実施計画の延期になった局もあります。

日本共産党山梨県委員会は、7月25日、総務省との交渉で県内自治体の首長や議会、住民から反対の声が広がっている郵便集配局の統廃合計画について、中止を求めました。総務省郵政行政局郵政企画課の業務係長は、過疎地などの理解や地域で反対の声が挙がっていることは承知している。郵政公社に対して、その地域が納得してからやるように要請しており、統廃合の延期、延長のところもあり得ると答えました。

また、8月10日には南関東の共産党で、郵政公社本社に集配業務の統廃合計画の再検討やお年寄りの安否確認など、現行サービスの維持を求めて、申し入れをしました。このときには、私も参加をしました。

この前に先立って、本町を含む近隣町村に対し、要請を行いました。その中で印象に残ったのは、早川町の町長が、ほかの町村ではほとんど説明を受けているけど、サービスの後退は明らかだという、早川の地理的・地形の現状を含めて、今あるサービスの後退は明らかで、説明が済んだということで、実施されたら困るということで、説明を拒否しているという話を伺いました。そして、早川の現状などをぜひ、郵政公社に行ったら伝えてくれということで、近隣町村の要望も含めて、参加して、要請をしてきました。

本町を含め、町長が反対していること、それから本町の議会や峡南地域の議会で、廃止反対の意見書が可決されたこと、山間地の道路事情や過疎地の住民の現状、とりわけ、お年寄りにとって、今まで果たしてきたサービスがなくなることへの不安などを訴えてきました。郵政公社は関係自治体の納得を得られるよう、最大限努力をするということを約束し、現行のサービスは、引き続き実施すると答えました。

こう言っていたにもかかわらず、9月11日から山梨県内で4つ、本町の飯富、切石、富里の3局、郡内地域の道志局が郵便物の収集・配達業務が廃止されました。町では、日本郵政公社からどういう説明を受けているのか、お答えください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは、お答えをいたします。

日本郵政公社南関東支社から見えて、去る4月27日、町長立会いのもと、説明を受けました。その内容でございますが、現在、切石郵便局および飯富郵便局が担当しております、身延町の旧中富町地域および、富里郵便局が担当しております旧下部町地域につきましては、それぞれの郵便局の窓口サービス以外の、郵便の集配業務および貯金・保険の集金業務を峡南郵便局に変更すると。また、旧身延町の大河内郵便局が担当している大河内地域についても、来年に向けて身延郵便局に変更するという説明でございました。

なお、実施時期につきましては、切石郵便局、飯富郵便局、富里郵便局については、9月ごろを予定していると。また、大河内郵便局については、19年、来年の2月か3月ごろを予定しているというような説明がございました。

その後、峡南郵便局長さん、それから切石の郵便局長さん等が数回において訪れまして、具体的に説明をいただきまして、新聞でもご承知のとおり、9月11日から切石、飯富、富里が集配業務を峡南郵便局からということに変更になっております。

また、身延の郵便局は来年3月ごろ、大河内郵便局からの集配業務を受けるわけですが、配達センターという名称で、新たに身延郵便局が位置づけされるということでございます。

そんな説明がございまして、現在に至っているわけでございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そういう説明を受ける中で、今まで受けていたサービスですね、それから郵政公社は関係自治体の納得を得てからやるというようなことを答えているんですけども、現行のサービスがどうなるかという説明はされたんでしょうか。そのことについて。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

サービスの面でございますが、まず集配サービスの面、現在、ご利用の郵便番号は変更ないということ。もう1つは、ご不在でお受け取りいただけなかった郵便物は、郵便局にお越しいただくことなく、連絡いただくことで配達いたしますと。それから、郵便物の配達収集保管は峡南郵便局および身延郵便局で行いますと。それから切石郵便局、飯富郵便局、富里郵便局および大河内郵便局の窓口での受け取りも可能でございますと。それから貯金・保険サービスでございますが、年金・恩給の受け取りは、これまでどおり、切石郵便局、飯富郵便局、富里郵便局および大河内郵便局をご利用いただけますと。それから郵便貯金、簡易保険の集金や募集の外務業務につきましては、峡南郵便局、身延郵便局から直接、お伺いいたしますということと、今回の変更内容につきましては、実施時期に合わせて、地域住民の皆さまにチラシなどでお知らせいたしますということで、これまでのサービスの変更はございませんということで、サービスの低下は招かないよう行いますということでございまして、町長のほうからも要望しております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

サービスの低下を招かないというふうな要望はされたというふうに思うんですけども、現実にはサービスの低下というのは予想されるわけですけども、このことに対して、町長はどういうお考えでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

9月11日からということありますので、まだ、具体的にお聞きをしてはございませんけども、この4月27日に郵政公社の南関東支社の職員と峡南郵便局の局長さんがおいでになったときに、先ほど来、渡辺議員、また総務課長が答弁いたしましたような状況があって、推移をしていたわけでございますけど、そのときに、私からは今までの集配業務、各局でやっていただ

いたこと、その集配業務のみに留まらず、福祉の関係、防災関係、防犯関係、いろいろな面で、この集配の皆さん方が尽くしてくれたお力は大きなものがあるので、これは要するにサービスの低下ということも1つはございますけども、こういうような、総合的な地域に対する集配をされている方の力をそぐようなことがあってはならないという話はよく、いたしておりましたけど、そのことは、できるだけ、ないような格好で努めますということでございますので、それ以上、追求するわけにもまいりませんが、現実の問題として、今後、どんなふうなことになるますか、ある程度、注視をしながら、もし、そういうようなことがございましたら、おいでになった皆さん方に、きちっとした格好で申し入れをいたしたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

2点目なんですけれども、実際、今月の11日から実施をされたわけなんですけれども、実施に先立って、新聞赤旗の記者が本町をはじめ、関係する局や市町村、それからポストをまわり、取材をしました。私も対象局のポストをまわってみました。下部地区にはほとんど、ポストに張り紙が貼ってありまして、今まで2回収集に来ていたところは1回になる。それから1回のは、今まで時間が書いてあったんですけれども、何時になるか分からないという内容でした。そのことを含め、南関東支社に新聞の記事の取材だということで伝えると、その翌日には、その張り紙がなくなっていて、きちんとした紙で、今まで2回あったところは変わらない、そして時間まで書いてありました。ほかのところには先駆けて実施ということで、気を使っているなというのは分かりました。

やっぱり、声をあげていく、それから広く住民にそういうことを知らせるといこと的重要性というのを認識したわけなんですけれども、町民の中には、町民の皆さん、チラシを配られて、こういうふうになりますという、チラシは配られたんですけども、具体的にポストの収集がどうなるのかとか、具体的な内容というのは、あれを読んだだけでは分からないというところが、現状ではないかなというふうに思っております。

その中で、町民の方から何時に集めに来てくれるのか分からなくて不安だとか、それから地場産業のハンコの仕事をしている人からも、今まで、郵便局に持っていったけども、もう持っていけないということで、不便になって困るということ。それから11日以降なんですけれども、今まで、午前中の10時半ごろの配達だったのが、もう午後になってしまったと。こういうサービスの後退はさせないという約束だったんですけども、現実にもう11日から、いろいろな面でサービスの後退があると。それから、配達をしている方にお聞きをしたんですけど、今までヒマワリサービス、提携しているところはあるんですけども、そうではないところも、さっき町長がおっしゃったように、福祉・防災・防犯という意味で、いろんなことを自分たちはやっていたんですけども、とても配るだけで、そういう声かけもできない、とても、そんな余裕はないと、明らかにそのサービスの後退は仕方がないというような声も聞いています。

先ほどの質問にも関わるんですけども、町長、いろんな要望をされたということなんですけども、関係自治体の納得を得てからするという約束だったんですけども、納得を得たということで理解をしたんでしょうか。それがちょっと1点、気になるんですけども、その1点と、それから、そういう明らかにサービスの後退が現実にあるわけですから、やっぱり関係町村と力を合わせて、少なくとも、本来は廃止をしてもらいたいんですけども、少なくとも、今のサー

ビスを後退させないような、サービスを後退させないということを守らせるような働きかけというんですかね、そういうことを関係町と力を合わせてしていただきたいというふうに思っていますけども、これについては、どういうふうに対処されるのか、どうしようとされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

納得がいったとか、いかないとかというのは、これは、相手方はもう説明をして、こういう格好でもって、ひとつお願いをしたいということでありますので、これは駄目だよというわけにもまいりませんので、納得したと言え、したということになるのかと思いますけど、ただ、付帯条件をつけて、一応、ご返事はさせていただいたことだけは確かなので、この点はひとつ、ご理解をいただきたいと思っております。

それとあと、サービスの後退というのは、これはそのときもよく、峡南の郵便局の、六郷の局長さん、そのとき一生懸命でもって、それは絶対ありませんよということをおっしゃっていただきました。ともかく、これは要するに、そういう格好で守っていただかなければならないわけです。ただ、僕らのほうの、今までの集配業務での、要するにサービスのあり方と、今回、こういうような、要するに制度改正になってのあり方というのは、ちょっと最初は、ちぐはぐな面があるかと思うんですよね。ですから、そのことはよく指摘をして、改めていただかなければ困るわけですから、ご指摘のように、一応、いろいろな機関を通じて、積極的に対応してまいりたいなと思っております。

小泉さんの郵政改革、皆さん方も大部分の皆さんが賛成して、小泉さんが首相におなりなされたわけですから、このことを、正直なところ言って、もう少しお互いに自覚をして、やっぱり、そういう事態が出てくるんだなということは、あのときに、なんとなく予感がしたわけがございますので、これをどうだこうだということは、もちろんサービスが減じることがあってはうまくないわけですけど、小泉さんが変わらないということを言明をしておりますので、今度はどなたか、新しい方になりましたら、また変わってくる可能性もあるのかもかもしれませんが、そういうことを期待しながら、なんとか一生懸命にやらせていただきます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

明らかにサービスの後退というのはあると、過疎にすればくるほど、やっぱり、それはあるんじゃないかなということで、過疎地の反対が強くて、延期になったというようなところも出てきていますので、ぜひ、みんなで力を合わせて、まちぐるみ、それから地域ぐるみで、せめて、少なくとも、今のサービスを後退させないような運動といいますが、そういう働きかけをしていきたいというふうに思っています。

では、このことについては、これで質問を終わります。

2点目です。高齢者の増税問題ということで、高齢者の生活実態はどうかということの質問です。

2年前の2004年に、自民党と公明党が年金を支給するために必要だということで、増税

の法案を提出したときに、日本共産党は生活苦が拡大している高齢者に対して、雪だるま式に痛みを押し付けるものだとして批判して、断固反対しましたが、増税が実施された結果、まさに、私たちが指摘した状況が生まれています。

収入は増えないばかりか、6月支給の年金は0.3%の物価スライドで減っているのに、税の計算の上だけ、所得が増えたことにされ、税金が何倍にも増えてしまいます。65歳以上の住民税が6月から上がり、これをもとに算定する国民健康保険税と国保に上乗せして徴収する介護保険の保険料も負担増になります。今まで、非課税だったのに4万円を超える通知がきた。急に増えたので、びっくりして役場に電話をかけたなど、高齢者は負担が増えたことに驚き、不安を持っています。

国民年金や、わずかな厚生年金で暮らしている高齢者は、今でさえ食べ物を切り詰め、もう、これ以上は切り詰められないというのが実態です。わずかな年金から、介護保険料は天引きです。残されたお金で税金や水道、電気、ガスの料金、テレビの受信料、生活費を払わなければなりません。多くのお年寄りとお話をすると、年寄りはいつまでも生きているなということかと言われ、胸がいっぱいになります。行政が高齢者の暮らしを守るためにも、まず生活実態をつかみ、どう支援をしていくのか、検討しなければならないと思います。

それで実態について、いくつか質問をいたします。

65歳以上で、生活保護世帯はどのくらいありますか。生活保護は受けていないが、身よりもなく、生活が困難と思われる世帯はどのくらいありますか。新たに課税対象になった65歳以上の人数は、介護保険料で第1、第2、第3段階から第4段階、第5段階に移行した人はそれぞれ何人ですか。今回、住民税が何倍にもなった人がいますが、それぞれの数をお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは税担当というふうなことで、お答えいたします。

今、質問の中で伺いました、それぞれの部門について、例えば、私たち、65歳以上で今回の改正に伴って、では何人が対象になるとか、内部で話し合いをいたしましたけど、実際、所得の影響なのか、改正の影響なのか、これは非常に時間がかかるというふうなことで、現在は、まだ実態を把握してございません。いずれ把握次第、また、議員さんにはお知らせしたいと思います。

ただ、非常に時間がかかるということで、今、国保税担当、町民税担当も新たな作業に入っております。今回、国保税の関係、2割軽減ございますよね。それについては、申請をしてというふうなことで、それぞれ皆さんの申請手続き、非常に分かっていない部分がありますから、一日も早く申請をあげるようと、今、その発送準備に入っております。そんなふうなことで、現在、まだ調べる状況に入っておりません。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私、発言通告もしていますよね。それで、やっぱり、最も身近な行政というのは、町民の皆

さんがどういう生活実態にあるのか、それによって、どういう施策を進めなければいけないのか、そういう住民の方たちを含めた、一人ひとりを含めて大切にしながら、どういうまちづくりをしていくのかということが、私はすごく重要ではないかなというふうに思っていますので、生活実態というのは、やっぱり例えば、こういう大きな変化があったときとか、そういうときにはきちんと把握をする中で、反映させていくということが大切だと、私は思っているんですけども、そういう意味では、その生活実態がなかなか把握できない、時間がかかるということが、ちょっと意味が、私には分からないんですけども。ちょっと、説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

生活実態というのは、非常に難しい部門がございます。国におかれましては、あるいは県におかれましては、生活保護を支給する場合の基準というものを定めておりまして、これにつきましては、それぞれ実態を把握して、それぞれ基準額を設けて、国民の最低生活、一定の福祉が図られる金額を設定してございます。これを下回るというような課税はされてございません。ということも1点、ご理解いただきたいと思います。

それから、今回、高齢者のみの話がされておりますけど、今回の税制の改正の背景、議員さんは十分、承知されていることと思います。今、日本、わが国においては地方、国を合わせて、もうそろそろ800兆円、これは非常に危機的というか、天文学的な借金を背負っている状況がございます。それから、あと、これから14年後、つまり2020年におきましては、今の20歳から64歳までの方が、2人で1人の65歳以上の人を支えていかなければならない。そのつけを今、いかに少なくしておくか、それが今回の税制の一部門でございます。そのへんをご理解いただきたいと思います。少ない、これからの日本を背負う世代の人たちが、できるだけ、負担を少なくさせておきたいという意味が込められていると思います。

過日、今後の税制改革に向けての議論というふうなことで、税制調査会長、石弘光、9月11日のコメントが出ておりましたけど、この中で1点だけ、また、これはあと、議員さんにお示ししたいと思います。こんなことも、また、その高齢者の皆さんにもご案内していただきたいと思いますが、将来世代に対する責任、これを今の人たちがとる必要があるというふうなことが書いてございます。

以上で終わります。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

なんか、私の質問とはちょっと噛み合わない部分があったんですけども、高齢者には高齢者に向けての施策、それから若い人たちには若い人たち、子どもたちは子どもたち、そういうものを全部含めて、どういう町をつくっていくのかというところの論議は必要だと思うんですね。だけど、この場合には国で、そういう増税を決めた。けども、この町に住む人たちの実態はどうなのか。この町に住む人たちがどうしたら、少しでも暮らしやすい生活ができるのかというところを考えないといけないと思うんですね。国の言うなりではなくて、この町、国が守ってくれないんだったら、せめて、この町が少しでも、住民が暮らしやすいように、いろんな施策を展開していく、そういうものが、私が必要だというふうに思うんです。そのため

に実態をきちんと把握した中で、そういう施策の展開が必要だということを、さっきから言っているんですけど、どうも国の言っていること、そのまま、おっしゃっているというような答弁で、誰をもとに考えているのかなというところが、ちょっと分からないんですけども・・・いいです。実態調査はしていないという結論ですよね。これ以上、話をしても無理だと思いますので、でも、私、早急に、この実態調査はしていただきたい。町民がどういうことで悩んで、苦しんでいるのかということは、把握をしていただきたいというふうに思っています。

議長、いいですか、続けて。

○議長（松木慶光君）

はい。

○13番議員（渡辺文子君）

2点目、どう支援していくのかということについても質問したいんですけども、この実態をふまえて、この質問をしたかったんですけど、とりあえず、一般的な質問ということで、独自の支援ということも必要なんですけども、まず、これまでにある税や保険料の軽減制度ですね、これを十分に活用する中で、少しでもお年寄りの負担を軽くすることが、まず必要。今まで努力をされているということは評価をしていますけども、こういう状況で、それ以上の、さらなる努力が私は必要ではないかなというふうに思っています。

春ですね、共産党で住民税の大増税から町民の暮らしを守る申し入れということで、いくつか申し入れをした中で、こういう減免制度や猶予制度を広報やホームページなどで周知徹底することということで、いろんな制度がある。でも、なかなか住民は、その制度があるということを知らないというのが、さっきおっしゃったように現状だと思うんですけども、まず、活用するためには、制度の周知徹底ということが必要だと思います。

そこで、お尋ねをします。

その税、それから保険料、どういう軽減制度があるのかをお聞かせいただきたい。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

お答えいたします。

まず、今回の改正でも、できるだけ現役並みの負担を65歳以上の方にもしていただくということが基本でございますけど、まず1点目でございますけど、65歳未満と65歳以上の方、これは控除の額で、まだ、この部分は残ってございます。つまり、年金控除額というふうなことで、65歳未満の方は70万1円から129万9,999円までは70万円の控除。だけど、お年寄りの方は120万円から329万9千円までが120万円の控除がされている。つまり50万円に対しまして5%、県民税を合わせると2万5千円の、まだ優遇措置がされている内容になってございます。

それから、国保関係におきまして、一度に影響があつてはということで、この2年間、経過措置も設けられておりますし、国保税の2割軽減、これらについても、特別控除、13万円、こういうものもございます。2割軽減というか、軽減の措置ですね、2割ばかりではなくて、7割、それから5割でしたか、それから2割、軽減を判定する上での特別控除、それが13万円、こういうものもお年寄りの方にはございます。

こういう部分については、非常に分かりづらいということで、先ほど申し上げましたとおり、

申請を待ってではなくて、町のほうから今、担当がやはり、それぞれ手がけて、それぞれの皆さんにお知らせをして、その申請を受けて、その対応をしていこうというようなことで、今現在、取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

先ほどの介護保険料のこともありましたので、ここでお答えしておきます。

介護保険料につきましては、3月の介護保険条例のときに説明しましたが、この税制改正に対する対応としまして、基準額の第4段階、基準額の1.25倍、第5段階は先ほど町民課長が言ったように経過措置がありまして、この税どおり、いただくのは平成20年度からということで、18年、19年はその計算した額より少なくなるように計算して、順次上がって、平成20年度になってございます。

それから、もう1つ。先ほどの質問の、生活保護世帯の数とありましたが、それについては、手元に資料がありませんので、今、はっきり数字を持っていません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、控除ということと国保料、それから介護保険なんですけども、ほかにもいくつかありますよね。やっぱり、こういう機会ですから、そういうのは住民の皆さんにお知らせして、せっかくある制度ですから、活用していただくようなことが大切ではないかなというふうに思うんですけど。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

税の関係につきましては、それぞれ、皆さんからの申告に基づいてやっております。その際、それぞれ税担当がもうノウハウを持っておりますから、それぞれきちっと、その必要なものは資料として提出いただけるように、懇切丁寧に、これまでも業務にあたってきておりますけど、今後もまた、そういう方法というんですか、親切丁寧な課税をしていきたいというようなことを思っております。

それから、また、それぞれ制度改正、もう、すでに広報なんかでもお知らせしておりますし、これからもお知らせをしていきたいし、また今回、国保条例が決定次第、また、これは全町に向けて、国保が今度、変わりますよと、その案内も配布していくことになっております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今回、医療費控除をはじめ、要介護認定の人も障害者控除を受けられる場合があることなど、私も今回、調べてみて、はじめて知ったような制度もあります。それから、夫や妻と離婚した

とか、死別をしたとかという補助もありますよね。そういうのを、先ほどおっしゃったように、やっぱり広く、町民の皆さんに、こういう制度がありますということで、きちんと広報なり、説明なりをしていただきたいというふうに思っています。それでも、これらの制度が使えない部分の方たちには、町独自の制度が必要になってくるのではないかなというふうに思っていますけども、これは何回も聞いたんですけども、考えていないというお答えではないかなというふうに思っているんですけども、今回、増税になった場合に、町に入ってくるお金もありますよね。その試算は、しているのかどうなのか。このお金を使って、そういう、いろんな制度では救えない方たちの、少しでも、その負担を軽くするための町独自の制度ができないだろうかということ、最後に質問したいと思いますけれども。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

これは、財政担当とも絡んできますけど、今回、決算額もお示ししてございますけども、減税補てん債1,970万円の発行を平成17年度でございました。これも、これまでの減税措置を図ってきたことによるものでございますし、また、臨時財政対策債4億4,550万円、身延町にとっては、これだけ、現在の運営をしていくのに不足、それを赤字町債で賄っていかうというふうな、今、非常に、やはり、わが身延町、各、これは全国の自治体でも同じような道を歩んでおります。これを埋めようとしているのが税制改正の、本当の一部分でございます。今回は、今後、さらに税改正をされていくと思っておりますけど、先ほど、議員さんがおっしゃられる、今回、増税になった部分を何かのほうへまわせないか。それは先ほど、申し上げましたとおり、もうこれ以上、借金が国・県、累積できない、次の世代へ引き継ぐわけにはいかないというふうなことで、今現在、その点をご理解いただきたいと思っております。それが答弁でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それと、さっき言ったデータですね、実態を調べたら教えてほしいと思っております。

○議長（松木慶光君）

実態調査のものは、あとで報告できましたら、やってください。

○13番議員（渡辺文子君）

では、町長にも聞きたかったんですけど、以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

次は通告5番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1時間という質問の時間の制限がございまして、大変、時間の配分等に苦慮しているところ

でございますけれども、要点を重視した質問をさせていただきますので、執行部の方々にもぜひ、ご理解をいただき、ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

それでは、通告1番の地域提案型遊休農地活用推進事業についてをお伺いいたします。

これは県のほうで、地域提案型事業の考え方という事業概要も出ておりますけれども、この内容について、また目的について、ご説明をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは目的でございますけど、数カ年放置され、草木が茂ったような遊休農地を農用地として復元させることを目的とするものでございます。これについては、最低5年ぐらいは、その状態で管理していただくというようなことになっております。

また、内容でございますけど、事業費は1地区300万円、2分の1の補助でございます。それから1地区、2ヘクタール以上の対象が基本であるわけでございますけども、集団でなくともエリアを決めて、そのエリア内であれば、1.5ヘクタールぐらいでも、これは知事が認めればという条件付きで可能となっております。

次に、その事業内容でございますけども、障害物の除却、それから深耕、整地、土壌改良剤の投入、鳥獣害防止施設の設置、種苗費、それから、その他資材の購入等がその内容でございます。いずれにしても、知事の認可といいますが、認めればということで、当然、県の担当者が現地を確認した上で、その事業実施地区が決定となると、そのような仕組みになっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

今の説明の中でありましたように、団体でなくても可能、今の答弁でいきますと、ある意味で集落でも、これは可能かと思いますが、1点だけ、このことについて、ちょっとお伺いしたいんですが、今、5年ぐらいをめどに確認しながら、継続していくということでしたけれども、これは補助は単年度で、そのあとに継続の部分を町のほうが管理といいますが、その内容を見ていくということによろしいのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

集落でやってもらうのが当然なんでございますけども、5年というのは補助金がつくのは、最初の1年なわけですけども、補助事業をして、せっかく農用地として復元したということで、その農地を活用といいますが、それを最低5年ぐらいは管理をしていただかないとという、そういうことでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

そうすると、これは鳥獣害対策の関係も出てくると思います。これはある意味では緩衝エリアの役割を担う、そういう事業の意味合いも大きくなってくると思いますけれども、一番大切なことは、最初300万円の半額ですね、2分の1ですから、補助を出して、それで地域の方々にやっていただく。地域の方々に、その事業を理解していただいた中で、やっていただくわけですが、一番大事なことは、これはやはり、継続が一番大事かと思えます。ぜひ、この事業、現在、進めているという話を聞きましたけれども、地域の方々との理解をいただいた中で、町のほうとしても、この管理のほうを見届けていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

事業の、今の地域提案型の遊休農地活用推進事業、現在の状況、それから進捗状況をご説明いただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは現状でございますけども、17年度はモデル事業ということでもって、旧身延の相又地内、これは先ほど言いましたエリア内ということで、面積的には1.46ヘクタールを実施しまして、そこにコスモスを現在、栽培して咲いているところでございますけども、聞くところによりますと、ちょっと肥料のほうをあげ過ぎたということで、草のほうが勢いよくて、ちょっと花のほうがさびしくなっているというふうなことも聞いております。いずれにしましても、先ほど言いましたとおり、荒れた農地を耕すということで、重機なんかをお願いして、大々的に深耕といえますか、やっていただいたような経過がございます。

また、本年は今のところ、波高島地区を計画と、それから調査のほうをしている段階で、また地元へも、そのような話を持ちかけているところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

相又のほうでモデル事業として、コスモスを植えている。これは非常に、ある意味ではまちづくりの流れからいっても大事なことだと思われまして、今度は波高島のほうで計画している、これも本当にいいことだと思いますので、今後とも長い目で見て、少しずつ、こういう事業を推進していただければと思います。それで、この推進するにあたりまして、平成17年度から5カ年で実施されています、中山間等の直接支払い制度、こちらのほうの事業がございますけれども、こちらのほうとの関係はなんか、あるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

中山間とはダブらないといえますか、重複しないようにお願いしております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

重複しないようにということなんですが、私が考える中で、これは重複しない、併用できないということは、ちょっとおかしいような気がするんですが、中山間直接支払いの、この制度に関しては、急傾斜地で耕作ができないとか、それから田んぼに向いていないとか、そういうところへの補助という目的でやられているわけですから、今、この本町におきまして、できるだけ平らなところを探すということのほうが、なかなか難しい。逆にいうと、こういう急傾斜地のほうが多いわけですから、そういうものとの併用ができれば、今以上の、こういう活用ができるのではないかというふうに思われます。ぜひ、そういうところも、今後、ぜひ、県のほうへも働きかけをしていただいて、無理なら無理なりの対応、また、ほかのものとの絡みを、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは続きまして、県内の耕作放棄地の割合が、実は過日、テレビのほうで報道されました。それを見まして思ったわけですが、県の各5年間の耕作放棄地が302ヘクタール、これは東京ドーム65個分ですか、現在、県内の全耕作地の15%が耕作放棄地になっている。そして、県内の市町村で30%以上の耕作放棄地がほぼ、県東部のほうに集中している。しかしながら、この中西部の地方の中で、この身延町のみが30%以上の耕作放棄地があるという、そういう報道がされました。これを見て、実際、驚いたわけですが、今の地域提案型遊休農地活用推進事業と合わせて、なんとか進めていただきたいと思います。この耕作放棄地を進めるにあたりまして、この耕作放棄地の面積と、この推移を町のほうでは把握なさっているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

本年度、農業基盤基本計画というのを町でも作成しました。その数字でございますけども、田畑の33.3ヘクタールが、一応、身延町の耕作放棄地ということになっております。これには高齢化、それから担い手不足、山付きの棚田のために機械化等もできず、また農地銀行等がございまして、貸し出したり、借りたりということが出来るわけですが、そういう、山付きというようなことで、借り手もないというようなこと。それから、また最近では、平地でも耕作放棄地が目につくようになったということで、また、この推移のほうですけども、年々増えていると推測しております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

この身延町が33.3ヘクタール、放棄地があるということが、非常に今度、大きな問題になる可能性があるんですけども、先ほど言いましたテレビの報道の中で、自営農業の人口が4万人強あるそうですが、今、70歳以上が50%、60歳台以上も含めまして、70%以上がこの農業を営んでいる方々。高齢化が進むことと同時に、社会全体の変化があり、後継者の育成の遅れ、それから農業の魅力の低下による収入源が当然、出てくるでしょう。また、それに今、課長がお話になられましたように、この身延町につきましては、地形的な問題も要因の1つとして挙げられるわけです。このことを将来的に、耕作放棄地をなんとか、畑ではなくて

も、なんか利用するような方向へ、ぜひ持って行っていただきたいと思うわけですが、このことに関してのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

地形的な問題があると思うんですけども、田畑でなくても利用ということでございますけども、やはり平地なら、いろいろな活用等できると思うわけでございますけども、どうしても山間部、里山が多い当町においては、なかなか難しいと思われれます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

地形的に難しいというわけですが、それは私も十分、重々に承知しているわけです。ですから、先ほど申し上げましたように、例えば、地域提案型遊休農地、それから中山間等直接支払い制度、ほかの制度もいろいろあるわけですから、そういうものを利用して、なんとか、その遊休農地、もしくは耕作放棄地ですね、こちらのほうを少なくするような、そういう方策をもっていただきたいということで、質問させていただきました。

耕作放棄地がですね、一度、耕地を放棄した場合に、長年培われた生産基盤、これがなくなるわけでございます。そして、その耕地が荒廃したことによって、被害をもたらす獣、イノシシ等々が増えてくるわけです。これはもう当然、荒れ放題になるわけですから、イノシシ等の獣が身を隠す場所が非常に多くなる。中には、その人里のすぐそばに住み着くような、そういう獣も今、出てきております。この鳥獣害の被害が拡大しているわけですが、県内で年間、1億5千万円の被害が現在、出ていると聞きました。被害が多くなれば、農業を諦めるとい、その方向へ動くことが強くなると思います。ですから、先ほど言いましたように、なんとか、その遊休地、また、耕作放棄地をなんらかに活用するような、利用するような、そういう方策でもっていただきたいと、このように考えます。

それでは続きましてですが、今の中で、耕作放棄地、それから遊休農地を利用した甲斐市の滞在型市民農園、これが成功しているという話がありました。50坪ほどの農地付きの土地を都会の方々にお貸しすると、そういうシステムだそうですが、これが甲斐市で農村振興課が8億4千万円で計画して、やったそうでございます。名前が梅の里クラインガルテンですか、こちらのほう、あるわけですが、わが町としましても、人口の低下、少子高齢化の波の中で、今後どうしようかということで模索しているわけですから、2007年問題、今、団塊の世代、大量の定年退職、そういう問題もあるわけで、よその市町村を見ますと、その団塊の世代を取り込む、そういう施策も頻りにやっております。その内容として、インターネットを活用した、そういう方策も今、いろいろやっているわけですが、こういう2007年の団塊世代も取り込むような形の中で、甲斐市の滞在型市民農園、これは成功して、倍以上の入居者の希望が殺到していると、そういう現実もあるわけです。

こういうことも含めた中で、この遊休地、それから耕作放棄地をなんとかする、こういう形での地域提案型遊休農地活用推進事業の拡大、もしくは町単独での計画はないかどうか、このへんを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

ただいま、お話にございましたが、甲斐市のお話で、クラインガルテンですか、これは北杜市なんかでも、あちこちでやっておりますけど、地形的に、やっぱりこれは、ちょっとなかなか難しい面もあるわけで、このことはそれなりに、県のまだ振興局がございましたときに、一応、振興局長の提案等もございまして、農林学校なんかも開校して、今、これも進めておるわけでございますけど、いずれにいたしましても、この地形上の制約というものがあるので、これを逆手にとってやることも可能かもしれませんので、このことは今、いろいろな観光のほうの事業としても取り上げてもらっておりますし、あくまでも地主さんといっちはおかしいんですけど、登記をされている方のご理解がいただけませんと、なかなか難しいわけで、県のほうの観光部のほうで、グリーンカフェという、要するに空き家を利用させていただいて、そのまわりの農地等を耕作してもらえようようなシステムを、東京日本橋の山梨の出先で紹介をしているんですけど、なかなか希望者はあるんですけど、要するに答えていただけるところがなかなかないということで、私も身延町内で、そういうような格好の方を探しているんですけど、最終的には地主の方とか、要するに家の持ち主の方のご理解が得られないような格好で、中途半端のような形になっておりますけど、いずれにいたしましても、地権者の皆さん方とか、持ち主の皆さん方にそれなりのご理解をいただけるような形で、集团的なですか、団地形成みたいなものをやれるような地域づくりを探して、積極的に取り組んでいきたいなどは思っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の町長のお考え、ぜひ、町長が会長になっておられます中部横断道、先ほどの同僚議員も話をしましたけども、中部横断道の10年後の開通、そういうチャンスのあるときに、やはり、こういう事業も一緒にやるのが町の活性化につながる、それをきっかけにできるという、そういう考えも持っていますので、ぜひ町のほうで、関係の担当の方も含めて、今後、前向きに検討していただきたいと思っております。

それでは続きまして、質問の2番に移させていただきます。

里山エリア再生事業について、このことについて質問をさせていただきます。

里山エリア再生事業の内容、こちらのほうをお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、里山エリア再生事業の内容の説明でございます。

まず、目的でございますけども、野生鳥獣害の防止、それから竹林の拡大の防止等、地域の課題に対応しまして、里山を再生するための居住地周辺の森林整備等を目的とするものでございます。

また、この事業主体でございますけども、主体は市町村、それから森林組合となっております。

す。

また、地区要件としまして、3要件があるわけでございますけども、その1つとして、人家5戸以上の集落に接する隣地を単位とする区域。それから2として、竹林化の防止。それから野生鳥獣害の防止等、林層改良や森林造成を図る必要がある区域。それと、3つ目としまして、整備面積が10ヘクタール以上、これは1町村、10ヘクタール以上ということでございます。1カ所あたりは1ヘクタール以上というようなことで、20メートルから40メートルぐらいの幅で、500メートルから250メートルを整備するというようなことでございます。

それから、この中には耕作放棄地であります田畑についてでございますけども、一応、先ほど出ました林班を単位とするというわけでございますけども、田畑については非農地証明等が取ればということでもって、今、県のほうでもって、いいですよという返事がきていないわけですけども、そんなような今、検討中ということでございます。ただ、農業振興地域では、ちょっと難しいというようなことでございます。

それから事業の目安としましては、10ヘクタールを整備したとして、約500万円の事業費でございます。補助率につきましては国が51%、県が17%、補助残の32%は町で負担するというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

説明をありがとうございました。

この里山エリア再生事業については、山梨県の峡南林務環境事務所のほうで、これは資料を出しているわけですけども、人家が5戸以上、竹林化防止、鳥獣被害の防止、それから耕作放棄地の森林化等を目的に、10ヘクタール以上の整備面積ということで、これは出ているわけです。先ほどの地域提案型事業と、よく似た形です。これはあくまでも、私が考えるに、里山エリアですから、畑も含めて、人間の住む人里と、それから獣の住む山との間の、この緩衝帯を設けると、こういうことだと思っておりますが、これ今、話にありましたように、所有者・地元負担なしだというわけですが、事業数の制限は一応、この補助にとりまして、あるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

割り当ての補助でございますけども、身延町全体で17ヘクタールということで、身延森林ということで8.5ヘクタール、それから峡南森林ということで8.5ヘクタールということで、今、予算化しております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

これも、そういう形の中で進めていただいても、やはり、これも先ほどの地域提案型と同じように、継続性が重要と考えるわけですけども、こちらのほうは、やはり同じような形なんでしょうか、どうぞ。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

そのとおりであります。先ほど言いました、鳥獣害を住みにくくするというようなことでもって行う事業でありまして、やはり間伐とか除伐とかをやっていただくということで、一度やれば数年は良好な環境が維持されるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

一度、この事業をやれば、数年はもつだろうということでは、私はそれはちょっと、おかしいのではないかなと思うんですが、一度やったからには、やはり地域の方々の理解をいただいて、地域の方々のお力沿いをいただきながら、地域のためですから、町のためではなくて、地域のためですから、その地域の方々と、よく話をした中で、それを継続していただく。継続できないのであれば、この事業をほかのほうに持っていくぐらいの気概が必要かと、私は思いますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

それと、この事業の現状と進捗状況ですね、これは寺沢地区に決定されたというお話を伺いましたけれども、こちらのほうも併せてお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

今、出ました寺沢地区ということがございますけども、まだ、ほかにも地域説明会、それから場所の選定等を県と一緒に現地等を調査中ということがございます。

それから、先ほど言いました耕作放棄地というようなことでもって、当初の説明のときには下部の切房木、そこもやはり候補ということでもってやったわけですけども、残念ながら、先ほど言いました農業振興地域が入ってしまっていて、そのへんを柔らかくしてもらえれば、可能かなというわけがございますけど、先ほど言った、ちょっと急傾斜なものですから、先ほど出た農地、遊休農地の解消の事業もちょっとやりにくいのかなというようなところがございますけども、そんなところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

これ、資料を見ますと、所有者と林業事業体、森林組合等に委託ということで、これは連携が非常に大事かと思えます。その連携の中で、信頼関係を築いていただいた中で、先ほど農振法等々が絡んで、なかなか、うまくいくところが少ないと、いい候補地だと思ってもできないということもあるでしょう。ぜひ、そういう中で、できるだけ多くの候補地を模索していただき、また、地元の方々と話し合いをもった中で、多くの里山エリアをつくっていただきたいと、このように考えます。

続きまして、この本町における山林と田畑との緩衝エリア、先ほど話しましたけども、この

俗に言う里山エリアですが、この現状は把握しているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

把握といいますが、今までの回答の中にもありますように、遊休農地、それから耕作放棄地の拡大、それにそういったところの山林化、竹林等の拡大が進んでおりまして、人家に迫っているというのが現状でありまして、数字的なことはちょっとあれなんですけども、以上のようなことでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

この里山エリアの再生事業について、緩衝エリアが、この本町におきましても、相当な数があるということで認識しておりますけれども、この里山エリア再生事業について、効果試験として整備前後の獣の被害、それから出現調査とあります。これは今、里山エリア再生事業、この内容を見ますと、根幹に鳥獣被害の防止という、そういう大きな目的があるように思いますけれども、町長はこの里山エリア再生事業に関して、どうのご見解をお持ちでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

これは大変、素晴らしいことであるなと思います。この里山の荒廃というのは、鳥獣害の被害にも通じますし、それとこれは旧町時代から、僕は森林組合にもお願いをしてきた経緯があるんですけど、要するに先にも申し上げましたクラインガルテンを利用する場合の、要するに所有者でございますね。町内においでになる方は、それでもある程度、お話し合いの中へおっただけということですけど、町外の所有者の方は、なんか自分の家の山へ入られるのを嫌うということが往々にしてあるわけで、このことがちょっと、この里山エリアの再生事業にブレーキをかけているような感じもあるわけですけど、できるだけ、その理解をしていただく中で、これは、私はもう国道とか県道とか、その町道沿いの里山の森林については、森林組合に毎年のように、その間伐とか除伐とか、そういうようなものやってくれという話をして、来年はやりませう、今年はやりますなんていって、結局、私どもがお願いをしているところが森林組合で、なかなか進んでいただけないというのは、大変、残念なんですけど、森林組合には組合なりの事情もあるわけで、私はやっぱり、森林組合がある程度の宿泊施設をきちっと持ちながら、都会の若い皆さんをインターネットかなんかでもって募集をして、そこで、そういうような事業に携わってもらって、そういう人づくりをやらないと、これは要するに絵に描いた餅のような格好になってしまうので、このことは町として、力を入れてやっていきたいなと思います。

南部町なんかで、富沢なんかは結構、森林組合がきちんとしていることもありますけども、都会から大学卒だとか大学在学中の皆さん方も、ある程度、集まっていたいて、そして定着をしているんですね。これは私の親戚なんかでもやっていますけども、身延の森林組合、峡南森林組合、2つの組合がありますけど、ぜひひとつ、奮起をしてもらって、やっていただき

たいなど。これは議会の松浦議員なんかに、ひとつ発破をかけていただいて、やっていただくようにお願いをしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

発破をかけろと言われましても、なかなか難しいところがあるんですけども、今、町長が非常にいいことを言われました。人づくりから、はじめるべきだと。これは本当に、私もそのように考えます。それと同時に、この緩衝エリアの、先ほど話がありましたけれども、緩衝エリア、里山エリアですね、これの大雑把な数字しか、今、出ていないと。このへんもやはり、森林組合等と一緒にあって、調査体制を確立して、調査のほうを急ぐべきではないかと。そうすることによって、森林組合との連携もうまくいくようになるでしょうし、また、先ほど町長が言われましたような人づくり、そちらのほうにも推移、移行できるんじゃないかというふうに、私は考えます。

それと、県の利用間伐促進事業、今、町長の話からもありましたけども、間伐をなんとか、早くやってくれと、そういう話を森林組合のほうにしているんですけども、この間伐実施推進事業、また森林組合の職員設置事業との関連ですね、こちらのほうはどうなっているのか。また、並行利用ができるのか。このへん、ご説明いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

お答えします。

間伐実施推進事業、それから先ほど言いました利用間伐の関係ですけども、ちょっと内容が違いまして、利用間伐のほうは間伐した材木を、いろいろなものに利用するということになっています。ただ、間伐推進事業のほうは、単に山でもって切り倒して、そのままというようなことの違いがございます。

それから、今、出ました間伐実施推進事業と森林組合の設置事業との関連はということでございますけども、間伐実施推進事業につきまして、旧身延町時代より行っておりまして、内容としましては、1ヘクタール当たり2万円の補助金を交付しております。事業費の地主負担分を軽減し、間伐事業の一層の推進を図るということを目的としております。

それから、その森林組合の職員設置事業につきましては、職員起用に対する町の補助ということでございます。

以上です。

・・・並行利用・・・この事業と職員の設置ですか、ちょっと違うと思うんですけども。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

では、今の県の利用間伐促進事業、それから間伐実施推進事業ですね、それと森林組合の職員設置事業、こういうふうにいるわけですけども、この里山エリア再生事業と、これは絡めてできないかということなんです。もし・・・結構です、絡めていただければ、例え

ば、県の利用間伐促進事業ですね、こういうものと、例えば里山エリア再生事業を絡めれば、また、もう一步、膨らんだ地元の活性化につながるような形ができるのではないかと。それはやってみなければ分からない、また検討してみなければ分からないことなんですが、そういう形の中で、いろいろ模索してみて、お互いに利用し合えるような、そういう事業が私はあるような気がするんです。ですから、もう一步、こういう事業があります。ここでどうでしょうか、こういう事業は、ここでどうでしょうか、地主から断られたから、では、こっちのほうどうでしょうかと、そういう形だけの内容ではなくて、担当のほうで、もうちょっと踏み込んだ、ここでこうやっているけど、こういう間伐の利用をしているけども、こちらのほうと、こうやって絡ませれば、もっと大きな地域活性化につながるような事業ができるのではないかというふうな、そういう一步、踏み込んだ形をぜひ、とっていただきたいという願いでございます。

それでは続きまして、今の本町の現状を見ますと、人間の住む場所が獣に脅かされている、このことは基本的に人間が住んでいて、当たり前ところに獣が来て、人間が逃げるような状態、これは本末転倒と私は考えています。先ほどの地域提案型事業の中でも出させていただきましたけども、団塊世代の取り込み、人口流出への歯止め、それから若者の定着等、本町の将来を見据えた中で、労働に汗をかき、農業生産での喜びを分かち合っている、そういう、町民が安心して希望を持って暮らせるような普通の生活環境、本当に、これは普通の生活環境だと思うんです。それをぜひ、確立をしていただくために、早急にいろいろな形の中で、頭を、知恵を絞っていただいて、先ほど町長が言われましたように、人づくりから、そういうものも含めて、ぜひ、早急をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、次の質問に移させていただきます。

通告の3番、有害鳥獣の被害対策についてでございます。

先ほど、同僚議員が同じ内容について、質問をいたしました。そういう関係もありまして、私の通告の本町における有害鳥獣、それから有害鳥獣の年度別個体数、こちらのほう2件を、議長の了解をいただければ、取り消しをさせていただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

はい、どうぞ。

○1番議員（松浦隆君）

取り消しさせていただきましたけども、先ほど、この点につきましても、同僚議員がいろいろ質問させていただきました。その中で、私はまず、有害鳥獣対策の基本である被害額、それから個体数の調査、これが非常に望ましいと、私も同僚議員と同じように考えております。

それでは、この3番目に移らせていただきますけれども、捕獲駆除のシステムをご説明いただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

このシステムの説明でございますけども、ちょっと法律的なことから説明をさせていただきます。ちょっと長くなるかと思っておりますけども、よろしく申し上げます。

まず、鳥獣による生活環境、農林水産業、または生態系にかかる被害の防止の目的で行う鳥獣の保護については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、また同規則、第9次鳥獣保護事業計画、山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、施行条例および同施行細則の

ほか、山梨県有害鳥獣保護実施要領により、適正に実施するものとされており。

野生鳥獣の存在は農林水産業上、有益であり、保護を図っていくことも必要とされていることがあります。

地域的には農林水産物に被害を与えたり、人身への危害、または植生の衰退や在来種の圧迫等もあり、その防止や軽減を図るため、鳥獣保護法第9条第1項の規定に基づき、有害鳥獣保護の実施が必要となります。

ということで、この許可にあたっての基本的な考えでございますけれども、1としまして、有害鳥獣捕獲の許可については、当該鳥獣が生活環境、それから農林水産業、または生態系にかかる被害を及ぼしているか、または、そのおそれがあり、原則として被害防除対策によって、被害等々が防止できないと認められるときに行うものであります。

続いて2番目としまして、非狩猟鳥獣の川鵜、土鳩、オナガ、それからサル以外の鳥獣については被害等が生じることは稀であり、過去の実績もごくわずかであることから、捕獲について特に慎重に取り扱い、有害の保護に名を借りた違法な捕獲等を生ずることのないよう、万全を期するとともに、捕獲後は被害のおそれの少ない地域に放鳥獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討することとなっております。

また、3つ目としまして、鳥獣被害の防除の観点から人の生活や不良の農作物の処理等に伴い、排出される餌に野生鳥獣が依存し、鳥獣被害を生じやすくすることがないよう、日ごろから関係者に周知を図ることとなっております。

また、執行のシステム手順についてでございますけど、許可権者が町長であります。イノシシ、それから日本サルの許可手続きの流れは、環境大臣の定める法人である農業協同組合が町に申請し、町は申請書類の審査、被害状況の調査を行い、許可内容の決定をしております。続いて、町では許可書を作成して、申請者に許可書を交付し、申請者は駆除隊員であります従事者に指示書を出します。ただ、町では、この決められた流れ以外に資格のある駆除隊へ駆除の依頼を行っておるところであります。

最近の鳥獣被害の拡大がありまして、本来は今言ったような手順を踏むわけでございますけれども、皆さんの要望、要望といいますが、鳥獣害がすごく多いということを鑑み、一部、こういう手続きを後回しにして、先にお願しているようなことが、今現在の現状でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、いろいろと、もろもろ、非常に難しい内容のものをご説明いただきました。

要は国、また県とのいろんな規制があるということだと思っんです。また、それと同時に愛護団体ですか、保護団体、そちらのほうとの問題もあるわけです。それはもう十分に理解していますし、その内容も、これは大事なことだと思っんです。人間だけが、この世の中で生きていくわけではございませんから、やはり共生も含めた中で、これは大事なことだと思っんですが、そうは言いましても、そういうマニュアル等を守って順守だけしていれば、これはもう今の状況から見て、とても解決できるような問題ではないと、私はこのように考えるわけです。

次の質問に移らせていただきますけれども、その中で、近年の有害鳥獣、この生態傾向の変化、これはどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは生態動向の変化ということでございますけども、専門家によります被害拡大の要因として、イノシシ、シカ、サルに共通した要因はわが国において、野生鳥獣を科学的な見地に基づき、的確に管理するという理想の下での制度、仕組みが近年まで整備されていなかったこと。また、昭和30年代から40年代にかけて、大規模な森林から他用途への開発や天然林の人工林化などによって、生息環境が大きく変化したこと。また、農山村地域において過疎化や高齢化等に伴い、里山等における人間の活動が低下するとともに、餌場や隠れ家となる耕作放棄地が増加していることにより、里が野生鳥獣にとって、身近で魅力ある場所になっていること。また小雪化、雪が少ないとか暖冬傾向によりまして、生息適地が拡大するとともに、農作物など高栄養な餌の摂取も加わり、繁殖率の向上、生殖年齢の低下や幼獣の死亡率の低下等によりまして、個体数の増加率が向上し、分布が拡大していること。また、狩猟者の減少や高齢化に伴い、地域によっては狩猟による捕獲率が低下していると言われております。

なお、獣種別要因として、イノシシは共通要因に加え、子どもを生む数でございますけども、平均4、5頭で、シカ、サルに比べ繁殖率が極めて高いとされております。シカは共通要因に加えて、昭和40年代までの大規模な森林開発による植生の変化が、豊富な餌をもたらしまして、個体数が増加したこと等を背景としまして、昭和50年代以降、全国的に生息分布が1.7倍に拡大したようであります。サルは共通要因に加えて、昭和30年代以降、観光目的の餌付け等により、人馴れが進んだことも原因のようだ、専門家の言葉でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。本当に丁寧なご答弁をいただきました。

この生態傾向が確かに変わっています。この主な原因というのは、やはり人間がどんどん少なくなっている、過疎になっている、それと、その過疎になった、また高齢化になったことによって、里山が減ってくる。そして人間の住む世界と獣の住む世界が、本当に区別がつかなくなった、こういう状態だと思うんですよ。

今、課長が生態系の傾向について説明していただきましたけれども、実は農水省の中国農業試験場畜産部、こちらのほうでも、また、今度は駆除に関する、また、この有害の鳥獣の生態ですか、そちらのほうの部分も研究なさっているようです。そういうものを、ぜひ、取り入れた中でやっていていただきたいと思っておりますし、今イノシシが、今までは年1回の繁殖、2月ごろといわれていました。これが、山の限られた中で餌で生活しているという、そういう習性から、そういうようになっていたと思うわけですがけれども、現在、こういう豊かな人間が食べるものと同じものを食べて、生活をしている獣が畑で生まれて、畑で育てている、居ついている、そういう状態で個体が増えている、異常繁殖している。人間の里のすぐそばで生活しているわけですから、人間を本当に恐れない。小さい、生まれたばかりのときから人間を見慣れているわけですから、恐れていない。人間が座って休憩しているところの横を通り過ぎていく、そういうふうな今、状態になっています。将来、このままの状態で行けば、イノシシだけでは

なく、シカ、その動物の生態もよく詳しく調べてみなければ分からないんですけれども、今の状態でいったらサルとかシカも、そういうふうな異常繁殖が進むのではないかというおそれがあるわけです。そして、そういうおそれの中で、今、町民が非常に被害等に苦しんでいるわけですね。それを県のほうの、先ほど課長から説明がありました県・国の規制の中で、町民からの苦情に、職員の方々がさらされている。これは非常に間に入って、職員の方も非常に切ない思いをしていると思うんです。ですから、ある意味では職員の方も被害者、またイノシシ等の獣に害を与えられている町民も被害者と、私はこういうふうを考えるわけですね。

ですから、職員の方も、もちろんそうなんですが、猟友会等も含めて、この問題に取り組むために、もっと会合なり、なんなりをもっていたいただいて、そういう被害を縮小するための方策を練っていただければと思います。

続きまして、捕獲制限、今、設けられております。イノシシが10頭、それからシカが10頭、サルが10頭、それとカラスが2種類、10羽ずつですね。そういうふうな形の中で、捕獲制限が設けられておりますけれども、この捕獲制限を設けている理由というのは、簡単に説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

捕獲制限というのは、何頭までとは決まっておりますけれども、先ほど述べたように、保護許可の基本的な考え方に基きまして、また県の指導等によりまして、一応、そんなふうに、今のところ10頭というふうなことで、やらせていただいております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

捕獲制限を設けているわけですが、実は捕獲制限を設けていることによって、先ほど課長から話がありました、猟友会のほうにお願いした駆除隊の方が地域のイノシシが出た、クマが出た、シカが出たという、サルが出たということで、その地域に行って、実際に駆除に当たろうとするわけですが、捕獲制限に達したからということで、そのイノシシならイノシシを目の前にしていても、駆除ができないという、今、実はこういう現実が、実際に起きております。

現在の状況で、私が思うには、先ほど同僚議員も言いましたけれども、無制限でもいいんじゃないかと。それだけ被害が大きくなっています。その県の絡みで、国の絡みで無理なら、その中身を、私はもっと考えるべきではないかと。その中身を考えるということは、どうすべきかということは、旧3町、下部、身延、中富とあるわけですが、実際には各地区に10頭ずつ、先ほど言いました各10頭の捕獲制限がとられています。その10頭が、実際に10頭以上捕獲するところ、また、その捕獲制限数に達しないところ、あるわけです。そういうところを、やはり区分けして、また、今までの統計から、その山を裏に抱えている、その山で、ここは意外と少ないんだよと、そういうところは、今、10頭だったら5頭にして、多く出るところに、例えば15頭にするとか、そういうふうな制限数を調整できないか、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

お答えします。

今、言われたとおりでございます、今、10頭のところ、今後は15頭というようなことを検討しております。また、言われたとおり、各地区によって、その3地区で45頭ということでございますけれども、その配分につきましても検討していきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それでは、次の質問に移らせていただきます。

捕獲申請、この方法ですが、今、現行、月1回という形で、駆除隊から捕獲個数の報告を受けて、駆除隊、各地区の猟友会の支部長さんですか、そちらのほうに集められます。それから、その支部長さんを通じて、産業課のほうに送られるという、そういうシステムになっているわけですが、そうしますと、月に1回ですから、月初に捕獲した場合、丸々1カ月、時間が空くわけですね。こちらのほうの、奨励金の交付が当然、月初に捕獲した場合には遅くなる。これを駆除は、大体4月、5月から10月ごろまでの半年間なわけですから、この半年間、大変、猟友会の方も大変かと思えます。また、役場の方も大変かと思うんですけれども、やはりボランティアで、先ほどの話が出ましたように、ボランティアで休みを利用して、駆除隊の方々が出ていらっしゃるわけですから、そのボランティアの気持ちに報いるためにも、ぜひ、月1回とはいわずに2回、半月に1回ずつの締め切りというような形をとれないかどうか、それを簡単に答弁いただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

おっしゃるとおり、ボランティアでやっていただいているということがございまして、そういうふうによく差し上げればよろしいかと思うわけでございますけれども、県の指導としまして、捕獲の許可期間は長期とならないよう、1カ月以内とすることが望ましいとされております。

月2回の許可期限というのは、それをまとめにしましても、こちらのほうの担当の事務も複雑になるというふうなことで、現行の月1回ぐらいが望ましいと、今、町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

町は町なりの、その理由があると思えますけれども、ぜひ、そのへんはまた知恵を絞っていただいて、おそらく駆除隊、また猟友会の方々もそういうふうにいる方が非常に多いと思えます。ぜひ、話し合っていていただいて、調整していただければと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきますけれども、時間がなくなりました。現在、捕獲檻、

先ほど同僚議員も出ましたけれども、今、設置されています。それから、その成果も十二分に挙がっているわけですが、実は私が、今回の質問について、いろいろ産業課のほうと話をしたくて、何回か、役場の庁舎を訪れました。しかしながら、担当の方がほとんど、いらっしやらない。これはサボっているわけでもなんでもなくて、いろいろ聞きましたら、檻の設置と移動で、非常に時間がかかっている。先ほども言いましたけれども、4人の職員で、やっと持ち上げるというふうな状態。これはいくら半年間とはいえ、本来の職務の遂行に支障をきたしているのではないかと、私自身がこの質問の中身を確認なり、話し合いをしたくて来ているんですけれども、何日も会えない。午前中いるのか、いない、午後はあるのか、いない、明日、あさってぐらいなら、なんとかなるかもしれません、そういう状態です。ですから、これは猟友会の方々、生態もよく詳しいわけですから、そういう方々に委嘱するなり、できないか。また、それが、もし無理であれば、職員の増員も含めて考えられないかどうか、これは町長にお伺いしたいと思います。時間がありませんので、短くお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

松浦さんが長くしゃべられて、答えを短くするというのは、大変難しい面もあるわけがございますので、端的に答えさせていただきますと、これらはもっと知恵を働かせて、担当課でもってやっていただかないと、ご指摘のとおりでありますので、これは部内の問題ですので、きちっと対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

大変、恐れ入りました。

今、言ったように、やはり産業課のほうも知恵を絞っていただきたいと思っております。

8番目の里山再生事業との絡みですが、これはやはり駆除だけではなくて、そういう里山整備事業とか絡めて、やっていかなければいけないと思っておりますので、これも併せて、産業課のほうで、ぜひ検討していただきたいと思っております。

最後に、今の町長の答弁にもありましたけれども、そういうことも含めまして、産業課長に今後の対応について、産業課として、お伺いしたい。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

先ほど、町長の答弁にありました、もう少し、答弁をいただけるかなと思ったわけですが、知恵を絞れということもございます。産業課としましても、委託できるものは委託し、また、これは財政上が伴います、そんなこともありますけども、できれば、前に穂坂議員さんに言っていただきましたとおり、専門のプロジェクトチームといいますか、そういう専従班というようなこともあるわけですが、人的な問題がありますので、このへんにしたいと思っておりますけど、よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

本当にぜひ、お願いしたいと思いますし、また、この町長は本当に素晴らしい町長ですから、担当の方々が一生懸命やる気になって、その提案をすれば、絶対、町長も動くと思います。ぜひ、その形の中でお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で松浦隆君の一般質問は終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

以上で通告されました一般質問は、すべて終了いたしました。

本日の議事日程は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

それでは、ご起立をお願いします。

最後のあいさつをしたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分

平成 1 8 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 2 0 日

平成18年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成18年9月20日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案の採決
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案の採決
- 追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 松浦隆 | 2番 | 河井淳 |
| 3番 | 望月秀哉 | 4番 | 望月明 |
| 5番 | 芦澤健拓 | 6番 | 上田孝二 |
| 7番 | 福与三郎 | 8番 | 望月寛 |
| 9番 | 日向英明 | 10番 | 望月広喜 |
| 11番 | 穂坂英勝 | 12番 | 伊藤文雄 |
| 13番 | 渡辺文子 | 14番 | 奥村征夫 |
| 15番 | 川口福三 | 17番 | 笠井万汜 |
| 18番 | 石部典生 | 19番 | 中野恒彦 |
| 20番 | 松木慶光 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

16番 近藤康次

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19名)

| | | | | | |
|--------|---|------|-------|---|-------|
| 町 | 長 | 依田光弥 | 助 | 役 | 野中邑浩 |
| 総務課 | 長 | 片田公夫 | 行政改革室 | 長 | 山宮富士男 |
| 町民課 | 長 | 渡辺力 | 企画財政課 | 長 | 鈴木高吉 |
| 産業課 | 長 | 遠藤忠 | 出納室 | 長 | 市川忠利 |
| 建設課 | 長 | 伊藤守 | 福祉保健課 | 長 | 中澤俊雄 |
| 子育て支援課 | 長 | 赤池和希 | 水道課 | 長 | 井上隆雄 |
| 環境下水道課 | 長 | 佐野雅仁 | 下部支所 | 長 | 赤池善光 |
| 学校教育課 | 長 | 赤池一博 | 生涯学習課 | 長 | 佐野治仁 |
| 身延支所 | 長 | 広島法明 | 観光課 | 長 | 望月治雄 |
| 土地対策課 | 長 | 望月和永 | | | |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

それでは、最初のあいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席願います。

○議長（松木慶光君）

まず最初に事務連絡を行います。

近藤康次議員は病気のため、欠席届が出されております。

なお、身延町議会傍聴規則第9条の中で、傍聴席において写真・映画等を撮影し、または録音等をしてはならないということがあります。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではないということがございますが、今回は許可をいたしましたので、ひとつご承知願いたいと思います。

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第4号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、川口福三君。

川口君。

○総務常任委員長（川口福三君）

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます・・・。

はい。

○17番議員（笠井万沱君）

今、総務常任委員長の報告の中で、平成17年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算そのものが抜けています。

それから、113号の民生費、1項中6目の高齢者保護保養施設、この部分が抜けていましたので、その部分について、ご理解を得て、議事録の訂正をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

ただいま、笠井議員からありましたが、それでは平成17年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算、ならびに113号の第3款民生費中、1項6目高齢者保養施設費については、私のほうで報告をさせていただきますが、よろしゅうございますか。

（異議なし。の声）

それでは、次に教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、奥村征夫君。

奥村君。

○教育厚生常任委員長（奥村征夫君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、穂坂英勝君。

穂坂君。

○産業建設常任委員長（穂坂英勝君）

産業建設常任委員会の審査結果を、報告書の朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

各委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第104号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律によって、住民の負担が2割から3割に増えるという条例です。住民生活に与える影響について、委員会論議の中で、どのような論議があったのか、お答えください。

○議長（松木慶光君）

川口委員長。

○総務常任委員長（川口福三君）

本常任委員会で、104号について、委員会で審議いたしました。

行政当局より説明を受け、現状の段階では、全国的に少子高齢化が急速に進んでいる状況にあります。本町においても、県下2番目という医療費の実態から、3割負担もお願いする改正に、これはやむを得ないというような委員会の結論に達しました。

以上、報告いたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

委員長報告のうち議案第104号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

質疑の中でも言いましたけれども、この条例は健康保険法等の一部を改正する法律により、住民負担を2割から3割に増やす条例です。高齢になれば、当然、医療機関に行くことも多くなります。誰もが安心して医療を受けられるためにも、早期治療するためにも、これ以上の住民負担を増やすべきではないと考え、反対をいたします。

○議長（松木慶光君）

ただいま、反対討論がありました。

賛成討論はありますか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは議案第104号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての賛成討論をいたします。

先ほど、川口委員長より見解が述べられたとおりですけど、昨晚、NHKの10時半からのテレビを見た方はご存じかと思うわけですけど、大変な少子高齢化が進んで、100年後には1億2千万人の人口が6千万人、つまり半分かくらいになるということで、夕べのテレビでやっていた。今の人口が半分になるということは、それだけ負担が倍になるというのが、単純計算ですけど、そんなふうなことをNHKの報道でありました。

その中で、次世代に大きな負担や現在のつけをまわすことができないというような観点に立ちまして、今、委員長の報告のとおり、県下の2番目の高額医療の実態からしまして、今度の議案第104号の3割負担は、そういう考えの本条例について、賛成するものであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに反対討論はありますか。

（なし）

ないようですので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第100号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場で討論をするところであります。

中身につきましては、上程の際、質疑における過程の中で、問題を提起したところでありま

す。次の3点の理由をもって、反対をいたします。

まず、1点目であります。

審議会を昨年11月30日に立ち上げて、2回目として1月25日に審議し、この2日間で審議、結審、答申をしてきたところであります。2日間で、町民の声を聞くことが本当にできたのであろうかと、非常に疑問を持つところであります。また、行政当局は答申のあと、今日まで6カ月もあったのに、町民への説明がなされていない。すべてが決まってからではの説明では町民の理解は得られないと、私は考えるところであります。これが1点目の問題であります。

2点目として、調整方針は5年以内であります。今回の、中富地区の超過料金の値上げは60円から100円であります。65%の値上げとなるわけであります。5年間なので、この間での理解の上での、段階的な調整があると考えする必要があります。

これが2点目であります。

3点目として、旧中富地区は合併する時点で、サービスは高く、負担は低くとの行政説明の中で、合併今日に至ってきたところであります。特に行政の力点が住民のライフラインの水道料金におかれていて、安価な水道料金が今日までできたところであります。企業会計の重視の論点で行えば、給水人口世帯数は人口減少が目に見える中で、その数は減少し、今後、将来的にさらに水道料金は高くなる、これは確実であります。企業会計重視の今回の改正には、反対であります。

以上、3点が主なる、私の理由であります。

最後に、合併における光と影を考えたときに、中富の100円は影の部分であると、私は考えます。

さて、合併とは何ぞやであります。3町が合併して、町長2人減、議員も42名から20名になりました。教育長、収入役も減り、これだけで、報酬手当で1億2千万円減ったところあります。この金額を、すべてとは言いませんけども、この一部、少なくとも町民サービスに充てるのが政治であります、合併であると、私は考えます。

水道料金は調整の中で、町民の負担になるが、別の部分でサービスが向上しますと、そのような政策展開を強く求めるものであります。

以上、議員各位のご理解をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（松木慶光君）

次に賛成討論はございますか。

奥村君。

○14番議員（奥村征夫君）

議案第107号 身延町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

現在、水道料金は旧町ごとに、基本料金および超過料金に大きな格差があります。5年以内に2段階の料金改定という形で統一されることが望ましいと考えます。今回は、超過料金の統一であります。

中富地区では今回、大幅な値上げの料金改定という形で、負担が大きく、大変だろうと理解はいたしますが、合併協議において、課題の円滑かつ早期実現に向けての取り組みが求められております。

提案理由にもありますように、水道使用料の格差を是正し、公平性の確保と水道事業の健全な経営が必要と考えられます。

よって、議案第107号 身延町簡易水道事業給水条例の一部改正する条例については、賛成をいたします。

○議長（松木慶光君）

他に反対討論はございますか。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

議案第107号 身延町簡易水道給水条例一部の改正に反対を申し上げます。

同僚議員が申し上げましたので、ほかの観点から反対をいたします。

旧中富地区は水資源には恵まれず、水を大切に生活してきました。また、水のトラブルも多かった。富士見山も1,640メートルという山ですが、急斜面であり、曙礫岩層という層が水を含まない地質でありまして、水資源には乏しいために、町でも簡易水道事業特別会計から補助をしている。その観点で申し上げますが、地域の住民が生活しやすい環境をつくる。それが行政の仕事だと思う。サービスは高く、負担は軽くするのが、住民に対しての仕事だと思います。そういう時点で、反対いたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに賛成の討論はございますか。

（ な し ）

ないようですので、討論を終結いたします・・・。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、そのうち平成17年度身延町一般会計決算認定について、反対討論をいたします。

予算が議決した趣旨と目的に沿って、適正に、そして効率的に執行されているか審議した中、教育費の歳出において、ある程度、理由の理解できる不用額は当然としても、補正予算を組んでおいて、それ以上に不用額を残しているところが多くあり、予算の組み方に問題があると思われました。

2点目は、やはり歳出において、流用の多さに驚き、審議の中で理由を聞きましたが、多くはとても納得のいくものではありませんでした。中には、同じ節の中において、流用の出し入れがあるというものもあり、安易な流用がされていると思われました。そのことを見ても、やはり予算の組み方に問題があると思います。

各項の経費の金額は、予算の定めに従って流用はできますが、多く流用を行うと議会の議決の趣旨に反し、議会の意思は無視されることとなります。必要最小限度の流用に留めるべきです。予算を計上するのをうっかりしていたなど、理由にはなりません。政府が不況からの脱却をしきりに宣伝していますが、私たちの生活は実感として、それを感じることができません。そういう中での予算編成には特に緊張感を持ち、最小の経費で最大の効果を挙げるべく、予算編成をし、執行すべきです。

○議長（松木慶光君）

ただいまの、渡辺君の反対討論に対する賛成討論はございますか。

奥村君。

○14番議員（奥村征夫君）

認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論をいたします。

認定第1号については、監査委員の決算審査意見書に記載のとおり、公正に執行・処理され、行政効果が確実に表われていると考えます。平成17年度は新身延町になって、初めての年間予算の執行であったが、新町として不確定要素も多々ある中で、事務事業はなんら問題なく進んでおります。提出された書類、資料は細部にわたり、丁寧に記載されております。この中で、決算書に記載の予算流用、充用については同じ目内の流用であり、また予備費の充用も法令規則等で認められている範囲内であります。不用額についても、財政上の観点から許容範囲と認めます。

以上のことから、認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については賛成いたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに討論はございますか。

（ な し ）

ないようですので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を行います。

認定第1号について委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号 平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第92号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第92号 身延町男女共同参画推進条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第93号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第93号 政治倫理の確立のための身延町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第94号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第94号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第95号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第95号 身延町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第96号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第96号 身延町下部奥の湯温泉条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第97号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第97号 身延町下山特産品生産施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第98号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第98号 身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第99号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第99号 身延町下部奥の湯温泉事業基金条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第100号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第100号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第101号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第101号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第102号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第102号 身延町乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第103号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第103号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第104号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第104号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第105号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第105号 身延町公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第106号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第106号 身延町下水道条例及び身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第107号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第107号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第108号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第108号 身延町簡易水道施設整備費分担金徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第109号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第109号 身延町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第110号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第110号 芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第111号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第111号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第112号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第112号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第113号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第113号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第114号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第114号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第115号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第115号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第116号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第116号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第117号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第117号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第118号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第118号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第119号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第119号 平成18年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長および議員より、追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第120号 身延下水道工事18-6工区工事請負契約について

議案第121号 財産の取得について

同意第3号 身延町教育委員会委員の任命について

同意第4号 身延町公平委員会委員の選任について

同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第6号 教育委員会委員罷免について

発議第3号 警察署の再編整備実施計画に関する意見書について

以上、7件を一括上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の説明を行います。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは追加提出議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第120号 身延下水道工事18-6工区工事請負契約について

身延下水道工事18-6工区工事請負契約について

身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 身延下水道工事18-6工区

2. 契約の方法 指名競争入札による契約

3. 契約金額 金5,176万5千円

4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町相又497-1

株式会社高山工業所 代表取締役 高山実

平成18年9月20日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延下水道工事18-6工区工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第121号 財産の取得について。

身延町議会の議決に付すべく契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第3条の規定に基づき、下記のとおり、財産を取得することについて議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 備品
2. 物品名および数量 身延北小学校施設備品一式
3. 購入金額 金1,160万7,576円
4. 購入先 山梨県甲府市国母7-11-4
株式会社甲陽 代表取締役 三井学

平成18年9月20日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延北小学校新校舎建設に伴う施設備品購入契約を締結するにあたり、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に同意第3号 身延町教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年9月20日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町常葉5966番地

氏 名 小松文雄

生年月日 昭和16年7月12日生まれ

小松さんでございますが、昭和35年に山梨県に入居をされて、平成14年、峡南振興局の林務環境部次長をもって退職をされております。人格・識見ともに高く、温厚篤実、地域の皆さんの信望も厚い方であるわけでございますので、一応、任命について、お願いをいたしたいと存じるところであります。

同意第4号 身延町公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会委員に選任命したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年9月20日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町八日市場674番地

氏 名 佐野繁昭

生年月日 昭和9年10月29日生まれ

この方は、再任ということをお願いをいたしたいということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成18年9月20日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下部990番地

氏 名 依田武司

生年月日 昭和18年7月10日生まれ

この方も一応、再任ということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に同意第6号でございます。教育委員会委員罷免について。

身延町教育委員会委員 千頭和英樹を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第7条第1項の規定により、罷免したいから議会の同意を求める。

平成18年9月20日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、教育委員たるに適しない非行があると認められたためでございますが、先ほど全員協議会でも教育委員長からもお話がございましたが、昨晚、教育委員会から、私に届けられた免職に対する辞令がございます。

職 名 教育長

所 属 身延町教育委員会

氏 名 千頭和英樹

懲戒処分の内容 地方公務員第29条第1項第3号、ならびに身延町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例により懲戒処分とし、免職する。

平成18年9月19日

身延町教育委員会

これに基づきまして、私どものほうから罷免について、ご提案を申し上げる次第であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長の説明が終わりました。

次に意見書の提出者であります、川口福三議員より説明をお願いいたします。

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

発議第3号

平成18年9月20日

身延町議会議長 松木慶光殿

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 身延町議会議員 | 川口福三 |
| 賛成者 | 身延町議会議員 | 日向英明 |
| 〃 | 〃 | 松浦 隆 |
| 〃 | 〃 | 望月秀哉 |
| 〃 | 〃 | 笠井万沱 |
| 〃 | 〃 | 中野恒彦 |

警察署の再編整備実施計画に関する意見書

上記の議案を身延町議会議規則第14条の規定により、提出します。

提案理由

下山地区に警察署として庁舎の設置を要望するために、提出するものである。

意見書の内容ですが、お手元の資料の上から 8 行目あたりになりますか、「警察署の管轄なる」とありますが、「管轄になる」と「に」を入れてください。

それでは、朗読いたします。

警察署の再編整備実施計画に関する意見書

警察署の再編整備実施計画が県民に示されました。本町は平成 16 年 9 月 13 日、旧下部町、旧中富町、旧身延町の 3 町が合併し、新身延町となって 2 カ年が経過しました。

合併後も警察署の所管は旧下部町は市川警察署、旧中富町は鯉沢警察署、旧身延町は南部警察署と合併前のままで、警察行政運営がなされているところではありますが、今回、警察の具体的な再編基本計画から、身延町全域が南部警察署の管轄になるという。

この計画では下山駐在所で、許認可事務の一部を取り扱うという内容のようではありますが、本町は面積も広大であることと、旧下部町、旧中富町の住民は、下山地区に分庁舎的機能を持つ庁舎が設置されるものと、今まで、この問題に対する説明や経過から理解していただけに、今は大変、困惑するとともに、過疎化に余計、拍車がかかるのではと懸念するところでありませ

ず。県警本部では今後、県民、自治体、関係機関、関係団体等の理解と協力を得ながら、再編整備を推進すると明示しているわけでありますから、上意下達のような整備推進でなく、住民の声なき声が反映されるような下山地区に警察署として、事務全般の取り扱いができる庁舎の設置を強く要望します。

平成 18 年 9 月 20 日

身 延 町 議 会

以上です。

○議長（松木慶光君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

追加日程第 3 追加提出議案の質疑を行います。

議案第 120 号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第 121 号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第 3 号、同意第 4 号、同意第 5 号、同意第 6 号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号は質疑を省略いたします。
次に発議第3号について、質疑を求めます。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

追加日程第4 追加提出議案の討論を行います。

議案第120号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第121号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
お諮りいたします。

同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号は討論を省略いたします。
発議第3号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案の採決を行います。

議案第120号について、原案のとおり可決決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第120号 身延下水道工事18-6工区工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第121号について、原案のとおり可決決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第121号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。
同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第3号 身延町教育委員会委員の任命については、山梨県南巨摩郡身延町常葉

5966番地、小松文雄氏、昭和16年7月12日生まれに同意することに決定いたしました。
同意第4号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第4号 身延町公平委員会委員の選任については、山梨県南巨摩郡身延町八日市場674番地、佐野繁昭氏、昭和9年10月29日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第5号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、山梨県南巨摩郡身延町下部990番地、依田武司氏、昭和18年7月10日生まれに推薦することに決定いたしました。

同意第6号について、原案のとおり罷免することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第6号 教育委員会委員罷免については、罷免することに決定いたしました。

発議第3号について、原案のとおり可決決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、発議第3号 警察署の再編整備実施計画に関する意見書については、原案のとおり可決決定いたしました。

追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長および議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員長より所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

以上6委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長……。

すみません、その前に新教育委員さんのあいさつをいただきたいと思います。

ちょっと、お待ちください。

それでは、同意を得られました身延町教育委員の小松文雄氏から、あいさつをいただきます。

○教育委員（小松文雄君）

紹介されましたように、私は常葉の小松文雄でございます。

教育委員という大職を拝命されて、心苦しく思っております。何しろ、この町の素晴らしい環境と人材を育てるためには、教育行政が第一だと考えているわけでございます。浅学の私でございますけど、一生懸命、この職にまっとうしていく覚悟でございますので、ぜひとも、皆様のご協力をお願いするとともに、ご示唆のほども併せてお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松木慶光君）

それでは、以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、平成18年身延町議会第3回の定例議会、締めくくりといたしまして、私から最後のごあいさつを申し上げたいと存じます。

平成18年身延町議会第3回定例会、9月11日に開会されました。本日まで会期10日間、松木議長のもとで、当局提案に関わる議案のうち、平成17年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、条例の制定、条例の一部改正、また芦川村の編入合併に伴う総合事務組合等の規約の変更、数の変更等、さらには平成18年度身延町一般会計補正予算、特別会計補正予算、下部奥の湯温泉事業特別会計予算等々29件、ご熱心な質疑、また委員会においての審議等を重ねられ、先刻、討論・採決の上、原案どおり可決確定をいただきました。

また、追加提出議案につきましては、原案ご同意を頂戴いたしまして、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

各議案に関わる委員会審議、現地調査、あるいは一般質問等を通して、行政運営諸般にあたり、ご意見・ご提言・ご叱正をいただき、さらに各常任委員長報告から議員各位のまちづくりへの熱い思い、真摯なお取り組みが伝わってまいります。心より敬意を表するものでございます。

このような中で、大変、残念でございますが、このたびの千頭和教育長の酒気帯び運転摘発につきまして、あってはならないこと、極めて遺憾なことでございます。まずもって、深くお詫びを申し上げたいと存じます。

9月11日、議会冒頭の施政報告で、職員の飲酒運転の根絶につきましては、今月21日から秋の交通安全運動が始まる、重点目標の1つに飲酒運転の追放を掲げて、最近の新聞などには公務員の飲酒運転が数多く報じられているが、町職員による飲酒運転根絶のため、職員の自覚を促すなど、あらゆる努力を傾け、町民の皆さんの信頼を損なうことのないようにしたいと、町政の大きな課題として、議員各位にお約束を申し上げたところでありますが、誠に残念であります、不祥事が生じたわけでございます。

職員には、これまで再三の注意喚起を行うとともに、懲戒処分の基準強化などにも取り組む中で、より強力な飲酒運転に対する取り組み等を徹底するためには、飲酒運転は決して許すなという、町役場の組織としての強固な決意を明らかにする必要があると判断をいたし、飲酒運転に対する懲戒処分の基準を見直し、原則として免職とすることを検討していた矢先でありま

す。誠に残念ではありますが、監督不行き届き、心から重ねてお詫びを申し上げたいと存じます。

議員各位にはもとより、町民の皆さんの批判の声、怒りの声は当然のことです。町に対する信頼感というのは、このようなことで揺らぐことがあってはならないと思うわけですが、私どもはむしろ、このような重大なことを起こしたことを契機として、より公務員としてのあり方を徹底していこうと、私は常々、申し上げております町民の役に立つ、町民と共にという積極的な心構えというものを、より徹底していこうと、思いを新たにいたしましたところであります。

議員各位をはじめ、町民の皆さまに深くお詫びを申し上げますとともに、今後とも、さらなるご叱正・ご指導・ご協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

申し上げるまでもありませんが、余暇時間の増加やライフスタイルの変化、少子高齢化、低成長経済など、社会経済状況の変化が顕著になった今、人々は心身にゆとりのある生活、人間的交流、潤い、癒し、創造的な日々といった生きがいにつながる生活文化を求め、四方に目を向け始めました。身延町の歴史や文化、自然や産業などの観光資源を生かし、いきいきとした人々の交流を促進し、賑わい溢れる町を実現していく、そのために町民の皆さんすべてが身延町に誇りを持っている、地域・自然・文化・歴史を大切にいただき、施政報告でも述べました公共事業の執行については、より一層、公平・公正・透明性の高い事業執行、職員の飲酒運転の根絶については、ただいま申し上げたとおりであります。行政改革のさらなる推進、中部横断自動車道事業促進、下部温泉新源泉利用計画を核にした温泉街の活性化、西嶋和紙の全国ブランドへの挑戦等々、実現に向かって職員ともども、日々の実務をしっかりと歩みを進めてまいりたいと存じておるところであります。

議員各位をはじめ、町民の皆さん、さらなるご指導・ご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

議員各位の10日間にわたっての真摯な議会活動に対しまして、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

いよいよ実りの秋を迎えます。皆さん方にはご健康にご留意をいただきまして、ご活躍をいただきます、ご祈念を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

続いて教育委員長より、あいさつを行います。

○教育委員長（笠井義仁君）

このたびは、教育行政の重責を担う千頭和前教育長が、あってはならない、また絶対に許すことのできない飲酒による運転という行為に及びました。

公務員の飲酒運転の厳罰化が全国的に実施の方向にある中、また飲酒運転による悲惨な事故等の多発の中で、国民すべてが飲酒運転の撲滅に取り組んでいるさなかの行為であるだけに、報告を受けたときは教育長という職にある者が、まさかという気持ちでありました。

また、秋の交通安全運動を前にして、各小中学校で交通安全教室に取り組んでいることを考えますと、なんとってお詫びをしてよいか、言葉が見つかりません。ここに町民の皆さま、および児童生徒の皆さまに教育委員長として、心よりお詫びを申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

今後は、私たち教育委員一同、みずからの重責をさらに自覚し、町民の信頼を回復すべく、

努力してまいりる覚悟でございます。

議員の皆さまにも、今後とも厳しいご指導・ご指摘をよろしくお願い申し上げます、お詫
びの言葉といたします。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案はすべて議了いたしました。

会期10日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であ
ります。

これもちまして、平成18年第3回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

それでは、ご起立願います。

最後のあいさつをしたいと思います。

お互いに礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢茂が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上